

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律  
の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案の修正箇所及び理由について

修正箇所	修正理由
国家戦略特別区域法施行令（第四条関係）第 2 6 条	技術的修正をしました。
地方自治法施行令（第六条関係） ・第 1 7 4 条の 2 5 の 2 ・第 1 7 8 条の 2 ～ 5	技術的修正をしました。 技術的修正（条の構成の修正を含む。）をしました
公職選挙法施行令（第七条関係）目次、第 1 5 条の 2、第 2 3 条の 1 1 の 2、第 1 2 章の 4	技術的修正をしました。
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（第十三条関係）第 1 1 条	技術的修正をしました。
市町村の合併の特例に関する法律施行令（第十五条関係）第 2 0 条、第 2 2 条	技術的修正をしました。
日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（第十六条関係）第 7 条、第 2 6 条	技術的修正をしました。
大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（第十七条関係）第 6 条、第 8 条	技術的修正をしました。
建設機械登記令（第十九条関係）第 1 6 条	技術的修正をしました。
鈹害賠償登録令（第二十条関係）第 3 0 条	技術的修正をしました。
企業担保登記登録令（第二十一条関係）第 1 6 条	技術的修正をしました。
動産・債権譲渡登記令（第二十三条関係）第 2 2 ～ 2 3 条	技術的修正をしました。
後見登記等に関する政令（第二十四条関係）第 1 6 ～ 1 7 条	技術的修正をしました。
不動産登記令（第二十六条関係）第 2 4 ～ 2 5 条	技術的修正をしました。
船舶登記令（第二十七条関係）第 3 5 条	技術的修正をしました。
農業用動産抵当登記令（第二十八条関係）第 1 8 条	技術的修正をしました。
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（第二十九条関係）第 2 条の 2、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 7 条、	技術的修正をしました。

第8条、第10条、第11条、第12条、第14条、第16条、第17条、第18条、第20条、第22条	
更生保護法施行令（第三十条関係）第6条の2	技術的修正をしました。
社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（第四十条関係） ・第6条の2 ・第8条の4、第8条の5	技術的修正をしました。 行政不服審査法施行令第12条第2項及び第13条第1項の修正に伴い、同様の修正をしました。
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（第四十二条関係）第14条の5、第14条の6	行政不服審査法施行令第12条第2項及び第13条第1項の修正に伴い、同様の修正をしました。
土地改良法施行令（第五十一条関係）第72条の5	技術的修正をしました。
漁業法施行令（第五十二条関係）第5条	技術的修正をしました。
鉱業登録令（第六十三条関係）第37条	技術的修正をしました。
都市再開発法施行令（第七十八条関係）第3条の2	技術的修正をしました。
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（第八十条関係）第20条の2	技術的修正をしました。
農住組合法施行令（第八十一条関係）第6条	技術的修正をしました。
密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（第八十二条関係）目次、第25条の	技術的修正をしました。
マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（第八十三条関係）第1条の2	技術的修正をしました。

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案  
新旧対照表

## 目次

### 第一章 内閣官房関係

- 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第一条関係）

### 第二章 内閣府関係

- 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）（第二条関係）
- 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第二条関係）
- 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第二条関係）
- 保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）（第二条関係）
- 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第二条関係）
- 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）（第二条関係）
- 公文書管理委員会令（平成二十二年政令第六十六号）（第三条関係）
- 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（第四条関係）

### 第三章 総務省関係

- 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（第五条関係）
- 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（第六条関係）
- 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）（第七条関係）
- 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（第八条関係）
- 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第九条関係）
- 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）（第十条関係）
- 行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）（第十一条関係）
- 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（第十二条関係）
- 行政機関の保有する個人情報保護の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）（第十三条関係）
- 情報公開・個人情報保護審査会設置法施行令（平成十五年政令第五百五十号）（第十四条関係）
- 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第十五条関係）
- 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）（第十六条関係）
- 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）（第十七条関係）
- 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（

平成二十五年政令第五十一号）（第十八条関係）

第四章 法務省関係

- 建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）（第十九条関係）
- 鈹害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）（第二十条関係）
- 企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）（第二十一条関係）
- 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）（第二十二条関係）
- 動産・債権譲渡登記令（平成十年政令第二百九十六号）（第二十三条関係）
- 後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）（第二十四条関係）
- 法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（第二十五条関係）
- 不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（第二十六条関係）
- 船舶登記令（平成十七年政令第十一号）（第二十七条関係）
- 農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）（第二十八条関係）
- 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成十八年政令第九十二号）（第二十九条関係）
- 更生保護法施行令（平成二十年政令第四百四十五号）（第三十条関係）

第五章 外務省関係

- 外務公務員法施行令（昭和二十七年政令第四百七十三号）（第三十一条関係）

第六章 財務省関係

- 税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）（第三十二条関係）
- 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第三十三条関係）
- 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第三十四条関係）
- 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）（第三十五条関係）
- 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第三十六条関係）

第七章 文部科学省関係

- 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）（第三十七条関係）

第八章 厚生労働省関係

- 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（第三十八条関係）

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（第三十八条関係）
- 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）（第三十九条関係）
- 社会保険審査官及び社会保険審査会法施行令（昭和二十八年政令第九十号）（第四十条関係）
- 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）（第四十一条関係）
- 労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令（昭和三十一年政令第二百四十八号）（第四十二条関係）
- 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（第四十三条関係）
- 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）（第四十四条関係）
- 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十七号）（第四十五条関係）
- 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（第四十六条関係）
- 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（第四十七条関係）
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（第四十八条関係）
- 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）（第四十九条関係）
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する成二十六年政令第七十四号）（第五十条関係）

## 第九章 農林水産省関係

- 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）（第五十一条関係）
- 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）（第五十二条関係）
- 肥料取締法施行令（昭和二十五年政令第九十八号）（第五十三条関係）
- 漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）（第五十四条関係）
- 家畜取引法施行令（昭和三十二年政令第九号）（第五十五条関係）
- 農業機械化促進法施行令（昭和四十年政令第二百九号）（第五十六条関係）
- 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）（第五十七条関係）
- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第九十八号）（第五十八条関係）
- 集落地域整備法施行令（昭和六十三年政令第二十五号）（第五十九条関係）
- 市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）（第六十条関係）
- 漁船法第三十三条第一項の期間等を定める政令（平成十三年政令第三百七号）（第六十一条関係）

## 第十章 経済産業省関係

○ 外国為替及び外国貿易法第五十六条の規定による意見の聴取の手續に関する政令（昭和二十四年政令第三百七十九号）（第六十条二条關係）

○ 鉱業登録令（昭和二十六年政令第十五号）（第六十三条關係）

○ 特定鉱業權關係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）（第六十四条關係）

○ 外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）（第六十五条關係）

○ 弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（第六十六条關係）

#### 第十一章 国土交通省關係

○ 水害予防組合職員賠償責任及身元保証令（明治四十一年勅令第九十一号）（第六十七条關係）

○ 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）（第六十八条關係）

○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（第六十九条關係）

○ 道路運送車兩法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）（第七十条關係）

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（第七十一条關係）

○ 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（第七十二条關係）

○ 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（第七十三条關係）

○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百三十九号）（第七十四条關係）

○ 領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令（昭和三十七年政令第三百九十四号）（第七十五条關係）

○ ダム使用權登録令（昭和四十二年政令第二号）（第七十六条關係）

○ 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）（第七十七条關係）

○ 都市再開發法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）（第七十八条關係）

○ 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）（第七十九条關係）

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（第八十条關係）

○ 農住組合法施行令（昭和五十六年政令第七十号）（第八十一条關係）

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（第八十二条關係）

○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（第八十三条關係）

○ 景觀法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（第八十四条關係）

#### 第十二章 防衛省關係

○ 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（第八十五条關係）

附 則

- 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（附則第八条関係）
- 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（附則第八条関係）
- 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（附則第八条関係）
- 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（附則第八条関係）
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（附則第八条関係）
- 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（附則第八条関係）
- 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（附則第八条関係）
- 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（附則第八条関係）
- 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（附則第八条関係）
- 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（附則第九条関係）

○ 職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>(略)</p>	<p>総務省 行政不服審査会に置かれる事務局 電気通信紛争処理委員会に置かれる事務局 電波監理審議会 政治資金適正化委員会に置かれる事務局 管区行政評価局 沖繩行政評価事務所 総合通信局 沖繩総合通信事務所 公害等調整委員会に置かれる事務局 消防庁（消防大学校を除く。）</p>	<p>(略)</p>	<p>総務省 電気通信紛争処理委員会に置かれる事務局 電波監理審議会 政治資金適正化委員会に置かれる事務局 管区行政評価局 沖繩行政評価事務所 総合通信局 沖繩総合通信事務所 公害等調整委員会に置かれる事務局 消防庁（消防大学校を除く。）</p>
<p>（局等組織） 第五条 法第百六条の三第二項第二号の国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七條第一項に規定する官房若しくは局又は同法第八條の二に規定する施設等機関に準ずる国の部局又は機関として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 別表第一の上欄に掲げる府省等に置かれる同表の当該府省等の項下欄に掲げるもの 別表第一（第五条関係）</p>			



○ 公認会計士法施行令（昭和二十七年政令第三百四十三号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（権利の実行の手続） 第二十七条（略） 25（略） 6 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した 後、配当表に従い実施するものとする。 7（略）</p>	<p>（権利の実行の手続） 第二十七条（略） 25（略） 6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した 後、配当表に従い実施するものとする。 7（略）</p>

○ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（営業保証金に係る権利の実行の手続） 第十五条の十四（略） 255（略） 6 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した 後、同項の配当表に従い実施するものとする。 7（略）</p>	<p>（営業保証金に係る権利の実行の手続） 第十五条の十四（略） 255（略） 6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した 後、同項の配当表に従い実施するものとする。 7（略）</p>

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（営業保証金に係る権利の実行の手続）            第六条（略）            2～5（略）            6 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。            7（略）</p>	<p>（営業保証金に係る権利の実行の手続）            第六条（略）            2～5（略）            6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。            7（略）</p>

改正案	現行
<p>（営業保証金に係る権利の実行の手続） 第十三条の四（略） 2～5（略） 6 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。 7（略）</p> <p>（権利の実行の手続） 第二十六条（略） 2～5（略） 6 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。</p> <p>（権利の実行の手続） 第三十三条（略） 2～5（略） 6 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。</p> <p>（権利の実行の手続） 第三十八条の六（略） 2～5（略） 6 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。 7（略）</p>	<p>（営業保証金に係る権利の実行の手続） 第十三条の四（略） 2～5（略） 6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。 7（略）</p> <p>（権利の実行の手続） 第二十六条（略） 2～5（略） 6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。</p> <p>（権利の実行の手続） 第三十三条（略） 2～5（略） 6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。</p> <p>（権利の実行の手続） 第三十八条の六（略） 2～5（略） 6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。 7（略）</p>

(権利の実行の手続)

第四十三条 (略)

2・5 (略)

6 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した  
後、配当表に従い実施するものとする。

7・8 (略)

(権利の実行の手続)

第四十三条 (略)

2・5 (略)

6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した  
後、配当表に従い実施するものとする。

7・8 (略)

○ 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（信託会社等の営業保証金に係る権利の実行の手続）                      第十一条（略）                      25（略）                      6 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。                      7（略）</p>	<p>（信託会社等の営業保証金に係る権利の実行の手続）                      第十一条（略）                      25（略）                      6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、同項の配当表に従い実施するものとする。                      7（略）</p>

○ 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（発行保証金に係る権利の実行の手続）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。</p> <p>7～9（略）</p> <p>（履行保証金に係る権利の実行の手続）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 配当は、前項の規定による公示をした日から百十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。</p> <p>7～14（略）</p>	<p>（発行保証金に係る権利の実行の手続）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。</p> <p>7～9（略）</p> <p>（履行保証金に係る権利の実行の手続）</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 配当は、前項の規定による公示をした日から八十日を経過した後、配当表に従い実施するものとする。</p> <p>7～14（略）</p>

○ 公文書管理委員會令（平成二十二年政令第百六十六号）（第三条關係）  
（略）



改正案	現行
<p>（国家戦略土地区画整理事業に係る事業計画等の縦覧及び意見書の内容の審査）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>2 法第二十条第七項において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第〇号）第八条の規定を、法第二十条第七項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「国家戦略特別区域会議」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。</p> <p>（国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の縦覧及び意見書の内容の審査）</p> <p>第二十六條 第二十二條第一項の規定は、法第二十四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。</p> <p>2 第二十二條第二項の規定は、法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第二十四条第六項において準用する行政不服審査法第三十七條第二項の規定による意見の聴取について準用する。</p>	<p>（国家戦略土地区画整理事業に係る事業計画等の縦覧）</p> <p>第二十二條（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>（国家戦略市街地再開発事業に係る事業計画等の縦覧）</p> <p>第二十六條 第二十二條の規定は、法第二十四条第三項の規定により同項に規定する事業計画等を公衆の縦覧に供しようとする場合について準用する。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 恩給給与規則（大正十二年勅令第三百六十九号）（第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三十九条 恩給ヲ受クルノ権利ニ関スル処分又ハ其ノ不作為ニ付テノ審査請求ハ文書又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得</p>	<p>第三十九条 恩給ヲ受クルノ権利ニ関スル処分ニ付テノ異議申立又ハ審査請求ハ文書又ハ口頭ヲ以テ之ヲ為スコトヲ得</p>

改 正 案	現 行
<p>地方自治法施行令目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 条例による事務処理の特例</p> <p>第八章 大都市等に関する特例</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第九章～第十一章（略）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係</p> <p>第二節 普通地方公共団体相互間の協力</p> <p>第二款 職員の派遣</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第七百七十四条の二十五（略）</p>	<p>地方自治法施行令目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第八章 大都市等に関する特例</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第九章～第十一章（略）</p> <p>第三編・第四編（略）</p> <p>附則</p> <p>第二編 普通地方公共団体</p> <p>第七章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係</p> <p>第二節 普通地方公共団体相互間の協力</p> <p>第二款 職員の派遣</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第七百七十四条の二十五（略）</p>

第三節 条例による事務処理の特例

(再々審査請求への行政不服審査法施行令の規定の準用)

第七百七十四条の二十五の二 地方自治法第二百五十二条の十七の四  
第五項の再々審査請求については、行政不服審査法施行令(平成  
二十七年政令第 号)第十九条の規定を準用する。

第八章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

(児童福祉に関する事務)  
第七百七十四条の二十六 (略)

第十一章 補則

第七百七十八条 (略)

第七百七十八条の二 地方自治法第二百五十五条の五第一項に規定す  
る審査請求(以下この条において「審査請求」という。)につい  
ての行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の規定の適  
用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に  
掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十一条第二項</p>	<p>第九条第一項の規定 により指名された者 (以下「審理員」と いう。)</p>	<p>自治紛争処理委員</p>
<p>第十三条第一項及</p>	<p>審理員</p>	<p>自治紛争処理委員</p>

[新設]

第八章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

(児童福祉に関する事務)  
第七百七十四条の二十六 (略)

第十一章 補則

第七百七十八条 (略)

[新設]

び第二項、第二十五 条第七項並びに 第二十八条	第二十九条第一項	審理員	自治紛争処理委員
第二十九条第二項 及び第五項、第三 十条、第三十一条 、第三十二条第三 項、第三十三条か ら第三十七条まで 、第三十八条第一 項から第三項まで 及び第五項、第三 十九条、第四十条 並びに第四十一条 第一項及び第二項	審理員が	自治紛争処理委員が	
第四十一条第三項	審理員意見書	自治紛争処理委員 意見書	
第四十二条	審理員は  審理員意見書	自治紛争処理委員は  自治紛争処理委員 意見書	

<p>第四十四条</p>	<p>行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。）にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合は同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）</p>	<p>自治紛争処理委員意見書が提出されたとき</p>
<p>第五十条第一項第四号</p>	<p>審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書</p>	<p>自治紛争処理委員意見書</p>
<p>第五十条第二項</p>	<p>第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、前項の裁決書には、審理員意見書</p>	<p>前項の裁決書には、自治紛争処理委員意見書</p>

② 審査請求については、行政不服審査法施行令第一条及び第二条の規定は適用しないものとし、同令の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は

、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第二項	審理員	自治紛争処理委員
	指名されている	任命されている
第八条、第九条並びに第十三条第一項及び第二項	審理員	自治紛争処理委員
第十五条第一項第五号	若しくは特定意見聴取、法	、法
第十六条	審理員は 審理員意見書	自治紛争処理委員は 自治紛争処理委員意見書

③ 審査請求に関しては、次に掲げる事項は、自治紛争処理委員の合議によるものとする。

- 一 第一項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（以下この項において「読替後の行政不服審査法」という。）第十一條第二項の規定による総代の互選を命ずる決定
- 二 読替後の行政不服審査法第十三條第一項の規定による利害関係人（同項に規定する利害関係人をいう。次号において同じ。）が審査請求に参加することの許可についての決定
- 三 読替後の行政不服審査法第十三條第二項の規定による利害関係人に審査請求への参加を求める決定
- 四 読替後の行政不服審査法第三十一條第一項ただし書の規定による申立人（同項本文に規定する申立人をいう。次号において同じ。）に口頭意見陳述（同條第二項に規定する口頭意見陳

- 述をいう。同号において同じ。）の機会を与えないことの決定
- 五 読替え後の行政不服審査法第三十一条第三項の規定による申立人が補佐人とともに口頭意見陳述に出頭することの許可に付いての決定
- 六 読替え後の行政不服審査法第三十二条第三項の規定による証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間の決定
- 七 読替え後の行政不服審査法第三十三条の規定による物件の提出要求及び提出された物件を留め置くことについての決定
- 八 読替え後の行政不服審査法第三十四条の規定による参考人の陳述及び鑑定への要求についての決定
- 九 読替え後の行政不服審査法第三十五条第一項の規定による必要な場所の検証についての決定
- 十 読替え後の行政不服審査法第三十七条第一項の規定による審理関係人（読替え後の行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。次号において同じ。）の意見の聴取を行うことの決定
- 十一 読替え後の行政不服審査法第三十七条第二項の規定による音声の送受信により通話をすることができる方法によつて審理関係人の意見の聴取を行うことの決定
- 十二 読替え後の行政不服審査法第三十七条第三項の規定による審理手続の終結の予定時期の決定又は変更
- 十三 読替え後の行政不服審査法第三十八条第一項の規定による閲覧又は交付の拒否の決定
- 十四 読替え後の行政不服審査法第三十八条第三項の規定による閲覧の日時及び場所の決定
- 十五 読替え後の行政不服審査法第三十八条第五項の規定による手数料の減免についての決定
- 十六 読替え後の行政不服審査法第三十九条の規定による審理手続の併合又は分離についての決定
- 十七 読替え後の行政不服審査法第四十条の規定による執行停止



の意見書の提出についての決定  
 十八 読替え後の行政不服審査法第四十一条第一項及び第二項の規定による審理手続の終結についての決定  
 十九 読替え後の行政不服審査法第四十二条第一項の規定による同項に規定する自治紛争処理委員意見書の作成についての決定  
 二十 前項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法施行令第八条の規定による映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法によつて審理を行うことの決定

第七十八條の三 地方自治法第二百五十五條の五第一項に規定する審査の申立て又は審決の申請（以下この条において「審査の申立て等」という。）についての同法第二百五十八條第一項において準用する行政不服審査法（第九條を除く。）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第十一條第二項</p>	<p>第九條第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）</p>	<p>自治紛争処理委員</p>
<p>第十三條第一項及び第二項</p>	<p>審理員</p>	<p>自治紛争処理委員</p>
<p>第二十五條第七項</p>	<p>審理員</p>	<p>自治紛争処理委員</p>
<p>第四十條</p>	<p>地方自治法第二百五十八條第一項において準用する第四十條</p>	<p>地方自治法第二百五十八條第一項において準用する第四十條</p>

〔新設〕

第二十八条	審理員	自治紛争処理委員
第二十九条第一項	審理員 指名された	自治紛争処理委員 任命された
第二十九条第二項 及び第五項	審理員	自治紛争処理委員
第三十条第一項	前条第五項	地方自治法第二百五十八條第一項において準用する前条第五項
第三十条第二項	審理員	自治紛争処理委員
第四十条	審理員	地方自治法第二百五十八條第一項において準用する第四十条
第三十条第三項	審理員	自治紛争処理委員
第三十一条第一項	審理員	自治紛争処理委員
第四十一条第二項第二号	地方自治法第二百五十八條第一項において準用する第四十一条第二項第二号	

	第三十一条第二項		前項本文	地方自治法第二百五十八條第一項において準用する前項本文
	第三十一条第三項から第五項まで	審理員	審理員	自治紛争処理委員
第三十二条第三項		前二項		自治紛争処理委員 地方自治法第二百五十八條第一項において準用する前二項
		審理員	審理員	自治紛争処理委員
第三十三条、第三十四条及び第三十五条第一項		審理員	審理員	自治紛争処理委員
第三十五条第二項		審理員	審理員	自治紛争処理委員
		前項		地方自治法第二百五十八條第一項において準用する前項
第三十六条		審理員	審理員	自治紛争処理委員
第三十七条第一項		審理員	審理員	自治紛争処理委員
	第三十一条			地方自治法第二百五十八條第一項において

		第三十八條第一項			第三十七條第三項		第三十七條第二項	
審理員	第二十九條第四項各号	第四十一條第一項	第四十一條第一項	第三十一條	前二項	審理員	前項	審理員
自治紛争処理委員	同法第二百五十八條第一項において準用する第二十九條第四号	地方自治法第二百五十八條第一項において準用する第四十一條第一項	同項において準用する第四十一條第一項	同条第一項において準用する第三十一條	地方自治法第二百五十八條第一項において準用する前二項	自治紛争処理委員	地方自治法第二百五十八條第一項において準用する前項	自治紛争処理委員
								条 て準用する第三十一條

	第三十八条第五項		第三十八条第三項		第三十八条第二項					
	前項	審理員	第一項	審理員	同項	前項	審理員	次項		第三十二条第一項
地方自治法第二百五十八條第一項において準用する前項	自治紛争処理委員	地方自治法第二百五十八條第一項において準用する第一項	自治紛争処理委員	同条第一項において準用する前項	地方自治法第二百五十八條第一項において準用する前項	自治紛争処理委員	同法第二百五十八條第一項において準用する次項	同法第二百五十八條第一項において準用する第三十二条第一項		項各号

		第四十条及び第四十一条第一項	第四十一条第二項	第四十一 第一号
	審理員	前項	審理員	
		地方自治法第二百五十八条第一項において準用する前項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する前項	
	自治紛争処理委員	自治紛争処理委員	自治紛争処理委員	
		地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第二十九条第二項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第二十九条第二項	
		地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十条第一項後段	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十条第一項後段	
		地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十条第二項後段	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十条第二項後段	
		地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十二条第三項	地方自治法第二百五十八条第一項において準用する第三十二条第三項	
第三十三条前段		地方自治法第二百五	地方自治法第二百五	

	<p>第四十一条第三項</p> <p>審理員が</p>	<p>十八条第一項において準用する第三十三 条前段</p>
	<p>次条第一項</p>	<p>自治紛争処理委員が 地方自治法第二百五 十八条第一項におい て準用する</p>
	<p>審理員意見書</p>	<p>同条第一項において 準用する次条第一項</p> <p>自治紛争処理委員意 見書</p>
	<p>同条第二項及び第四 十三条第二項</p>	<p>同法第二百五十八条 第一項において準用 する次条第二項</p>
<p>第四十二条</p>	<p>審理員は</p>	<p>自治紛争処理委員は</p>
	<p>審理員意見書</p>	<p>自治紛争処理委員意 見書</p>
<p>第四十四条</p>	<p>行政不服審査会等か ら諮問に対する答申 を受けたとき（前条 第一項の規定による 諮問を要しない場合 ）（同項第二号又は第 三号に該当する場合</p>	<p>自治紛争処理委員意 見書が提出されたと き</p>

	<p>を除く。)にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき)</p>	<p>第五十条第一項第四号</p>	<p>第一号</p>		<p>審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書</p>	<p>第五十条第二項</p>	<p>第四十三条第一項の規定による行政不服審査会等への諮問を要しない場合には、</p>		<p>審理員意見書</p>
		<p>地方自治法第二百五十八條第一項において準用する第一号</p>		<p>自治紛争処理委員意見書</p>		<p>地方自治法第二百五十八條第一項において準用する</p>		<p>自治紛争処理委員意見書</p>	

② 審査の申立て等については、第七十八條の五において準用する行政不服審査法施行令第一条及び第二条の規定は適用しないものとし、第七十八條の五において準用する同令の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。



第三条第二項	審理員	自治紛争処理委員
第八条、第九条並びに第十三条第一項及び第二項	指名されている 審理員	任命されている 自治紛争処理委員
第十六条	審理員は 審理員意見書	自治紛争処理委員は 自治紛争処理委員意見書

③ 審査の申立て等に関しては、前条第三項（第十六号を除く。）の規定を準用する。

第七十八条の四 前二条に規定するものを除くほか、地方自治法第二百五十五条の五第一項の規定による自治紛争処理委員の審理の手續の細目は、総務省令で定める。

第七十八条の五 第七十八条の三第二項及び同条第三項において準用する第七十八条の二第三項第二十号に特別の定めがあるものを除くほか、地方自治法第二百五十八条第一項に規定する異議の申出、審査の申立て又は審決の申請については、行政不服審査法施行令第一章（第十五条第一項第一号及び第二項並びに第十七条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十五条第一項第五号中「若しくは特定意見聴取、法」とあるのは、「法」と読み替えるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第十二章の二（略）</p> <p>第十二章の三 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動 （第百二十九条の四―第百二十九条の七）</p> <p>第十二章の四 選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て（第百二十九条の八）</p> <p>第十三章～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>別表第一～別表第五</p> <p>（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等）</p> <p>第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項、第九十八条第一項、第百二十一条、第百二十五条、第百三十八条の二、第百三十八条の三、第百三十八条の四第二項、第百八十条の二、第百八十条の三（事務の従事に係る部分に限る。）、第百八十条の四、第百八十条の六、第百八十条の七、第百九十三条（同法第百二十七条第二項、第百四十一条第一項及び第百六十六条第一項に係る部分を除く。）、第百九十九条第九項及び第百六十二条の二第一項、第百二十四条第一項、第百六十二条の二第一項、第百三十一条第一項、第百三十一条第二項、第百三十八条の二、第百三十八条の四第九項、第百四十二条第一項、第三項、第四項、第七項及び第九項、第百四十二条の二第二項、第二項第二号及び第四号並びに第七項、第百四十二条の三第五項、第百五十条の十三第一項から第三項まで及び</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第十二章の二（略）</p> <p>第十二章の三 政党その他の政治団体等の選挙における政治活動 （第百二十九条の四―第百二十九条の七）</p> <p>第十三章～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>別表第一～別表第五</p> <p>（参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法等の適用等）</p> <p>第一条の二 参議院合同選挙区選挙管理委員会に対する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）その他の法令の規定の適用については、同法第七十五条第三項、第九十八条第一項、第百二十一条、第百二十五条、第百三十八条の二、第百三十八条の三、第百三十八条の四第二項、第百八十条の二、第百八十条の三（事務の従事に係る部分に限る。）、第百八十条の四、第百八十条の六、第百八十条の七、第百九十三条（同法第百二十七条第二項、第百四十一条第一項及び第百六十六条第一項に係る部分を除く。）、第百九十九条第九項及び第百六十二条の二第一項、第百二十四条第一項、第百六十二条の二第一項、第百三十一条第一項、第百三十一条第二項、第百三十八条の二、第百三十八条の四第九項、第百四十二条第一項、第四項、第七項及び第九項、第百四十二条の二第二項、第二項第二号及び第四号並びに第七項、第百四十二条の三第五項</p>

第七項、第二百五十条の十四第一項から第四項まで、第二百五十条の十五、第二百五十条の十六、第二百五十条の十七第一項、第二百五十条の十八第一項、第二百五十条の十九、第二百五十一条第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の七第一項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十七第五項（同法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項（これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項の規定並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第三百七十七条、第四百十条（同令第三百三十条に係る部分を除く。）及び第三百七十四条の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなす。

2～4 （略）

第十五条 （縦覧用書面の写しの閲覧）  
第十五条 （略）

（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）

第十五条の二 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第号）第四条第二項及び第八条の規定は、法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは、「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあ

、第二百五十条の十三第一項から第三項まで及び第七項、第二百五十条の十四第一項から第四項まで、第二百五十条の十五、第二百五十条の十六、第二百五十条の十七第一項、第二百五十条の十八第一項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の七第一項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十七第五項（同法第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十八第四項及び第六項（これらの規定を同法第二百五十二条の三十九第十四項、第二百五十二条の四十第六項、第二百五十二条の四十一第六項及び第二百五十二条の四十二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第二百五十二条の三十九第十二項並びに第二百五十二条の四十三第七項の規定、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第六条第一項の規定並びに地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第三百七十七条、第四百十条（同令第三百三十条に係る部分を除く。）及び第三百七十四条の三第一項第一号の規定に限り、参議院合同選挙区選挙管理委員会を地方自治法第三百三十八条の四第一項に規定する委員会とみなす。

2～4 （略）

第十五条 （縦覧用書面の写しの閲覧）  
第十五条 （略）

〔新設〕

るのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

第二十三条の十一（略）  
（在外選挙人名簿に係る縦覧期間等）

（在外選挙人名簿の登録に関する異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）

第二十三条の十一の二 行政不服審査法施行令第四条第二項及び第八八条の規定は、法第三十条の八第一項において準用する法第二十四條第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第八八条中「審理員は」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の八第一項において準用する同法第二十四條第一項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

（機関紙誌の届出事項）  
第二百二十九条の七（略）

第十二章の四 選挙の効力及び当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て

（行政不服審査法施行令の準用）

第二百二十九条の八 行政不服審査法施行令第三条、第四条第二項及び第三項、第七条から第十一条まで並びに第十四条の規定は、法第二百二条第一項及び第二百六条第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令第三条第二項中「審査庁（審理員が指名されている場合において、審理手続が終結するまでの間は、審理員）」とあるのは「公職選挙法（昭和二十五年法律第百

（在外選挙人名簿に係る縦覧期間等）  
第二十三条の十一（略）

〔新設〕

（機関紙誌の届出事項）  
第二百二十九条の七（略）

〔新設〕

号)第二百二条第一項又は第二百六条第一項の異議の申出を受け  
た選挙管理委員会(以下「審査庁」という。)-と、同令第七条  
第一項中「審査請求人及び処分庁等」とあるのは「異議申出人」  
と、同令第八条中「審理員」とあるのは「審査庁」と、「審理関  
係人がある」とあるのは「審理関係人(公職選挙法第二百六条  
第一項において準用する法第三十一条第二項に規定する審理関係  
人をいう。以下この条において同じ。)-がある」と、「総務省令  
で」とあるのは「審査庁が」と、同令第九条中「審理員」とある  
のは「審査庁」と読み替えるものとする。

2 行政不服審査法施行令第三条から第十一条まで及び第十四条の  
規定は、法第二百二条第二項及び第二百六条第二項の審査の申立  
てについて準用する。この場合において、同令第三条第二項中「  
審査庁(審理員が指名されている場合において、審理手続が終結  
するまでの間は、審理員)-とあるのは「公職選挙法(昭和二十  
五年法律第百号)第二百二条第二項又は第二百六条第二項の審査  
の申立てを受けた選挙管理委員会(以下「審査庁」という。)-  
と、同令第七条第一項中「処分庁等」とあるのは「当該選挙に関  
する事務を管理する選挙管理委員会」と、同令第八条中「審理員  
-とあるのは「審査庁」と、「審理関係人がある」とあるのは「  
審理関係人(公職選挙法第二百六条第二項において準用する法  
第三十一条第二項に規定する審理関係人をいう。以下この条にお  
いて同じ。)-がある」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が  
-と、同令第九条中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替え  
るものとする。

○ 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）（第八条関係）  
（略）

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（第九条関係）  
（略）

改正案	現行
<p>（職権による住民票の記載等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しくは決定その他決定又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき。</p> <p>イ 法の規定により市町村長がした処分に係る審査請求についての裁決又は当該処分についての訴訟の確定判決</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>ニ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条に規定する審査請求についての裁決又は同条の処分についての訴訟の確定判決</p> <p>ホ～チ（略）</p> <p>七（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務）</p> <p>第十五条の二 法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）にあつては</p>	<p>（職権による住民票の記載等）</p> <p>第十二条（略）</p> <p>2 市町村長は、次に掲げる場合において、第七条から第十条までの規定により住民票の記載等をすべき事由に該当するときは、職権で、これらの規定による住民票の記載等をしなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 次に掲げる不服申立てについての裁決若しくは決定その他の決定又は訴訟の判決の内容が住民基本台帳の記録と異なるとき。</p> <p>イ 法第三十一条の四の規定による審査請求についての裁決若しくは異議申立てについての決定又は同条の処分についての訴訟の確定判決</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>ニ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十九条に規定する不服申立てについての決定又は同条の処分についての訴訟の確定判決</p> <p>ホ～チ（略）</p> <p>七（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務）</p> <p>第十五条の二 法第十二条の三第四項第五号に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）にあつては</p>



、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三に規定する審査請求及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務（同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。）

六 弁理士（特許業務法人を含む。）にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、審査請求及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続（特許業務法人については、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

（指定都市に関する法の規定の特例）

第三十一条（略）

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び次条において「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十一条の二	市町村長	市長又は区長
第三十六条	市町村長	市長又は区長

、社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の三に規定する審査請求、異議申立て及び再審査請求並びにこれらに係る行政機関等の調査又は処分に関し当該行政機関等に対してする主張又は陳述についての代理業務並びに同項第一号の四から第一号の六までに規定する代理業務（同条第三項第一号に規定する相談業務を除く。）

六 弁理士（特許業務法人を含む。）にあつては、弁理士法（平成十二年法律第四十九号）第四条第一項に規定する特許庁における手続（不服申立てに限る。）、異議申立て及び裁定に関する経済産業大臣に対する手続（裁定の取消しに限る。）についての代理業務、同条第二項第一号に規定する税関長又は財務大臣に対する手続（不服申立てに限る。）についての代理業務、同項第二号に規定する代理業務、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務並びに同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続（特許業務法人については、同法第六条に規定する訴訟の手続についての代理業務及び同法第六条の二第一項に規定する特定侵害訴訟の手続についての代理業務を除く。）

（指定都市に関する法の規定の特例）

第三十一条（略）

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項及び次条において「指定都市」という。）について法の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十一条の二	市町村長	市長又は区長
第三十一条の四	市町村長	市長又は区長

第三十六条	
市町村長	<p style="text-align: center;">異議申立て</p> <p style="text-align: right;">都道府県知事</p>
市長又は区長	<p>市長がした処分に不服がある者にあつては、都道府県知事に、区長がした処分に不服がある者にあつては市長</p> <p>市長がした処分に不服がある者にあつては異議申立てを、区長がした処分についての審査請求の裁決に不服がある者にあつては都道府県知事に再審査請求</p>

改正案	現行
<p>（法第三条の政令で定める者）</p> <p>第四条（略）</p> <p>〔削る〕</p> <p>（権限又は事務の委任）</p> <p>第十五条 行政機関の長（<u>第四条</u>に規定する者を除く。）は、法第十七条の規定により、内閣総務官、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくはその支所の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長又は国家行政組織法</p>	<p>（法第三条の政令で定める者等）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 前項第三号から第五号までに掲げる者が行った開示決定等についての審査請求は、検事総長に対してするものとする。</p> <p>（権限又は事務の委任）</p> <p>第十五条 行政機関の長（<u>第四条</u>第一項に規定する者を除く。）は、法第十七条の規定により、内閣総務官、国家安全保障局長、内閣官房副長官補若しくは内閣サイバーセキュリティセンター長、内閣広報官、内閣情報官若しくは内閣人事局長若しくは人事政策統括官、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条若しくは第五十三条の官房、局若しくは部の長、同法第十七条第一項若しくは第六十二条第一項若しくは第二項の職、同法第十八条の重要政策に関する会議の長、同法第三十七条若しくは第五十四条の審議会等若しくはその事務局の長、同法第三十九条若しくは第五十五条の施設等機関の長、同法第四十条若しくは第五十六条（宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関若しくはその事務局の長、内閣府設置法第四十三条若しくは第五十七条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の地方支分部局の長、内閣府設置法第五十二条の委員会の事務局若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局若しくはその官房、局、部若しくは地方事務所若しくはその支所の長、宮内庁法第三条の長官官房、侍従職等若しくはその支所の長、同法第十四条第一項の職、同法第十六条第一項の機関若しくはその事務局の長、同条第二項の機関の長若しくは同法第十七条の地方支分部局の長又は国家行政</p>

(昭和二十三年法律第二百十号) 第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局長若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局長の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局長の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局長の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第二章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

2・3 (略)

組織法(昭和二十三年法律第二百十号) 第七条の官房、局若しくは部の長、同条の委員会の事務局長若しくはその官房若しくは部の長、同条の委員会の事務総局長の長、同法第八条の審議会等若しくはその事務局長の長、同法第八条の二の施設等機関の長、同法第八条の三の特別の機関若しくはその事務局長の長、同法第九条の地方支分部局の長若しくは同法第二十条第一項若しくは第二項の職に法第二章に定める権限又は事務のうちその所掌に係るものを委任することができる。

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（統計企画管理官等）            第二百二十条（略）            254（略）            5 恩給企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。            一5（略）            六 恩給に関する審査請求及び訴訟に關すること。            七・八（略）            6・7（略）</p> <p>（恩給審査会）            第二百二十二条 恩給審査会は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）            。恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第五十五号）            附則その他恩給に關する法令を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。            2（略）</p> <p>附則            （恩給企画管理官の職務の特例）            第二十条 恩給企画管理官は、第二百二十条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。            一5（略）            六 国会議員互助年金等に關する審査請求及び訴訟に關すること。            七（略）</p>	<p>（統計企画管理官等）            第二百二十条（略）            254（略）            5 恩給企画管理官は、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。            一5（略）            六 恩給に關する異議申立て、審査請求及び訴訟に關すること。            七・八（略）            6・7（略）</p> <p>（恩給審査会）            第二百二十二条 恩給審査会は、恩給法（大正十二年法律第四十八号）            。恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第八十七号）            附則その他恩給に關する法令を含む。）の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。            2（略）</p> <p>附則            （恩給企画管理官の職務の特例）            第二十条 恩給企画管理官は、第二百二十条第五項各号に掲げる事務のほか、当分の間、政策統括官のつかさどる職務のうち次に掲げる事務を助ける。            一5（略）            六 国会議員互助年金等に關する異議申立て及び訴訟に關すること。            七（略）</p>



○ 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）（第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（開示請求における本人確認手続等） 第十一条 開示請求をする者は、行政機関の長（法第四十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。第二十一条を除き、以下同じ。）に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。 一・二 （略） 255 （略）</p> <p>〔削る〕</p> <p>（権限又は事務の委任） 第二十一条 （略）</p>	<p>（開示請求における本人確認手続等） 第十一条 開示請求をする者は、行政機関の長（法第四十六条の規定により委任を受けた職員があるときは、当該職員。第二十一条を除き、以下同じ。）に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。 一・二 （略） 255 （略）</p> <p>（法第四十四条第二項の政令で定める行政不服審査法の特例） 第二十一条 第三条第四号又は第五号に掲げる者が行った開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等についての審査請求は、検事総長に対してするものとする。</p> <p>（権限又は事務の委任） 第二十二条 （略）</p>

改正案	現行
<p>（手続の併合又は分離）</p> <p>第二条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>数個の審査請求に係る事件の手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の手続を分離することができる。</u></p> <p>2 審査会は、前項の規定により、<u>審査請求に係る事件の手続を併合し、又は分離したときは、審査請求人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>（審査請求人等の意見の聴取）</p> <p>第四条 審査会は、<u>審査会に提出された意見書又は資料について、</u>法第九条第四項の規定に基づき鑑定を求めようとするときは、<u>当該意見書又は資料を提出した審査請求人、参加人又は諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p>	<p>（手続の併合又は分離）</p> <p>第二条 審査会は、必要があると認めるときは、<u>数個の不服申立てに係る事件を併合し、又は併合された数個の不服申立てに係る事件を分離することができる。</u></p> <p>2 審査会は、前項の規定により、<u>不服申立てに係る事件を併合し、又は分離したときは、不服申立人、参加人及び諮問庁にその旨を通知しなければならない。</u></p> <p>（不服申立人等の意見の聴取）</p> <p>第四条 審査会は、<u>審査会に提出された意見書又は資料について、</u>法第九条第四項の規定に基づき鑑定を求め、<u>又は法第十三条第一項の規定に基づき閲覧をさせようとするときは、当該意見書又は資料を提出した不服申立人、参加人又は諮問庁の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p>



○ 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）（第十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（公職選挙法を準用する場合の読替え）                  第二十条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（公職選挙法を準用する場合の読替え）                  第二十条 法第五条第三十二項の規定により法第四条第十四項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>第二百十六条第一項</p>	<p>第二十七条及び第四十四条                  公職選挙法</p>	<p>から第二十七条まで                  第二十五条第七項及び第四十四条</p>	<p>（略）</p>
<p>第三十条第三項</p>	<p>（略）</p>	<p>第二十五条第七項中「とき、又は審理員から第四十条に規定</p>	<p>（略）</p>

	第二百十六條第二項	、第二十七條	第四十五條第一項及び第二項	及び第四十四條	当該選挙に関する事務を管理する	公職選挙法		第二十九條第一項中
<p>する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第三十條第三項</p>	<p>から第二十七條まで</p>	<p>第四十五條</p>	<p>、第二十五條第七項及び第四十四條</p>	<p>市町村又は特別区の</p>	<p>市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第五條第三十二項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</p>		<p>第二十五條第七項中「とき、又は審理員から第四十條に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出</p>	
	第二百十六條第二項	第三十三條、第三十六條	第四十條第一項及び第二項					
	第三十三條から第三十六條まで	第四十條第一項、第二項及び第六項						

(略)	(略)	(略)	中 されたとき」とあるのは「とき」と、同法第二十九条第一項
-----	-----	-----	----------------------------------

(公職選挙法施行令の準用)  
 第二十二条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条の三まで、第二十六条の四(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第二十六条の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条第一項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第四十九条の三、第四章の三、第五十条(第五項及び第七項を除く。)、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項から第四項まで、第五十四条、第五十五条(第六項及び第七項に係る部分を除く。)、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項、第五十九条の四第一項及び第二項、同条第四項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。))並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第二項及び第三項、同条第五項(同条

(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	--

(公職選挙法施行令の準用)  
 第二十二条 公職選挙法施行令第二十二条の二、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条から第二十六条の三まで、第二十六条の四(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第二十六条の五から第二十八条まで、第三十一条から第三十四条まで、第三十五条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項、第三十六条、第三十七条、第三十九条から第四十四条まで、第四十四条の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第四十五条、第四十六条第一項及び第四十八条第一項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第四十九条の三、第五章の三、第五十条(第五項及び第七項を除く。)、第五十一条、第五十二条、第五十三条第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項から第四項まで、第五十四条、第五十五条(第六項及び第七項に係る部分を除く。)、第五十六条から第五十八条まで、第五十九条の二、第五十九条の三の二第一項、第五十九条の四第一項及び第二項、同条第四項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第五十九条の五から第五十九条の五の三まで、第五十九条の五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。))並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第二項及び第三項、同条第五項(同条

第四項に関する部分を除く。）、第六十二条、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七条第一項、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第八十条及び第八十一条（これらの規定中市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条（市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六条第一項、第八十七条第一項（市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第二百二十五条の四、第二百二十九条第一項、第二百二十九条の八、第二百三十一条（第一項後段を除く。）、第三百三十八条、第四百一条の二第二項、第四百四十一条の三、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第二項、第四百四十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第四百四十二条の三、第四百四十五条、第四百四十六条第二項並びに別表第一の規定は、法第四条第十四項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第二百二十九条第一項	（略）	（略）
第二百二十九条の八	「公職選挙法	「市町村の合併の特例に関する法律（平

第四項に関する部分を除く。）、第六十二条、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七条第一項、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第八十条及び第八十一条（これらの規定中市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条（市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六条第一項、第八十七条第一項（市町村の議会の議員及び市長の選挙に関する部分に限る。）、第二百二十五条の四、第二百二十九条第一項、第二百三十一条（第一項後段を除く。）、第三百三十八条、第四百一条の二第二項、第四百四十一条の三、第四百四十二条第一項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第二項、第四百四十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第四百四十二条の三、第四百四十五条、第四百四十六条第二項並びに別表第一の規定は、法第四条第十四項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第二百二十九条第一項	（略）	（略）
〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕

(略)			
(略)	(公職選挙法)	当該選挙に関する事務を管理する	
(略)	法 て準用する公職選挙 条第三十二項におい 例に関する法律第五 (市町村の合併の特 に準用する公職選挙 法	市町村又は特別区の	成十六年法律第五十 九号) 第五条第二十 二項において準用す る公職選挙法
(略)			
(略)		[新設]	[新設]
(略)		[新設]	[新設]

○ 日本国憲法の改正手続に関する法律施行令（平成二十二年政令第三百三十五号）（第十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）</p> <p>第七条 行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）第            四条第二項及び第八条の規定は、法第二十五条第一項において準            用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用す            る。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「            日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号            第二十五条第一項において準用する公職選挙法（昭和二十五年            法律第百号）第二十四条第一項の異議の申出を受けた選挙管理委            員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理            関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるの            は「審査庁が」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み            替えるものとする。</p> <p>第八条 削除</p> <p>（在外投票人名簿に係る縦覧期間等）</p> <p>第二十五条 （略）</p> <p>（在外投票人名簿の登録に関する異議の申出に係る行政不服審査            法施行令の準用）</p> <p>第二十六条 行政不服審査法施行令第四条第二項及び第八条の規定            は、法第三十九条第一項において準用する公職選挙法第二十四条            第一項の異議の申出について準用する。この場合において、同令            第八条中「審理員は」とあるのは「日本国憲法の改正手続に関す            る法律（平成十九年法律第五十一号）第三十九条第一項において            準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十四条第一</p>	<p>第七条及び第八条 削除</p> <p>（在外投票人名簿に係る縦覧期間等）</p> <p>第二十五条 （略）</p> <p>〔新設〕</p>

項の異議の申出を受けた選挙管理委員会（以下この条において「審査庁」という。）は」と、「審理関係人」とあるのは「異議申出人」と、「総務省令で」とあるのは「審査庁が」と、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

（出訴期間の特例）

第二十七条（略）

（補正登録）

第二十八条（略）

〔削る〕

（出訴期間の特例）

第二十六条（略）

（補正登録）

第二十七条（略）

第二十八条 削除

○ 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）（第十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行																	
<p>（公職選挙法を準用する場合の読替え）            第六条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（略）</p>	<p>（公職選挙法を準用する場合の読替え）            第六条 法第七条第六項の規定により同条第一項の規定による投票に公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定を準用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（略）</p>																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="799 143 863 465"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="799 465 863 766"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="799 766 863 1115"> <p>（略）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 143 799 465"> <p>第二百十六条第一項</p> </td> <td data-bbox="683 465 799 766"> <p>、第二十七条、第四十五条第一項及び第二項</p> </td> <td data-bbox="683 766 799 1115"> <p>から第二十七条まで、第四十五条</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="566 143 683 465"> <p>及び第四十四条</p> </td> <td data-bbox="566 465 683 766"> <p>、第二十五条第七項及び第四十四条</p> </td> <td data-bbox="566 766 683 1115"> <p>、第二十五条第七項及び第四十四条</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 143 566 465"> <p>公職選挙法</p> </td> <td data-bbox="193 465 566 766"> <p>大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七條第六項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</p> </td> <td data-bbox="193 766 566 1115"> <p>大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七條第六項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</p> </td> </tr> </table>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第二百十六条第一項</p>	<p>、第二十七条、第四十五条第一項及び第二項</p>	<p>から第二十七条まで、第四十五条</p>	<p>及び第四十四条</p>	<p>、第二十五条第七項及び第四十四条</p>	<p>、第二十五条第七項及び第四十四条</p>	<p>公職選挙法</p>	<p>大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七條第六項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</p>	<p>大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七條第六項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="799 1122 863 1444"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="799 1444 863 1744"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="799 1744 863 2089"> <p>（略）</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="683 1122 799 1444"> <p>第二百十六条第一項</p> </td> <td data-bbox="683 1444 799 1744"> <p>第三十六条、第三十九条</p> </td> <td data-bbox="683 1744 799 2089"> <p>第三十四条から第三十六条まで、第三十九条、第四十条第六項</p> </td> </tr> </table>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>第二百十六条第一項</p>	<p>第三十六条、第三十九条</p>	<p>第三十四条から第三十六条まで、第三十九条、第四十条第六項</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																	
<p>第二百十六条第一項</p>	<p>、第二十七条、第四十五条第一項及び第二項</p>	<p>から第二十七条まで、第四十五条</p>																	
<p>及び第四十四条</p>	<p>、第二十五条第七項及び第四十四条</p>	<p>、第二十五条第七項及び第四十四条</p>																	
<p>公職選挙法</p>	<p>大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七條第六項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</p>	<p>大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七條第六項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）</p>																	
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>																	
<p>第二百十六条第一項</p>	<p>第三十六条、第三十九条</p>	<p>第三十四条から第三十六条まで、第三十九条、第四十条第六項</p>																	



	第三十条第三項	第二十五条第七項中「とき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第三十条第三項	第二百十六條第二項	、第二十七条、第四十五条第一項及び第二項	第四十五条		及び第四十四条 当該選挙に関する事務を管理する	市町村の		公職選挙法	大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成二十四年法律第八十号）第七條第六項において準用する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）		第二十九條第一項中	第二十五條第七項中
	第三十三條、第三十六條	第三十三條から第三十六條まで	第二百十六條第二項	第四十條第一項及び第二項	第四十條第一項、第二項及び第六項									

(略)	(略)	(略)	「とき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出されたとき」とあるのは「とき」と、同法第二十九条第一項中
-----	-----	-----	--

(公職選挙法施行令の準用)  
 第八条 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十六條の三まで、第二十六條の四(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第二十六條の五から第二十八條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第四十五條、第四十六條第一項及び第四十八條第一項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第四十九條の三、第四章の三、第五十條(第五項及び第七項を除く。)、第五十一條、第五十二條、第五十三條第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項から第四項まで、第五十四條、第五十五條(第六項及び第七項に係る部分を除く。)、第五十六條から第五十八條まで、第五十九條の二、第五十九條の三の二第一項、第五十九條の四第一項及び第二項、同条第四項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第五十九條の五から第五十九條の五の三まで、第五十九條の

(略)	(略)	(略)	
-----	-----	-----	--

(公職選挙法施行令の準用)  
 第八条 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第二十二條の二、第二十四條第一項及び第二項、第二十五條から第二十六條の三まで、第二十六條の四(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第二十六條の五から第二十八條まで、第三十一條から第三十四條まで、第三十五條第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項、第三十六條、第三十七條、第三十九條から第四十四條まで、第四十四條の二(在外選挙人名簿に関する部分を除く。)、第四十五條、第四十六條第一項及び第四十八條第一項(これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第四十九條の三、第四章の三、第五十條(第五項及び第七項を除く。)、第五十一條、第五十二條、第五十三條第一項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、及び第二項から第四項まで、第五十四條、第五十五條(第六項及び第七項に係る部分を除く。)、第五十六條から第五十八條まで、第五十九條の二、第五十九條の三の二第一項、第五十九條の四第一項及び第二項、同条第四項(市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。)、第五十九條の五から第五十九條の五の三まで、第五十九條の

五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、同条第五項（同条第四項に関する部分を除く。）、第六十二条、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七条第一項、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十条及び第八十一条（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十七條第一項、第八十八條第一項、第八十九條第一項、第九十条の二、第九十一条（第一項後段を除く。）、第九十二条の二第二項、第九十三条の三、第九十四条第一項（同法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第九項、第九十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第九十四条の三、第九十五条並びに別表第一の規定は、法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二十九条第一	(略)	(略)	(略)
----------	-----	-----	-----

五の四第一項、第二項、第四項及び第五項、同条第六項及び第七項（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）並びに第八項から第十五項まで、第六十条、第六十一条第一項（在外選挙人名簿に関する部分を除く。）、第二項及び第三項、同条第五項（同条第四項に関する部分を除く。）、第六十二条、第六十三条第一項及び第二項、同条第三項（公職選挙法第四十九条第七項及び第八項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第四項、第六十四条、第六十五条、第六十七条第一項及び第二項、第六十八条、第七十条の二第一項、第七十一条から第七十三条まで、第七十四条から第七十六条まで（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第七十七条第一項、第七十八条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十条及び第八十一条（これらの規定中市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十三条の二、第八十四条、第八十五条（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十六条第一項（市町村の議会の議員及び長の選挙に関する部分に限る。）、第八十七條第一項、第八十八條第一項、第八十九條第一項、第九十条の二、第九十一条（第一項後段を除く。）、第九十二条の二第二項、第九十三条の三、第九十四条第一項（同法第四十九条第七項及び第九項の規定による投票に関する部分を除く。）及び第九項、第九十二条の二（第一項第七号に係る部分を除く。）、第九十四条の三、第九十五条並びに別表第一の規定は、法第七条第一項の規定による投票について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百二十九条第一	(略)	(略)	(略)
----------	-----	-----	-----

(略)	<p style="text-align: right;">第二百二十九条の八 第二項</p>			項各号
(略)	(公職選挙法)	当該選挙に関する事務を管理する	「公職選挙法	
(略)	<p>(大都市地域における特別区の設置に関する法律第七条第六項において準用する公職選挙法</p>	市町村の	<p>「大都市地域における特別区の設置に関する法律(平成二十四年法律第八十号)第七条第六項において準用する公職選挙法</p>	
(略)	<p style="text-align: right;">〔新設〕</p>			項各号
(略)	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	
(略)	〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕	

○ 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十五年政令第五十一号）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等に関する経過措置） 第十三条 廃止法の施行前に旧基金法第二十一条第一項に規定する慰労金（以下この条において「慰労金」という。）に関する処分を受けた者及び廃止法の施行の際現に旧基金法第二十一条第二項の規定により慰労金の請求をしている者に係る慰労金の支給及び慰労品の贈呈に関する旧基金法第三章（第二十条第二項及び第三十一条を除く。）及び附則第二条の規定の適用については、なお従前の例による。この場合において、慰労金に関する処分（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行後にされたものに限る。）についての審査請求に係る旧基金法第二十六条の規定の適用については、同条の見出し中「異議申立期間」とあるのは「審査請求期間」と、同条第一項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と、「行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条」とあるのは「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十八条第一項本文」と、「一年以内」とあるのは「一年」と、同条第二項中「異議申立て」とあるのは「審査請求」と、「第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項」とあるのは「第十八条第二項」と、「準用しない」とあるのは「適用しない」とする。</p>	<p>（戦後強制抑留者に対する慰労品の贈呈等に関する経過措置） 第十三条 廃止法の施行前に旧基金法第二十一条第一項に規定する慰労金（以下この条において「慰労金」という。）に関する処分を受けた者及び廃止法の施行の際現に旧基金法第二十一条第二項の規定により慰労金の請求をしている者に係る慰労金の支給及び慰労品の贈呈に関する旧基金法第三章（第二十条第二項及び第三十一条を除く。）及び附則第二条の規定の適用については、なお従前の例による。</p>

改正案	現行
<p>（不動産登記法等の準用）                      第十六条 不動産登記法第二条第四号及び第十一号から第十六号まで、第四条、第五条、第八条から第十号まで、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三号まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第六十七条第一項、第二項（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第三項及び第四項、第六十八条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第六十九條、第七十條第一項、第二項及び第三項（<u>先取特権又は質権に係る部分を除く。</u>）、第七十一条、第七十二条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十三条第一項（<u>先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。</u>）及び第二項、第八十四条（<u>先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。</u>）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三号まで、第九十七条から第八十八条まで、第九十九条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第一百条から第一百十二条まで、第一百四十四条から第一百七七条まで並びに第一百五十一条から第五十八号までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（<u>表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。</u>）、第十一号（<u>同号へを除く。</u>）及び第十二号、第四条、第五条（<u>第一項を除く。</u>）、第七条第一項第五号及び第三項（<u>第四号を除く。</u>）、第八条第一項第四号、第五号、第六号（<u>質権に係る部分を除く。</u>）、第七号（<u>民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただ</u></p>	<p>（不動産登記法等の準用）                      第十六条 不動産登記法第二条第四号及び第十一号から第十六号まで、第四条、第五条、第八条から第十号まで、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三号まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第六十七条第一項、第二項（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第三項及び第四項、第六十八条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第六十九條、第七十條第一項、第二項及び第三項（<u>先取特権又は質権に係る部分を除く。</u>）、第七十一条、第七十二条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十三条第一項（<u>先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。</u>）及び第二項、第八十四条（<u>先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。</u>）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三号まで、第九十七条から第八十八条まで、第九十九条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第一百条から第一百十二条まで、第一百四十四条から第一百七七条まで並びに第一百五十一条から第五十八号までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（<u>表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。</u>）、第十一号（<u>同号へを除く。</u>）及び第十二号、第四条、第五条（<u>第一項を除く。</u>）、第七条第一項第五号及び第三項（<u>第四号を除く。</u>）、第八条第一項第四号、第五号、第六号（<u>質権に係る部分を除く。</u>）、第七号（<u>民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただ</u></p>

し書に係る部分を除く。)、第八号及び第九号、第九号から第十二条まで、第十四条から第二十条まで並びに第二十二条から第二十六条までの規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定(不動産登記法第二十五条第一号、第一百八条第三項、第五十一条第二項及び第五十七條第六項並びに同令第二十五条を除く。)中「不動産」とあるのは「建設機械」と、同法第二十五条第一号中「不動産の所在地」とあるのは「登記の事務」と、同法第八十条第三項中「不動産」とあるのは「建設機械の登記の事務をつかさどる登記所」と、同法第五十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「建設機械の登記」と、同法第五十七條第六項中「不動産登記法」とあるのは「建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)第十六条第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記法第五十七條第二項」とあるのは「建設機械登記令第十六条第一項において準用する不動産登記法第五十七條第二項」と、同令第七條第一項第五号口中「別表」とあるのは「建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)別表」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる者(建設機械登記令第十六条第一項において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)第十六条第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十六条第一項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

2  
(略)

し書に係る部分を除く。)、第八号及び第九号、第九号から第十二条まで、第十四条から第二十条まで、第二十二条並びに第二十三条の規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定(不動産登記法第二十五条第一号、第一百八条第三項及び第五十一条第二項を除く。)中「不動産」とあるのは「建設機械」と、不動産登記法第二十五条第一号中「不動産の所在地」とあるのは「登記の事務」と、第八十条第三項中「不動産」とあるのは「建設機械の登記の事務をつかさどる登記所」と、第五十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「建設機械の登記」と、同令第七條第一項第五号口中「別表」とあるのは「建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五号)別表」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる者(建設機械登記令第十六条第一項において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

2  
(略)

改正案	現行
<p>目次 第一章～第三章の二（略） 第四章 審査請求（第二十九条―第三十二条） 第五章（略） 附則</p> <p>（審査請求）</p> <p>第二十九条 登記官の処分不服がある者又は登記官の不作為に係る処分を申請した者は、当該登記官を監督する法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。</p> <p>2 審査請求は、登記官を経由してしなければならない。</p> <p>（審査請求事件の処理）</p> <p>第三十条 登記官は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、相当の処分をしなければならない。</p> <p>2 登記官は、前項に規定する場合を除き、審査請求の日から三日以内に、意見を付して事件を前条第一項の法務局又は地方法務局長の長に送付しなければならない。この場合において、当該法務局又は地方法務局長の長は、当該意見を審理員（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員をいう。第四項において同じ。）に送付するものとする。</p> <p>3 前項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によつてする。</p> <p>4 第二項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に</p>	<p>目次 第一章～第三章の二（略） 第四章 審査請求（第二十九条―第三十二条の二） 第五章（略） 附則</p> <p>第二十九条 登記官の処分を不当とする者は、監督法務局又は地方法務局長に審査請求をすることができる。</p> <p>第三十条 審査請求は、登記所に審査請求書を提出してするものとする。</p>



審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、前項の規定に従つて意見書が提出されたものとみなす。

6 第二項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によつてする。

7 第五項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

8 前条第一項の審査請求に関する行政不服審査法及び行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）の規定の適用については、同法第二十九条第五項中「処分庁等」とあるのは「審査庁」と、「弁明書の提出」とあるのは「鈹害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第三十条第二項に規定する意見の送付」と、同法第三十条第一項中「弁明書」とあるのは「鈹害賠償登録令第三十条第二項の意見」と、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「鈹害賠償登録令（昭和三十年政令第二十七号）第三十条第二項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「同条第四項に規定する意見書の副本（同条第七項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」とする。

第三十一条 第二十九条第一項の法務局又は地方法務局長は、処分についての審査請求を理由があると認め、又は審査請求に係る不作為に係る処分をすべきものと認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登録上の利害関係人に通知しなければならない。

第三十一条 登記官は、審査請求が理由がないと認めるときは、その請求の日から三日以内に、意見を付して事件を監督法務局又は地方法務局長に送付しなければならない。

2 登記官は、審査請求が理由があると認めるときは、相当の処分をしなければならない。

2 第二十九条第一項の法務局又は地方法務局長の長は、審査請求に係る不作為に係る処分についての申請を却下すべきものと認めるときは、登記官に当該申請を却下する処分を命じなければならぬ。

3 登記官は、第一項の規定による命令により登録をするときは、命令をした法務局又は地方法務局長の長、命令の年月日、命令により登録をする旨及び登録の年月日を記載し、押印しなければならない。

(行政不服審査法の適用除外)

第三十二条 行政不服審査法第十三条、第十五条第六項、第十八条、第二十一条、第二十五条第二項から第七項まで、第二十九条第三項から第四項まで、第三十一条、第三十七条、第四十五条第三項、第四十六条、第四十七条、第四十九条第三項（審査請求に係る不作為が違法又は不当である旨の宣言に係る部分を除く。）から第五項まで及び第五十二条の規定は、第二十九条第一項の審査請求については、適用しない。

〔削る〕

第三十二条 法務局又は地方法務局長の長は、審査請求が理由があると認めるときは、登記官に相当の処分を命じ、その旨を審査請求人のほか登録上の利害関係人に通知しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による命令により登録をするときは、命令をした法務局又は地方法務局長の長、命令の年月日、命令により登録をする旨及び登録の年月日を記載し、押印しなければならない。

第三十二条の二 行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第十四条、第十七条、第二十四条、第二十五条第一項ただし書、第三十四条第二項から第七項まで、第三十七条第六項、第四十条第三項から第六項まで及び第四十三条の規定は、登記官の処分についての審査請求には、適用しない。

改正案	現行
<p>（不動産登記法等の準用）</p> <p>第十六条 不動産登記法第二条第十二号から第十六号まで、第十六条から第二十二号まで、第二十四条、第二十五条（第十号及び第十一号を除く。）、第五十九条（第六号を除く。）、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項（相続に係る部分を除く。）、第六十四条第一項、第六十六条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第八十九条第一項、第百五十一条から第百五十六条まで、第百五十七条（第四項を除く。）並びに第百五十八条の規定並びに不動産登記令第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第十一号イ及びロ並びに第十二号、第四条、第七条第一項第五号（同号ロ(2)を除く。）、第八条第一項第六号（質権に係る部分を除く。）、第九条から第十二号まで、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第五項、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条（第三号及び第五号を除く。）並びに第二十二号から第二十六号までの規定は、企業担保権に関する登記について準用する。この場合において、これらの規定（同法第二十五号第一号、第百五十一条第二項及び第百五十七号第六項並びに同法第二十条第二号及び第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「企業担保権設定者である株式会社」と、「登記名義人」とあるのは「企業担保権者」と、同法第二十五条第一号中「不動産の所在地」とあるのは「登記の事務」と、同法第百五十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「企業担保権の登記」と、同</p>	<p>（不動産登記法等の準用）</p> <p>第十六条 不動産登記法第二条第十二号から第十六号まで、第十六条から第二十二号まで、第二十四条、第二十五条（第十号及び第十一号を除く。）、第五十九条（第六号を除く。）、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項（相続に係る部分を除く。）、第六十四条第一項、第六十六条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第八十九条第一項、第百五十一条から第百五十六条まで、第百五十七号第一項から第三項まで並びに第百五十八条の規定並びに不動産登記令第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第十一号イ及びロ並びに第十二号、第四条、第七条第一項第五号（同号ロ(2)を除く。）、第八条第一項第六号（質権に係る部分を除く。）、第九条から第十二号まで、第十四条、第十五条、第十六条第一項及び第五項、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条（第三号及び第五号を除く。）、第二十二号並びに第二十三条の規定は、企業担保権に関する登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五号第一号及び第百五十一条第二項並びに不動産登記令第二十条第二号を除く。）中「不動産」とあるのは「企業担保権設定者である株式会社」と、「登記名義人」とあるのは「企業担保権者」と、不動産登記法第二十五条第一号中「不動産の所在地」とあるのは「登記の事務」と、同法第百五十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「企業担保権の登記」と、同令第七条第一項</p>

法第五十七條第六項中「不動産登記法（）」とあるのは「企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）第十六条において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第五十七條第二項」とあるのは「企業担保登記登録令第十六条において準用する不動産登記法第五十七條第二項」と、同令第七條第一項第五号口中「別表」とあるのは「企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）別表」と、同令第二十條第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三條第十一号ハに規定する登記権利者を除く。）」とあるのは「企業担保権者となる者」と、同令第二十五條中「不動産登記法」とあるのは「企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）第十六条において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十六条において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

第五号口中「別表」とあるのは「企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第八十七号）別表」と、同令第二十條第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三條第十一号ハに規定する登記権利者を除く。）」とあるのは「企業担保権者となる者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

○ 出入国管理及び難民認定法施行令（平成十年政令第七十八号）（第二十二條關係）  
（略）

改正案	現行
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 補則（第十八条―第二十四条） 附則</p> <p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外） 第二十条（略）</p> <p>（事件の送付） 第二十一条 法第十九条第四項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によつてする。</p> <p>（意見書の提出等） 第二十二条 法第十九条第四項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、前項の規定に従つて意見書が提出されたものとみなす。</p> <p>3 法第十九条第四項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によつてする。</p> <p>4 第二項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 補則（第十八条―第二十一条） 附則</p> <p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外） 第二十条（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

(行政不服審査法施行令の規定の読替え)

第二十三条 法第十九条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第 号)の規定の適用については、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成十年法律第四百号)第十九条第四項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「動産・債権譲渡登記令(平成十年政令第二百九十六号)第二十二条第一項に規定する意見書の副本(同条第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。）」とする。

(法務省令への委任)  
第二十四条 (略)

(新設)

(法務省令への委任)  
第二十一条 (略)

改正案	現行
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 補則（第十二条―第十八条） 附則</p> <p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外） 第十四条（略）</p> <p>（事件の送付） 第十五条 法第十五条第四項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によつてする。</p> <p>（意見書の提出等） 第十六条 法第十五条第四項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、前項の規定に従つて意見書が提出されたものとみなす。</p> <p>3 法第十五条第四項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によつてする。</p> <p>4 第二項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識すること</p>	<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 補則（第十二条―第十五条） 附則</p> <p>（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外） 第十四条（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>



ができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

(行政不服審査法施行令の規定の読替え)

第十七条 法第十五条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第 号)の規定の適用については、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)第十五条第四項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「後見登記等に関する政令(平成十二年政令第二十四号)第十六条第一項に規定する意見書の副本(同条第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。)」とする。

(法務省令への委任)

第十八条 (略)

〔新設〕

(法務省令への委任)

第十五条 (略)

○ 法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）（第二十五条関係）  
（略）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第二十条―第二十七条） 附則</p> <p>（登記識別情報に関する証明） 第二十二條（略）</p> <p>（事件の送付） 第二十三條 法第五十七條第二項の規定による事件の送付は、審査請求書の正本によつてする。</p> <p>（意見書の提出等） 第二十四條 法第五十七條第二項の意見を記載した書面（以下この条において「意見書」という。）は、正本及び当該意見を送付すべき審査請求人の数に行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員の数を加えた数に相当する通数の副本を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して意見が付された場合には、前項の規定に従つて意見書が提出されたものとみなす。</p> <p>3 法第五十七條第二項後段の規定による意見の送付は、意見書の副本によつてする。</p> <p>4 第二項に規定する場合において、当該意見に係る電磁的記録に</p>	<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 雑則（第二十条―第二十四条） 附則</p> <p>（登記識別情報に関する証明） 第二十二條（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

については、意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

(行政不服審査法施行令の規定の読替え)

第二十五条 法第百五十六条第一項の審査請求に関する行政不服審査法施行令(平成二十七年政令第 号)の規定の適用については、同令第六条第三項中「弁明書の送付」とあるのは「不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第百五十七条第二項に規定する意見の送付」と、「弁明書の副本」とあるのは「不動産登記令(平成十六年政令第百七十九号)第二十四条第一項に規定する意見書の副本(同条第四項の規定により意見書の副本とみなされる電磁的記録を含む。)」とする。

(登記の嘱託)

第二十六条 (略)

(法務省令への委任)

第二十七条 (略)

[新設]

(登記の嘱託)

第二十三条 (略)

(法務省令への委任)

第二十四条 (略)

改 正 案	現 行
<p>（不動産登記法等の準用）            第三十五条 不動産登記法第二条第九号及び第十二号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十一条第一号から第五号まで、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第八十条まで、第九十九条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第一百十条から第一百七十条まで並びに第一百五十一条から第五十八条までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号を除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項、第八条第一項第四号、第五号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書</p>	<p>（不動産登記法等の準用）            第三十五条 不動産登記法第二条第九号及び第十二号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十一条第一号から第五号まで、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第八十条まで、第九十九条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第一百十条から第一百七十条まで並びに第一百五十一条から第五十八条までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号を除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項、第八条第一項第四号、第五号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書</p>

に係る部分を除く。)、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで並びに第二十二条から第二十六条までの規定は、船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定(不動産登記法第二十五条第一号、第八十条第三項、第五十一条第二項及び第五十七條第六項並びに同令第二十五条を除く。)中「不動産」とあるのは「船舶」と、同法第二十五条第一号及び第八十条第三項中「不動産」とあるのは「船舶の船籍港」と、同法第五十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「船舶の登記」と、同法第五十七條第六項中「不動産登記法(一)とあるのは「船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項において準用する不動産登記法(一)と、「不動産登記法第五十七條第二項」とあるのは「船舶登記令第三十五条第一項において準用する不動産登記法第五十七條第二項」と、同令第七條第一項第五号口中「別表」とあるのは「船舶登記令(平成十七年政令第十一号)別表一」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三條第十一号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる者(船舶登記令第三十五条第一項において準用する第三條第十一号ハに規定する登記権利者一と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項において準用する不動産登記法」と、同令第三十五条第一項において準用する「不動産登記法」と、同令第三十五条第一項において準用する「不動産登記法」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

2 不動産登記法第二條第九号及び第十二号から第十六号まで、第四條、第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第十六條から第二十二條まで、第二十三條(第二項を除く。)、第二十四條、第二十五条(第十一号を除く。)、第五十九條から第六十三條まで、第六十四條第一項、第六十五條、第六十六條(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。)、第六十七條第一項、第二項(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。)、第三項

に係る部分を除く。)、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで、第二十二条並びに第二十三条の規定は、船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定(不動産登記法第二十五条第一号、第八十条第三項及び第五十一条第二項を除く。)中「不動産」とあるのは「船舶」と、不動産登記法第二十五条第一号及び第八十条第三項中「不動産」とあるのは「船舶の船籍港」と、同法第五十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「船舶の登記」と、同令第七條第一項第五号口中「別表」とあるのは「船舶登記令(平成十七年政令第十一号)別表一」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三條第十一号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる者(船舶登記令第三十五条第一項において準用する第三條第十一号ハに規定する登記権利者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

2 不動産登記法第二條第九号及び第十二号から第十六号まで、第四條、第五條、第七條から第十條まで、第十三條、第十六條から第二十二條まで、第二十三條(第二項を除く。)、第二十四條、第二十五条(第十一号を除く。)、第五十九條から第六十三條まで、第六十四條第一項、第六十五條、第六十六條(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。)、第六十七條第一項、第二項(抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。)、第三項

及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第九十九条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第一百条、第一百一条第二項及び第三項、第一百十二条、第一百十四条、第一百十六条、第一百十七条並びに第一百五十一条から第五十八条までの規定並びに不動産登記令第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項第三号、第八条第一項第四号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九号から第十二号まで、第十四号から第二十条まで並びに第二十二条から第二十六条までの規定は、製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第五十一条第二項及び第五十七條第六項並びに同法第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「製造中の船舶」と、同法第五十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「製造中の船舶の登記」と、同法第五十七條第六項中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令」（平成十七年政令第十一号）第三十五条第二項において準用する不動産登記法（一）と、「不動産登記法第五十七條第二項」とあるのは「船舶登記令第三十五条第二項」とあるのは「船舶登記法第五十七條第二項」と、同令第七條第一項第五号口中「別表」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）別表二」と、同令

及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第九十九条（抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。）、第一百条、第一百一条第二項及び第三項、第一百十二条、第一百十四条、第一百十六条、第一百十七条並びに第一百五十一条から第五十八条までの規定並びに不動産登記令第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項第三号、第八条第一項第四号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九号から第十二号まで、第十四号から第二十条まで、第二十二條並びに第二十三條の規定は、製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第五十一条第二項を除く。）中「不動産」とあるのは「製造中の船舶」と、不動産登記法第五十一条第二項中「不動産登記」とあるのは「製造中の船舶の登記」と、同令第七條第一項第五号口中「別表」とあるのは「船舶登記令別表二」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三條第十一号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる者（船舶登記令第三十五条第二項において準用する第三條第十一号ハに規定する登記権利者）」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

3  
(略)

第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる者（船舶登記令第三十五条第二項において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第二項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第三十五条第二項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

3  
(略)



改 正 案	現 行
<p>（不動産登記法等の準用）                      第十八条 不動産登記法第二条第五号、第九号及び第十一号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十二号まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三号まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第六十七条第一項、第二項（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第三項及び第四項、第六十八条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第六十九条、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第九十九条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第一百条、第一百一条第二項及び第三項、第一百十二条、第一百四十四条並びに第一百五十一条から第五十八号までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第七条第一項第五号及び第三項第三号、第八条第一項第四号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を</p>	<p>（不動産登記法等の準用）                      第十八条 不動産登記法第二条第五号、第九号及び第十一号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十二号まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三号まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第六十七条第一項、第二項（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第三項及び第四項、第六十八条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第六十九条、第七十条第一項、第二項及び第三項（先取特権又は質権に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第九十九条（<u>抵当証券の所持人又は裏書人に係る部分を除く。</u>）、第一百条、第一百一条第二項及び第三項、第一百十二条、第一百四十四条並びに第一百五十一条から第五十八号までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第七条第一項第五号及び第三項第三号、第八条第一項第四号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を</p>

除く。)、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで並びに第二十二條から第二十六條までの規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定(不動産登記法第二十五条第一号、第八八条第三項、第五百一一条第二項及び第五百五十七條第六項並びに同法第二十五条を除く。)中「不動産」とあるのは「農業用動産」と、同法第二条第五号中「表示に関する登記又は権利に関する登記」について、一筆の土地又は一個の建物ごとに第十二条」とあるのは「農業用動産の抵当権に関する登記について、一個の農業用動産ごとに農業用動産抵当登記令(平成十七年政令第二十五号)第四条」と、同法第二十五条第一号及び第八八条第三項中「不動産の所在地」とあるのは「農業用動産の所在地(漁船にあつては、その主たる根拠地)」と、同法第五百一一条第二項中「不動産登記」とあるのは「農業用動産の抵当権の登記」と、同法第五百五十七條第六項中「不動産登記法(一)とあるのは「農業用動産抵当登記令(平成十七年政令第二十五号)第十八条において準用する不動産登記法(一)と、不動産登記法第五百五十七條第二項」とあるのは「農業用動産抵当登記令第十八条において準用する不動産登記法第五百五十七條第二項」と、同令第七条第一項第五号口中「別表」とあるのは「農業用動産抵当登記令(平成十七年政令第二十五号)別表」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる者(農業用動産抵当登記令第十八条において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「農業用動産抵当登記令(平成十七年政令第二十五号)第十八条において準用する不動産登記法」と、同令第十八条において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

除く。)、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで、第二十二條並びに第二十三條の規定は、農業用動産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定(不動産登記法第二十五条第一号、第八八条第三項及び第五百一一条第二項を除く。)中「不動産」とあるのは「農業用動産」と、不動産登記法第二条第五号中「表示に関する登記又は権利に関する登記について、一筆の土地又は一個の建物ごとに第十二条」とあるのは「農業用動産の抵当権に関する登記について、一個の農業用動産ごとに農業用動産抵当登記令(平成十七年政令第二十五号)第四条」と、同法第二十五条第一号及び第八八条第三項中「不動産の所在地」とあるのは「農業用動産の所在地(漁船にあつては、その主たる根拠地)」と、同法第五百一一条第二項中「不動産登記」とあるのは「農業用動産の抵当権の登記」と、同令第七条第一項第五号口中「別表」とあるのは「農業用動産抵当登記令(平成十七年政令第二十五号)別表」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる者(農業用動産抵当登記令第十八条において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

○ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行令（平成十八年政令第九十二号）（第二十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（面会が制限される日）                      第二条（略）</p> <p>（矯正管区の長に対する審査の申請の書面への押印又は指印）                      第二条の二 法第五十七條第一項（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の書面には、法第五十七條第一項の規定による審査の申請を行う者（その者が法人その他の社団又は財団である場合にあっては、代表者又は管理人）が押印し、又は指印しなければならない。</p> <p>（矯正管区の長に対する審査の申請に関する読替え）                      第三条 法第五十九條（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定による行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
<p>（面会が制限される日）                      第二条（略）</p>	<p>（矯正管区の長に対する審査の申請の書面への押印又は指印）                      第二条の二 法第五十七條第一項（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の書面には、法第五十七條第一項の規定による審査の申請を行う者（その者が法人その他の社団又は財団である場合にあっては、代表者又は管理人）が押印し、又は指印しなければならない。</p>	<p>（面会が制限される日）                      第二条（略）</p> <p>〔新設〕</p>	<p>（矯正管区の長に対する審査の申請に関する読替え）                      第三条 法第五十九條（法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）の規定による行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>読み替える行政不服審査法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>読み替えられる字句</p>
<p>第十五條第一項</p>	<p>相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者</p>	<p>相続人</p>	<p>住所（刑事施設に収容され、又は刑事施設に附置された労役場若しくは監置場に留置されている者にあつては、</p>
<p>第十五條第一項第一号</p>	<p>住所</p>	<p>住所</p>	<p>住所（刑事施設に収容され、又は刑事施設に附置された労役場若しくは監置場に留置されている者にあつては、</p>

第十五条第三項	相続人その他の者	相続人	相続人
第十五条第四項及び第五項	相続人その他の者	相続人	相続人
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百五十七条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の書面	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百五十七条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の書面
第十九条第二項 第一号	居所	居所（刑事施設に収容され、又は刑事施設に	居所（刑事施設に収容され、又は刑事施設に
	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百五十七条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する期間	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百五十七条第一項及び第二項（これらの規定を同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する期間

第十五条第二項	若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするとき若しくは管理人、総代又は代理人	又は財団であるとき又は管理人	当該刑事施設の名称
第十五条第四項	、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人）が押印しなければ	）が押印し、又は指印しなければ	
第十八条第一項	処分（異議申立てをすることをできる処分を除く。）	処分	
第十八条第四項	前三項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百五十九条（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する第一項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百五十九条（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する第一項
	正本又は異議申立書若	正本	

第十九条第二項 第三号	第十九条第二項 処分 て再調査の請求につい ての決定を経たときは 、当該決定)	第十九条第二項 処分	第十九条第二項 処分 処分庁（処分をした行 政庁をいう。以下同じ ）	第十九条第四項	若しくは財団である場 合、総代を互選した場 合又は代理人によつて 審査請求をする場合 又は前項各号に掲げる 若しくは管理人、総代 又は代理人 又は財団である場合 又は管理人 に掲げる	第二十二條第一 項 処分庁又は審査庁 又は代理人 審査庁	第二十二條第五 項 前各項 刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第百五十九條（同 法第二百八十八條及び
----------------	---	---------------	--	---------	--	--	---

第三十四條第二 項	処分庁の上級行政庁で ある審査庁	第三十四條第六 項 第二項から第四項まで	刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第百五十九條にお いて準用する第二項	第三十四條第二 項 審査庁	しくは異議申立録取書
第三十七條第一 項	相続人その他法令によ り審査請求の目的であ る処分に係る権利を承 継した者	第三十七條第一 項 相続人その他法令によ り審査請求の目的であ る処分に係る権利を承 継した者	相続人	第三十七條第一 項 相続人	
第三十七條第三 項から第五項ま で	相続人その他の者	第三十七條第三 項から第五項ま で 相続人その他の者	相続人	第三十七條第三 項から第五項ま で 相続人	

	又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁	第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。） において準用する第一項
第二十三条	第十九条	が審査庁 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第五十七条第一項又は同法第五十九条において準用する第十九条第二項若しくは第四項
第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	審査庁
第二十五条第六項	から第四項までの場合	の場合
第三十九条	審理員	審査庁

(矯正管区の長に対する審査の申請の裁決に関する読替え)  
 第四条 法第六十一条第二項(法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおり

(矯正管区の長に対する審査の申請の裁決に関する読替え)  
 第四条 法第六十一条第二項(法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおり

りとする。

読み替える行政 不服審査法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十五条第一 項	審査庁	審査庁（審査の申請が された行政庁をいう。 以下同じ。）
第四十六条第一 項本文	場合（前条第三項の規 定の適用がある場合を 除く。）	場合
第四十六条第二 項第一号	処分庁の	処分庁（処分をした行 政庁をいう。以下同じ 。）の
第四十七条本文	場合（第四十五条第三 項の規定の適用がある 場合を除く。）	場合
第四十八条	前条	前条（ただし書及び第 二号を除く。）
第五十条第一項 第四号	理由（第一号の主文が 審理員意見書又は行政 不服審査会等若しくは 審議会等の答申書と異 なる内容である場合に は、異なることとなつ	理由

りとする。

読み替える行政 不服審査法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四十条第五項	場合において、審査庁 が処分庁の上級行政庁 であるときは	場合には
第四十二条第一 項	（当該審査請求が処分 の相手方以外の者のし たものである場合にお ける第四十条第三項か ら第五項までの規定に よる裁決にあつては、 審査請求人及び処分の 相手方）に送達する	に送達する
第四十二条第四 項	参加人及び処分庁	処分庁

	た理由を含む。）	
第五十条第三項	及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）	並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第百六十二条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）並びに同法第百六十二条第三項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する同法第百五十八条第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間
第五十一条第一項	（当該審査請求が処分相手方以外の者のしたものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分相手方）に送達された	に送達された



第五十一条第四項	参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	処分庁
----------	---------------------------	-----

（法務大臣に対する再審査の申請の書面への押印又は指印）  
 第四条の二 第二条の二の規定は、法第六十二条第一項（法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による再審査の申請の書面について準用する。

（法務大臣に対する再審査の申請に関する読替え）  
 第五条（略）  
 2 法第六十二条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人
第十五条第三項	相続人その他の者	相続人
第十五条第四項	審査庁 相続人その他の者	再審査庁（再審査の申請がされた行政庁をいう。以下同じ。） 相続人

〔新設〕

（法務大臣に対する再審査の申請に関する読替え）  
 第五条（略）  
 2 法第六十二条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四条第三項	処分（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定）	審査の申請についての裁決
第十五条第一項第一号	住所	住所（刑事施設に収容され、又は刑事施設に附置された労役場若しくは監置場に留置されている者にあつては、当該刑事施設の名称）

及び第五項	第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第六十二条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の書面
第十九条第二項	居所	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	居所（刑事施設に収容

第十五条第二項	第十五条第四項	若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするとき	又は財団であるとき
第三十四条第二項	、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人）が押印しなければ	若しくは管理人、総代又は代理人	又は管理人
第三十四条第六項	処分庁の上級行政庁である審査庁	再審査庁	
第三十七条第一項	第二項から第四項まで	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十二条第三項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）において準用する第二項	相続人
	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者		

第一号	第十九条第二項 第三号	審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	され、又は刑事施設に附置された労役場若しくは監置場に留置されている者にあつては、当該刑事施設の名称）
第十九条第二項 第五号	処分庁	処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）	（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合に於ける第四十條第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達する
第十九条第四項	若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合	又は財団である場合	相続人その他の者
第二十三条	第十九条 若しくは管理人、総代又は代理人	又は管理人 に掲げる	相続人

第三十七條第三項から第五項まで	第四十條第五項	場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは	相続人
第四十二條第一項	第四十二條第一項	（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合に於ける第四十條第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達する	相続人
第四十二條第四項	第四十二條第四項	参加人及び処分庁	処分庁

	第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	第二項若しくは第四項
第二十五条第六項	から第四項までの場合	の場合	
第三十九条	審理員	再審査庁	
第四十六条第一項本文	場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	場合	
第四十七条本文	場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	場合	
第四十八条	前条	前条（ただし書及び第二号を除く。）	
第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由	
第五十一条第一項	（当該審査請求が処分の相手方以外の者のし	に送達された	

第五十一条第四項	たものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された。	参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	処分庁
----------	--	---------------------------	-----

（矯正管区の長に対する事実の申告に関する読替え）  
 第七条（略）  
 2 法第六十三條第三項の規定による行政不服審査法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十八条第三項	読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
次条に規定する審査請求書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第六十三條第一項（同法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の書面		

（矯正管区の長に対する事実の申告に関する読替え）  
 第七条（略）  
 2 法第六十三條第三項の規定による行政不服審査法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第十八条第一項	読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条第一項及び第十九條	処分（異議申立てをすることのできる処分を除く。）	行為	刑事施設の長
第十八条第一項	審査庁でない行政庁を審査庁	審査庁でない行政庁を	申告先でない行政庁を申告先

	第二十二條第五項	第二十二條第一項	
審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書	前各項	処分庁又は審査庁	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）
同条第一項の書面	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十三條第三項において準用する第三項	申告先	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十三條第二項（同法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）及び同法第六十三條第三項（同法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）において準用する同法第五十八條第二項に規定する期間
	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十三條第三項において準用する第三項	行為につき、刑事施設 の長	行為につき、刑事施設の長

第三十九條第一項	第二十一條及び第三十六條	第十八條第一項及び第四項	審査庁に
裁決	審査庁	前三項	申告先である行政庁に
の規定による通知	申告先である行政庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十三條第三項（同法第二百八十八條及び第二百八十九條第一項において準用する場合を含む。）において準用する第一項	正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書 正本

<p>読み替える行政 不服審査法の規 定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>第二十三条</p>	<p>第十九条</p>	<p>審査庁</p>	<p>申告先</p>
			<p>刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第六十三條第一 項</p>	<p>刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第六十三條第一 項</p>	<p>申告先である行政庁</p>	
<p>読み替える行政 不服審査法の規 定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>第二十七條第一 項</p>	<p>裁決</p>	<p>審査員</p>	<p>申告先である行政庁</p>
			<p>刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第六十四條第一 項又は第二項（これら の規定を同法第二百八 十八條及び第二百八十 九條第一項において準 用する場合を含む。） の規定による通知</p>	<p>刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第六十四條第一 項又は第二項（これら の規定を同法第二百八 十八條及び第二百八十 九條第一項において準 用する場合を含む。） の規定による通知</p>	<p>申告先である行政庁</p>	

（矯正管区の長による通知に関する読替え）

第八条（略）

2 法第六十四條第三項の規定による行政不服審査法の規定の準  
用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>読み替える行政 不服審査法の規 定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>第二十三條</p>	<p>第十九條</p>	<p>審査庁</p>	<p>申告先</p>
			<p>刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第六十三條第一 項</p>	<p>刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第六十三條第一 項</p>	<p>申告先である行政庁</p>	
<p>読み替える行政 不服審査法の規 定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>	<p>第二十七條第一 項</p>	<p>裁決</p>	<p>審査員</p>	<p>申告先である行政庁</p>
			<p>刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第六十四條第一 項又は第二項（これら の規定を同法第二百八 十八條及び第二百八十 九條第一項において準 用する場合を含む。） の規定による通知</p>	<p>刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第六十四條第一 項又は第二項（これら の規定を同法第二百八 十八條及び第二百八十 九條第一項において準 用する場合を含む。） の規定による通知</p>	<p>申告先である行政庁</p>	

（矯正管区の長による通知に関する読替え）

第八条（略）

2 法第六十四條第三項の規定による行政不服審査法の規定の準  
用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第五十条第一項	審査庁	審査先である行政庁
第五十条第一項 第四号	<p>裁決書</p> <p>理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）</p>	<p>通知書</p> <p>理由</p>
第五十条第三項	<p>審査庁は、再審査請求</p>	<p>申告先である行政庁は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第六百六十五条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告</p>
	<p>裁決書に再審査請求</p> <p>再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）</p>	<p>通知書に当該申告</p> <p>当該申告をすべき行政庁並びに同法第六百六十五条第二項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告</p>

第四十一条第一項	審査庁	申告先である行政庁
第四十一条第二項	<p>審査庁は、再審査請求</p> <p>裁決書に再審査請求</p> <p>再審査庁及び再審査請求期間</p>	<p>申告先である行政庁は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十五条第一項（同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定による申告</p> <p>通知書に当該申告</p> <p>申告先及び申告期間</p>



			て準用する場合を含む 。及び同法第六十六 五条第三項（同法第二 百八十八条及び第二百 八十九条第一項におい て準用する場合を含む 。）において準用する 同法第五十八條第二 項に規定する期間

第十條（法務大臣に対する事実の申告に関する読替え）  
 2 法第六十五條第三項の規定による行政不服審査法の規定の準  
 用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政 不服審査法の規 定	第十八條第三項	読み替えられる字句	読み替える字句
	次条に規定する審査請 求書	刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律（平成十七年法律 第五十号）第六十五 條第一項（同法第二 百八十八条及び第二 百八十九條第一項に おいて準用する場合 を含む。以下同じ。） の書面	刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律（平成十七年法律 第五十号）第六十五 條第一項（同法第二 百八十八条及び第二 百八十九條第一項に おいて準用する場合 を含む。以下同じ。） の書面
	前二項に規定する期間		刑事収容施設及び被収

第十條（法務大臣に対する事実の申告に関する読替え）  
 2 法第六十五條第三項の規定による行政不服審査法の規定の準  
 用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政 不服審査法の規 定	第二十一條、第 三十六條及び第 四十一條第一項	読み替えられる字句	読み替える字句
	第三十九條第一 項及び第四十一 條第一項	審査庁	申告先である行政庁
	第三十九條第一 項及び第四十一 條第一項	裁判	刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第六十五條第三 項（同法第二百八十八 條及び第二百八十九 條第一項において準用 する場合を含む。）にお

<p>第三十九条</p> <p>第二十七条第一項</p>	<p>第十九条</p> <p>審査庁</p> <p>裁決</p>	<p>審査先である行政庁</p> <p>刑事收容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十五条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知</p>	<p>第二十三条</p>	<p>第十九条</p> <p>(以下「審査請求期間」という。)</p>	<p>容者等の処遇に関する法律第六十五条第二項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。)及び同法第六十五条第三項(同法第二百八十八条及び第二百八十九条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)において準用する同法第五十八条第二項に規定する期間</p> <p>刑事收容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第六十五条第一項</p>
------------------------------	----------------------------------	---	--------------	-------------------------------------	---

--

<p>いて準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知</p>
--------------------------------------

第五十条第一項 第四号	理由（第一号の主文が 審理員意見書又は行政 不服審査会等若しくは 審議会等の答申書と異 なる内容である場合に は、異なることとなっ た理由を含む。）	理由
第五十条第一項	裁決は	刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第六十五條第三 項において準用する同 法第六十四條第一項 又は第二項の規定によ る通知は
審査庁	審査庁	申告先である行政庁
裁決書	裁決書	通知書

〔警察本部長に対する審査の申請の書面への押印又は指印〕  
 第十条の二 第二条の二の規定は、法第二百二十九条第一項の規定  
 による審査の申請の書面について準用する。

（警察本部長に対する審査の申請に関する読替え）  
 第十一条 （略）  
 2 法第二百二十九条第三項の規定による行政不服審査法の規定の  
 準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

〔新設〕

（警察本部長に対する審査の申請に関する読替え）  
 第十一条 （略）  
 2 法第二百二十九条第三項の規定による行政不服審査法の規定の  
 準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政 不服審査法の規 定	第十五条第一項	第十五条第三項	第十五条第四項 及び第五項	第十八条第三項
読み替えられる字句	相続人その他法令によ り審査請求の目的であ る処分に係る権利を承 継した者	相続人その他の者	相続人その他の者	次条に規定する審査請 求書  前二項に規定する期間 (以下「審査請求期間 」という。)
読み替える字句	相続人	相続人	相続人	刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律(平成十七年法律 第五十号)第二百二十 九条第一項の書面  刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第二百二十九条第 二項及び同条第三項に おいて準用する同法第 百五十八条第二項に規 定する期間
読み替える行政 不服審査法の規 定	第十五条第一項 第一号	第十五条第二項	第十五条第四項	第十八条第一項  第十八条第四項
読み替えられる字句	住所	若しくは財団であると き、総代を互選したと き、又は代理人によつ て審査請求をするとき	若しくは管理人、総代 又は代理人	前 三 項
読み替える字句	住所(留置施設に留置 されている者にあつて は、当該留置施設の置 かれる警視庁、道府県 警察本部若しくは方面 本部又は警察署の名称 )	又は財団であるとき	又は管理人	刑事収容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第二百二十九条第 二項及び同条第三項に おいて準用する同法第 百五十八条第二項に規 定する期間

第十九条第二項 第一号	居所	居所（留置施設に留置されている者にあつては、当該留置施設の置かれる警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部又は警察署の名称）
第十九条第二項 第三号	処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定）	処分
第十九条第二項 第五号	処分庁	処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ）
第十九条第四項	若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合	又は財団である場合
	又は前項各号に掲げる若しくは管理人、総代又は代理人	に掲げる又は管理人
第二十二條第一項	処分庁又は審査庁	審査庁

第三十四條第二項	処分庁の上級行政庁である審査庁	審査庁
第三十四條第六項	第二項から第四項まで	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第三項において準用する第二項
第三十七條第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人
第三十七條第三項から第五項まで	相続人その他の者	相続人
第四十條第五項	場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは	場合には
第四十二條第一項	（当該審査請求が処分	に送達する
	正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書	正本
	容者等の処遇に関する法律第二百二十九条第三項において準用する第一項	

第二十二條第五項	前各項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九條第三項において準用する第一項	が審査する	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九條第三項又は同條第三項において準用する第十九條第二項若しくは第四項	審査庁	から第四項までの場合	審査員	場合一(前條第三項の規定の適用がある場合を除く。)	第四十七條本文
第二十三條	第十九條	が審査する	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百二十九條第三項又は同條第三項において準用する第十九條第二項若しくは第四項	審査庁	審査員	から第四項までの場合	審査員	場合一(前條第三項の規定の適用がある場合を除く。)	第四十七條本文
第二十五條第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	審査庁	審査庁	審査庁	審査員	から第四項までの場合	審査員	場合一(前條第三項の規定の適用がある場合を除く。)	第四十七條本文
第二十五條第六項	から第四項までの場合	の場合	の場合	の場合	審査員	から第四項までの場合	審査員	場合一(前條第三項の規定の適用がある場合を除く。)	第四十七條本文
第三十九條	審査員	審査庁	審査庁	審査庁	審査員	から第四項までの場合	審査員	場合一(前條第三項の規定の適用がある場合を除く。)	第四十七條本文
第四十六條第一項本文	場合一(前條第三項の規定の適用がある場合を除く。)	場合	場合	場合	審査員	から第四項までの場合	審査員	場合一(前條第三項の規定の適用がある場合を除く。)	第四十七條本文

第四十二條第四項	の相手方以外の者のしたものである場合における第四十條第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方)に送達する	処分庁
第四十二條第四項	参加人及び処分庁	処分庁

	第四十八条	第五十条第二項 第四号	第五十条第三項	第五十一条第一項
項の規定の適用がある場合を除く。）	前条	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）	（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしける第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分
	前条（ただし書及び第二号を除く。）	理由	並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一条第二項並びに同条第三項において準用する同法第五十八条第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間	に送達された

	の相手方)に送達され た	
第五十一条第四 項	参加人及び処分庁等(審 査庁以外の処分庁等に 限る。)	処分庁

(公安委員会に対する再審査の申請の書面への押印又は指印)  
 第十一条の二 第二条の二の規定は、法第二百三十条第一項の規定  
 による再審査の申請の書面について準用する。

第十二条 (略)  
 (公安委員会に対する再審査の申請に関する読替え)

2 法第二百三十条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準  
 用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政 不服審査法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	相続人その他法令によ り審査請求の目的であ る処分に係る権利を承 継した者	相続人
第十五条第三項	相続人その他の者	相続人
審査庁	再審査庁(再審査の申 請がされた行政庁をい う。以下同じ。)	

〔新設〕

第十二条 (略)  
 (公安委員会に対する再審査の申請に関する読替え)

2 法第二百三十条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準  
 用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政 不服審査法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四条第三項	処分(当該処分につい て異議申立てをしたと きは、当該異議申立て についての決定)	審査の申請についての 裁決
第十五条第一項 第一号	住所	住所(留置施設に留置 されている者にあつて は、当該留置施設の置 かれる警視庁、道府県 警察本部若しくは方面



第十五条第四項及び第五項	相続人その他の者	相続人
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百三十条第一項の書面
第十九条第二項	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十条第二項並びに同条第三項において準用する同法第百五十八条第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間
第十九条第二項	居所	居所（留置施設に留置されている者にあつては、当該留置施設の置かれる警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部又は警察署の名称）
第十九条第二項	審査請求に係る処分（当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該	原裁判（審査の申請についての裁判をいう。以下同じ。）

第十五条第二項	若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするとき	若しくは管理人、総代又は代理人	又は財団であるとき
第十五条第四項	、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは代理人）が押印しなければ	又は管理人	（が押印し、又は指印しなければ
第三十四条第二項	処分庁の上級行政庁である審査庁	再審査庁	
第三十四条第六項	第二項から第四項まで	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十条第三項において準用する第二項	
第三十七条第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人	

第十九条第二項第五号	第十九条第四項	第二十三條	第二十五條第二項	第二十五條第六項	第三十九條
決定	処分庁	第十九條	若しくは管理人、総代又は代理人	若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて審査請求をする場合	審査請求をする場合
処分庁（処分をした行政庁をいう。以下同じ。）	又は財団である場合	又は管理人	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十条第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項再審査庁	再審査庁	再審査庁

第三十七條第三項から第五項まで	第四十條第五項	第四十二條第一項	第四十二條第四項
相続人その他の者	場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは	（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十條第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達する	参加人及び処分庁
相続人	場合には	に送達する	処分庁

第四十六条第一項本文	場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	場合
第四十七条本文	場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	場合
第四十八条	前条	前条（ただし書及び第二号を除く。）
第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由
第五十一条第一項	（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしるものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された	に送達された
第五十一条第四項	参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等	処分庁

に限る。)

(警察本部長に対する事実の申告に関する読替え)  
 第十四条 (略)  
 2 法第二百三十一条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二百三十一条第一項の書面
第二十二條第一項	前二項に規定する期間(以下「審査請求期間」という。)	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一条第二項及び同条第三項において準用する同法第百五十八條第二項に規定する期間
	処分につき、処分庁	行為につき、留置業務管理者
	処分庁又は審査庁	申告先

(警察本部長に対する事実の申告に関する読替え)  
 第十四条 (略)  
 2 法第二百三十一条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条第一項	処分(異議申立てをすることもできる処分を除く。)	行為
第十八条第一項及び第十九条	処分庁	留置業務管理者
第十八条第一項	審査庁でない行政庁を審査庁	申告先でない行政庁を申告先
第十八条第一項及び第四項	審査庁に	申告先である行政庁に
第十八条第四項	前三項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一条第三項において準用する第一項

第五十条第一項	第三十九条	第二十七條第一項	第二十三條	第二十二條第五項
裁決は	審理員	裁決	第十九條	前各項
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する	申告先である行政庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一條第三項又は第二項の規定による通知	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一條第一項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一條第三項において準用する第一項
同条第一項の書面	同条第一項の書面	同条第一項の書面	同条第一項の書面	同条第一項の書面
審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書
審査庁	審査庁	審査庁	審査庁	審査庁
申告先	申告先	申告先	申告先	申告先

第四十一條第二項	第三十九條第一項及び第四十一條第一項	第二十一條、第三十六條及び第四十一條第一項	裁決	正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書
審査庁は、再審査請求	裁決を	再審査に再審査請求	再審査庁及び再審査請求	正本
申告先である行政庁は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十二條第一項の規定による申告	同法第二百三十一條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知を	通知書に当該申告	申告先及び申告期間	申告先である行政庁
刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十一條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知

	第五十条第一項 第四号	第五十条第三項
審査庁	裁決書	理由（第一号の主文が 審理員意見書又は行政 不服審査会等若しくは 審議会等の答申書と異 なる内容である場合に は、異なることとなつ た理由を含む。）
法律第二百三十一条第 三項において準用する 同法第六十四条第一 項又は第二項の規定に よる通知は	申告先である行政庁 通知書	理由 申告先である行政庁は 、刑事収容施設及び被 収容者等の処遇に関す る法律第二百三十二條 第一項の規定による申 告
審査庁は、再審査請求	裁決を	同法第二百三十一条第 三項において準用する 同法第六十四条第一 項又は第二項の規定に よる通知を

求期間

再審査請求をすべき行政庁及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）	再審査請求をすべき行政庁並びに同法第二百三十二条第二項及び同条第三項において準用する同法第百五十八条第二項に規定する期間
裁決書に再審査請求	通知書に当該申告

（公安委員会に対する事実の申告に関する読替え）  
 第十六条（略）  
 2 法第二百三十二条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百三十二条第一項の書面
	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十二条第二項及び同条第三項において準用する同法第百五十八条第二項に規

（公安委員会に対する事実の申告に関する読替え）  
 第十六条（略）  
 2 法第二百三十二条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一条、第三十六条及び第四十一条第一項	審査庁	申告先である行政庁
第三十九条第一項及び第四十一条第一項	裁決	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十二条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知

		第二十三條		第二十七條第一項		第三十九條	第五十條第一項		
審査書	審査庁	第十九條	審査庁	裁決	裁決	審理員	裁決は	裁決書	審査庁
通知書	申告先である行政庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十二條第一項	申告先である行政庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十二條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十二條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知	申告先である行政庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百三十二條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知は	通知書	申告先である行政庁
		定する期間							



第五十条第一項 第四号	理由（第一号の主文が 審理員意見書又は行政 不服審査会等若しくは 審議会等の答申書と異 なる内容である場合に は、異なることとなつ た理由を含む。）	理由
----------------	--	----

〔管区海上保安本部長に対する審査の申請の書面への押印又は指  
印〕  
 第十六条の二 第二条の二の規定は、法第二百七十五条第一項の規  
 定による審査の申請の書面について準用する。

（管区海上保安本部長に対する審査の申請に関する読替え）  
 第十七条 （略）  
 2 法第二百七十五条第三項の規定による行政不服審査法の規定の  
 準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政 不服審査法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	相続人その他法令によ り審査請求の目的であ る処分に係る権利を承 継した者	相続人
第十五条第三項	相続人その他の者	相続人
審査庁	審査庁	審査庁（審査の申請が

〔新設〕

（管区海上保安本部長に対する審査の申請に関する読替え）  
 第十七条 （略）  
 2 法第二百七十五条第三項の規定による行政不服審査法の規定の  
 準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政 不服審査法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項 第一号	住所	住所（海上保安留置施 設に留置されている者 にあつては、当該海上 保安留置施設の置かれ る管区海上保安本部、 管区海上保安本部の事 務所又は海上保安庁の 船舶の名称）

第十九条第二項 第三号	第十九条第二項 第一号	第十八条第三項	第十五条第四項 及び第五項	処分(当該処分について再調査の請求について)	居所	居所 (以下「審査請求期間」という。)	次条に規定する審査請求書	相続人その他の者	された行政庁をいう。 (以下同じ。)
処分	居所(海上保安留置施設に留置されている者にあつては、当該海上保安留置施設の置かれる管区海上保安本部、管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶の名称)	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二百七十五条第一項の書面	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二百七十五条第一項の書面	処分	居所(海上保安留置施設に留置されている者にあつては、当該海上保安留置施設の置かれる管区海上保安本部、管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶の名称)	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二百七十五条第一項の書面	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成十七年法律第五十号)第二百七十五条第一項の書面	相続人	された行政庁をいう。 (以下同じ。)

第三十四条第二項	第十八条第四項	第十八条第一項	第十五条第四項	第十八条第四項	第十八条第一項	第十五条第四項	第十五条第二項	処分(異議申立てをすることができる処分を除く。)	若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするとき	又は財団であるとき
処分の上級行政庁である審査庁	前二項	処分(異議申立てをすることができる処分を除く。)	若しくは代理人、総代又は代理人	若しくは代理人、総代又は代理人によつて審査請求をするとき	若しくは代理人、総代又は代理人によつて審査請求をするとき	若しくは代理人、総代又は代理人によつて審査請求をするとき	若しくは代理人、総代又は代理人によつて審査請求をするとき	若しくは代理人、総代又は代理人によつて審査請求をするとき	若しくは代理人、総代又は代理人によつて審査請求をするとき	若しくは代理人、総代又は代理人によつて審査請求をするとき
審査庁	正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書	処分	又は代理人	又は代理人	又は代理人	又は代理人	又は代理人	又は代理人	又は代理人	又は代理人

第二十三條	第十九條	第二十二條第五項	第二十二條第一項	第十九條第四項	第十九條第二項第五號	ての決定を経たときは 当該決定)	処分庁	若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合	又は前項各号に掲げる	若しくは管理人、総代又は代理人	処分庁又は審査庁	前各項	又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書が審査庁	刑事収容施設及び被収
							又は財団である場合	に掲げる	又は管理人	審査庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十五條第三項において準用する第一項	が審査庁		

第四十二條第四項	第四十二條第一項	第四十條第五項	第三十七條第三項から第五項まで	第三十七條第一項	第三十四條第六項
参加人及び処分庁	(当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十條第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方) に送達する	場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは	相続人その他の者	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	第二項から第四項まで
処分庁	に送達する	場合には	相続人	相続人	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十五條第三項において準用する第二項

	<p>第二十五条第二項</p> <p>処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁</p>	<p>容者等の処遇に関する法律第二百七十五条第一項又は同条第三項において準用する第十九条第二項若しくは第四項</p>
<p>第二十五条第六項</p>	<p>から第四項までの場合</p>	<p>の 場合</p>
<p>第三十九条</p>	<p>審理員</p>	<p>審査庁</p>
<p>第四十六条第一項本文</p>	<p>場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）</p>	<p>場合</p>
<p>第四十七条本文</p>	<p>場合（第四十五条第三項の規定の適用がある場合を除く。）</p>	<p>場合</p>
<p>第四十八条</p>	<p>前条</p>	<p>前条（ただし書及び第二号を除く。）</p>
<p>第五十条第一項第四号</p>	<p>理由（第一号の本文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合に</p>	<p>理由</p>

	は、異なることとなつた理由を含む。）	
第五十条第三項	及び再審査請求期間（第六十二条に規定する期間をいう。）	並びに刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十六條第二項並びに同條第三項において準用する同法第五百八條第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間
第五十一条第一項	（当該審査請求が処分の相手方以外の者のしたものである場合における第四十六條第一項及び第四十七條の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された	に送達された
第五十一条第四項	参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	処分庁

1 (海上保安庁長官に対する再審査の申請の書面への押印又は指印)

第十七條の二 第二條の二の規定は、法第二百七十六條第一項の規

〔新設〕

定による再審査の申請の書面について準用する。

（海上保安庁長官に対する再審査の申請に関する読み替え）  
第十八条（略）

2 法第二百七十六条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十五条第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人
第十五条第三項	相続人その他の者	相続人
第十五条第四項及び第五項	相続人その他の者	相続人
第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百七十六條第一項の書面

（海上保安庁長官に対する再審査の申請に関する読み替え）  
第十八条（略）

2 法第二百七十六条第三項の規定による行政不服審査法の規定の準用についての技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十四条第三項	処分（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定）	審査の申請についての裁決
第十五条第一項第一号	住所	住所（海上保安留置施設に留置されている者にあつては、当該海上保安留置施設の置かれる管区海上保安本部、管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶の名称）
第十五条第二項	若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によつて審査請求をするとき	又は財団であるとき
	若しくは管理人、総代	又は管理人

第十九条第二項 第一号	居所	前二項に規定する期間 (以下「審査請求期間」という。)	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十六条第二項並びに同条第三項において準用する同法第五百五十八条第二項及びこの法律第六十二条第二項に規定する期間
第十九条第二項 第三号	審査請求に係る処分(当該処分について再調査の請求についての決定を経たときは、当該決定)	原裁判(審査の申請についての裁判をいう。以下同じ。)	居所(海上保安留置施設に留置されている者にあつては、当該海上保安留置施設の置かれる管区海上保安本部、管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶の名称)
第十九条第二項 第五号	処分庁	処分庁(処分をした行政庁をいう。以下同じ。)	居所(海上保安留置施設に留置されている者にあつては、当該海上保安留置施設の置かれる管区海上保安本部、管区海上保安本部の事務所又は海上保安庁の船舶の名称)
第十九条第四項	若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によつて	又は財団である場合	又或は代理人

第十五条第四項	又は代理人	、総代を互選したときは総代、代理人によつて審査請求をするときは(代理人)が押印しなければ	(が押印し、又は指印しなければ)
第三十四条第二項	処分庁の上級行政庁である審査庁	再審査庁	再審査庁
第三十四条第六項	第二項から第四項まで	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十六条第三項において準用する第二項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十六条第三項において準用する第二項
第三十七条第一項	相続人その他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者	相続人	相続人
第三十七条第三項から第五項まで	相続人その他の者	相続人	相続人
第四十条第五項	場合において、審査庁が処分庁の上級行政庁であるときは	場合には	場合には
第四十二条第一	(当該審査請求が処分に)	に送達する	に送達する

第二十三條	第十九條	若しくは管理人、総代又は代理人	又は前項各号に掲げる	審査請求をする場合
第二十五條第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁		又は管理人	
第二十五條第六項	から第四項までの場合		に掲げる	
第三十九條	審理員	再審査庁		
第四十六條第一項本文	場合（前条第三項の規定の適用がある場合を除く。）	場合		
第四十七條本文	場合（第四十五條第三項の規定の適用がある場合を除く。）	場合		

第四十二條第四項	の相手方以外の者のしたものである場合における第四十條第三項から第五項までの規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達する	処分庁
----------	---	-----



第四十八条	前条	前条（ただし書及び第二号を除く。）
第五十条第一項 第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由
第五十一条第一項	（当該審査請求が処分相手方以外の者のし たものである場合における第四十六条第一項及び第四十七条の規定による裁決にあつては、審査請求人及び処分の相手方）に送達された	に送達された
第五十一条第四項	参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	処分庁

2 第二十條（管区海上保安本部長に対する事実の申告に関する読替え）  
第二十條（略）  
法第二百七十七條第三項の規定による行政不服審査法の規定の  
準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

2 第二十條（管区海上保安本部長に対する事実の申告に関する読替え）  
第二十條（略）  
法第二百七十七條第三項の規定による行政不服審査法の規定の  
準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第二十二條第五項	第二十二條第一項	第二十二條第三項	読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	次条に規定する審査請求書	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	処分につき、処分庁	処分庁又は審査庁	前各項	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査
						刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第二百七十七條第一項の書面	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第二項及び同條第三項において準用する同法第百五十八條第二項に規定する期間	行為につき、海上保安留置業務管理者	申告先	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第三項において準用する第一項	同條第一項の書面

第三十九條第一	第二十一條、第三十六條及び第四十一條第一項	第十八條第一項	読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	処分（異議申立てをすることができない処分を除く。）	第十八條第一項及び第十九條	第十八條第一項	第十八條第四項	第十八條第四項	第三十九條第一
						審査庁でない行政庁を審査庁	審査庁でない行政庁を審査庁に	前三項	正本又は異議申立書若しくは異議申立録取書	審査庁	判決
						行為	海上保安留置業務管理者	申告先でない行政庁を申告先	申告先である行政庁に	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第三項において準用する第一項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第三項において準用する第一項

		第二十三條		第二十七條第一項		第三十九條	第五十條第一項		
審査庁	審査庁	第十九條	審査庁	裁決	裁決	審理員	裁決は	審査庁	
審査庁	審査庁	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第一項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第一項	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第一項又は第二項の規定による通知	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第一項又は第二項の規定による通知	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第一項又は第二項の規定による通知	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第一項又は第二項の規定による通知	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第一項又は第二項の規定による通知	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第一項又は第二項の規定による通知
申告先	申告先	申告先である行政庁	申告先である行政庁	申告先である行政庁	申告先である行政庁	申告先である行政庁	申告先である行政庁	申告先である行政庁	申告先である行政庁
査の請求録取書	査の請求録取書								

第四十一條第二項		項及び第四十一條第一項	
審査庁は、再審査請求	再審査庁及び再審査請求期間	裁決を	裁決書に再審査請求
申告先である行政庁は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八條第一項の規定による申告	申告先及び申告期間	同法第二百七十七條第一項又は第二項の規定による通知	同法第二百七十七條第一項又は第二項の規定による通知
容者等の処遇に関する法律第二百七十七條第三項において準用する同法第六十四條第一項又は第二項の規定による通知			

<p>第五十条第一項 第四号</p>	<p>理由（第一号の主文が 審理員意見書又は行政 不服審査会等若しくは 審議会等の答申書と異 なる内容である場合に は、異なることとなつ た理由を含む。）</p>	<p>理由 理由</p>	<p>第五十条第三項</p>	<p>審査庁は、再審査請求</p>	<p>申告先である行政庁は 、刑事収容施設及び被 収容者等の処遇に関す る法律第二百七十八條 第一項の規定による申 告</p>	<p>裁決を</p>	<p>裁決を</p>	<p>同法第二百七十七條第 三項において準用する 同法第六十四條第一 項又は第二項の規定に よる通知を</p>	<p>裁決書に再審査請求</p>	<p>再審査請求をすべき行 政庁及び再審査請求期 間（第六十二條に規定 する期間をいう。）</p>	<p>通知書に当該申告 当該申告をすべき行政 庁並びに同法第二百七 十八條第二項及び同條 第三項において準用す る同法第五十八條第 二項に規定する期間</p>
------------------------	---	------------------	----------------	-------------------	---	------------	------------	---	------------------	---	---

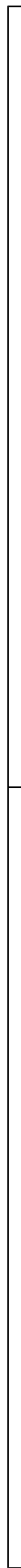
(海上保安庁長官に対する事実の申告に関する読替え)  
 第二十二條 (略)  
 2 法第二百七十八條第三項の規定による行政不服審査法の規定の  
 準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政 不服審査法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十八條第三項	次條に規定する審査請 求書	刑事收容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律(平成十七年法律 第五十号)第二百七十 八條第一項の書面
第二十三條	前二項に規定する期間 (以下「審査請求期間 」という。)	刑事收容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第二百七十八條第 二項及び同條第三項に おいて準用する同法第 百五十八條第二項に規 定する期間
第十九條	審査庁	刑事收容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第二百七十八條第 一項 申告先である行政庁

(海上保安庁長官に対する事実の申告に関する読替え)  
 第二十二條 (略)  
 2 法第二百七十八條第三項の規定による行政不服審査法の規定の  
 準用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える行政 不服審査法の規 定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二十一條、第 三十六條及び第 四十一條第一項	審査庁	申告先である行政庁
第三十九條第一 項及び第四十一 條第一項	裁決	刑事收容施設及び被収 容者等の処遇に関する 法律第二百七十八條第 三項において準用する 同法第六十四條第一 項又は第二項の規定に よる通知

第二十七条第一項	裁決	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知	第三十九条	審理員	申告先である行政庁	第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由
第五十条第一項	裁決は	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第二百七十八条第三項において準用する同法第六十四条第一項又は第二項の規定による通知は	審査庁	審査庁	申告先である行政庁	第五十条第一項第四号	理由（第一号の主文が審理員意見書又は行政不服審査会等若しくは審議会等の答申書と異なる内容である場合には、異なることとなった理由を含む。）	理由
第五十条第一項第四号	裁決書	通知書						



○ 更生保護法施行令（平成二十年政令第四百四十五号）（第三十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（地方委員会の委員の数の上限）            第六条（略）</p> <p>（審査請求書の送付）            第六条の二 法第九十三条第二項（売春防止法第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査請求書の送付は、審査会に対しては審査請求書の正本によって、地方委員会に対しては審査請求書の副本によってする。</p>	<p>（地方委員会の委員の数の上限）            第六条（略）</p> <p>〔新設〕</p>



改正案	現行
<p>目次 第一章～第二章（略） 第三章 懲戒処分についての審査請求に関する審査の手續（第九 条―第二十三条） 附則</p> <p>第三章 懲戒処分についての審査請求に関する審査の手續 （審査請求書） 第九条 法第十九条第一項の懲戒処分についての審査請求は、審査 請求書正副各一通を外務大臣に提出してしなければならない。 2 前項の審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、審査請求人 が署名押印しなければならない。 一・二（略） 三 処分者（処分を行つた者をいう。ただし、その者が官職を去 つた場合には、現にその官職にある者をいう。以下同じ。）の 官職及び氏名 四（略） 五 審査請求の趣旨及び理由 六（略） 七 審査請求の年月日</p> <p>（補正） 第十条 外務大臣は、審査請求書が前条の規定に違反する場合には 、十日以上の期間を定めて、その期間内に不備を補正すべきこと を命じなければならない。ただし、その違反の程度が軽微である ときは、この限りでない。</p>	<p>目次 第一章～第二章（略） 第三章 懲戒処分についての不服申立てに関する審査の手續（第 九条―第二十三条） 附則</p> <p>第三章 懲戒処分についての不服申立てに関する審査の手續 （不服申立書） 第九条 法第十九条第一項の懲戒処分についての不服申立ては、不 服申立書正副各一通を外務大臣に提出してしなければならない。 2 前項の不服申立書には、次に掲げる事項を記載し、不服申立人 が署名押印しなければならない。 一・二（略） 三 処分者（処分を行なつた者をいう。ただし、その者が官職を 去つた場合には、現にその官職にある者をいう。以下同じ。） の官職及び氏名 四（略） 五 不服申立ての趣旨及び理由 六（略） 七 不服申立ての年月日</p> <p>（補正） 第十条 外務大臣は、不服申立てが不適法であつて補正することが できるものであるときは、十日以上の期間を定めて、その補正を 命ずることができない。ただし、その不適法が軽微なものであると きは、この限りでない。</p>

(代理人及び代理人)

第十一条 (略)

2 (略)

3 審査請求人及び処分者（以下「当事者」という。）は、審議会の調査に關し必要があるときは、審議会の承認を得て、その者を代理する代理人を選任し、及びこれを解任することができる。

4 代理人は、当事者のために審査請求に係る事案の調査に關し必要な行為をすることができる。ただし、審査請求人の代理人は、審査請求の全部又は一部を取り下げることができない。

5 (略)

(審議会の調査)

第十四条 審議會は、審査請求に係る事案がその調査に付された場合には、当事者、代理人、証人及び鑑定人の陳述の聴取、関係資料の検討等を行い、外務大臣がその事案について公正妥当な判定を行うことができるように、その事案の調査をしなければならぬ。

2 (略)

(調査の方法)

第十五条 審議会の調査は、審査請求人による口頭審理の請求があつた場合を除くほか、書面審理によつて行う。ただし、審議會は、必要があると認めるときは、口頭審理を行うことができる。

2 審議會は、二以上の審査請求が、同一の審査請求人からなされたものである場合又は同一の事件若しくは相關連する事件に關して同一の処分者により行われた処分に係る場合には、審査請求人の請求により、又は職権で、これらの審査請求に係る事案を併せて調査することができる。

3 (略)

(代理人及び代理人)

第十一条 (略)

2 (略)

3 不服申立人及び処分者（以下「当事者」という。）は、審議会の調査に關し必要があるときは、審議会の承認を得て、その者を代理する代理人を選任し、及びこれを解任することができる。

4 代理人は、当事者のために不服申立てに係る事案の調査に關し必要な行為をすることができる。但し、不服申立人の代理人は、不服申立ての全部又は一部を取り下げることができない。

5 (略)

(審議会の調査)

第十四条 審議會は、不服申立てに係る事案がその調査に付された場合には、当事者、代理人、証人及び鑑定人の陳述の聴取、関係資料の検討等を行い、外務大臣がその事案について公正妥当な判定を行うことができるように、その事案の調査をしなければならぬ。

2 (略)

(調査の方法)

第十五条 審議会の調査は、不服申立人による口頭審理の請求があつた場合を除く外、書面審理によつて行う。但し、審議會は、必要があると認めるときは、口頭審理を行うことができる。

2 審議會は、二以上の不服申立てが、同一の不服申立人からなされたものである場合又は同一の事件若しくは相關連する事件に關して同一の処分者により行われた処分に係る場合には、不服申立人の請求により、又は職権で、これらの不服申立てに係る事案を併せて調査することができる。

3 (略)

(調書)

第十九条 (略)

2 前項の調書には、審査請求に係る処分を承認すべきであるか、どのように修正すべきであるか、又は取り消すべきであるかの意見を付さなければならぬ。ただし、処分者のした処分よりも審査請求人にとって不利益となるような意見を付することはできない。

3 (略)

(裁決)

第二十条 外務大臣は、審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、裁決で、当該審査請求を却下する。ただし、その不適法が、審査請求書が第九条の規定に違反する場合であるときは、審査請求人が第十条の規定による補正命令に応じなかつたときでなければ、却下することができない。

2 外務大臣は、前条の規定により審議会から調書が提出されたときは、これに基づいて、裁決で、当該審査請求を棄却し、又は当該審査請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、若しくは修正する。

3 外務大臣は、前項の規定による裁決をしたときは、速やかに、裁決書を当事者に送付しなければならない。

(審査請求の取下げ及び処分の取消し又は修正)

第二十一条 審査請求人は、審査請求に係る事案に関する外務大臣の裁決があるまでは、審議会の承認を得て、審査請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 審査請求が審議会の調査に付されている場合において、処分者が当該審査請求に係る処分を取り消し、又は修正したときは、処分者は、審査請求人にもその旨を通知しなければならない。

(調書)

第十九条 (略)

2 前項の調書には、不服申立てに係る処分を承認すべきであるか、どのように修正すべきであるか、又は取り消すべきであるかの意見を付さなければならぬ。但し、処分者のした処分よりも不服申立人にとって不利益となるような意見を付することはできない。

3 (略)

(決定又は裁決)

第二十条 外務大臣は、不服申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、決定又は裁決で、当該不服申立てを却下する。ただし、その不適法が補正することができるものであるときは、不服申立人が第十条の規定による補正命令に応じなかつたときでなければ、却下することができない。

2 外務大臣は、前条の規定により審議会から調書が提出されたときは、これに基づいて、決定又は裁決で、当該不服申立てを棄却し、又は当該不服申立てに係る処分の全部若しくは一部を取り消し、若しくは修正する。

3 外務大臣は、前項の規定による決定又は裁決をしたときは、速やかに、決定書又は裁決書を当事者に送付しなければならない。

(不服申立ての取下げ及び処分の取消し又は修正)

第二十一条 不服申立人は、不服申立てに係る事案に関する外務大臣の決定又は裁決があるまでは、審議会の承認を得て、不服申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 不服申立てが審議会の調査に付されている場合において、処分者が当該不服申立てに係る処分を取り消し、又は修正したときは、処分者は、不服申立人にもその旨を通知しなければならない。

3 審査請求人は、前項の通知を受領した場合には、調査中の審査請求を継続するか、又は取り下げるかを速やかに外務大臣に申し出なければならない。

(委任規定)

第二十三条 この章に定めるものを除くほか、懲戒処分に関する審査請求に係る事案の調査の手續に關し必要な事項は、審議会が定める。

3 不服申立人は、前項の通知を受領した場合には、調査中の不服申立てを継続するか、又は取り下げるかすみやかに外務大臣に申し出なければならない。

(委任規定)

第二十三条 本章に定めるものを除く外、懲戒処分に関する不服申立てに係る事案の調査の手續に關し必要な事項は、審議会が定める。

○ 税理士法施行令（昭和二十六年政令第二百十六号）（第三十二条関係）  
（略）

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第三十三条関係）  
（略）

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（第三十四条関係）  
（略）

○ 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）（第三十五条關係）  
（略）



○ 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）（第三十六条関係）  
（略）

○ 私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）（第三十七条関係）  
（略）

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（第三十八条関係）  
（略）

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（第三十八条関係）  
（略）

○ 検疫法施行令（昭和二十六年政令第三百七十七号）（第三十九条関係）  
（略）

改 正 案	現 行
<p>（国民年金基金連合会がした処分に関する審査請求又は再審査請求への適用）</p> <p>第一条の二 国民年金基金連合会がした処分に関する審査請求又は再審査請求については、法第三条、第四条及び第九条の規定を適用する場合においては、法第三条第一項第二号中「国民年金基金」とあるのは「国民年金基金若しくは国民年金基金連合会」と、法第四条第一項中「若しくは加入員」とあるのは、「加入員若しくは会員（国民年金基金連合会に係るものに限る。以下同じ。）」と、同条第二項中「若しくは加入員」とあるのは、「加入員若しくは会員」と、法第九条第一項中「国民年金基金」とあるのは「国民年金基金若しくは国民年金基金連合会」とする。</p> <p>（審査請求又は再審査請求の方式）</p> <p>第二条 文書で被保険者の資格、国民年金基金の加入員の資格若しくは国民年金基金連合会の会員の資格（以下「被保険者の資格等」という。）、標準報酬若しくは標準給与（以下「標準報酬等」という。）、又は保険給付（国民年金の給付並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金（同法第二条（同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する保険給付遅延特別加算金をいう。）及び給付遅延特別加算金（同法第三条（同項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する給付遅延特別加算金をいう。）を含む。以下同じ。）、年金たる給付若しくは一時金たる給付（以下「保険給付等」という。）に関して審査請求又は再審査請求をするときは、審査請求書又は再審査請求書に次に</p>	<p>（国民年金基金連合会がした処分に関する審査請求又は再審査請求への適用）</p> <p>第一条の二 国民年金基金連合会がした処分に関する審査請求又は再審査請求については、法第三条、第四条及び第九条の規定を適用する場合においては、法第三条第二号中「国民年金基金」とあるのは「国民年金基金若しくは国民年金基金連合会」と、法第四条第一項中「若しくは加入員」とあるのは、「加入員若しくは会員（国民年金基金連合会に係るものに限る。以下同じ。）」と、同条第二項中「若しくは加入員」とあるのは、「加入員若しくは会員」と、法第九条第一項中「国民年金基金」とあるのは「国民年金基金若しくは国民年金基金連合会」とする。</p> <p>（審査請求又は再審査請求の方式）</p> <p>第二条 文書で被保険者の資格、国民年金基金の加入員の資格若しくは国民年金基金連合会の会員の資格（以下「被保険者の資格等」という。）、標準報酬若しくは標準給与（以下「標準報酬等」という。）、又は保険給付（国民年金の給付並びに厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）による保険給付遅延特別加算金（同法第二条（同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する保険給付遅延特別加算金をいう。）及び給付遅延特別加算金（同法第三条（同項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する給付遅延特別加算金をいう。）を含む。以下同じ。）、年金たる給付若しくは一時金たる給付（以下「保険給付等」という。）に関して審査請求又は再審査請求をするときは、審査請求書又は再審査請求書に次に</p>

掲げる事項を記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

一 被保険者若しくは被保険者であつた者、石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第十六条第一項に規定する坑内員（以下「坑内員」という。）若しくは坑内員であつた者若しくは同法第十八条第一項に規定する坑外員（以下「坑外員」という。）若しくは坑外員であつた者、国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金（以下「障害基礎年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金（以下「遺族基礎年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者又は同法第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金（以下「老齢福祉年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者（確認又は裁定を受けようとする者を含むものとし、以下単に「被保険者等」という。）の氏名、住所又は居所、生年月日並びに被保険者証、日雇特例被保険者手帳若しくは日雇特例被保険者に関する台帳、坑内員若しくは坑内員であつた者若しくは坑外員若しくは坑外員であつた者に関する原簿若しくは国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者に関する原簿の記号及び番号又は基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。）（障害基礎年金、遺族基礎年金又は老齢福祉年金に関して審査請求又は再審査請求をする場合においては、国民年金証書の記号及び番号）

一の二（略）

二 被保険者等の死亡に係る保険給付等に関して審査請求又は再審査請求をする場合においては、保険給付等を受けるべき者（保険給付等を受けようとする者を含む。）の氏名、住所又は居

各号に掲げる事項を記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

一 被保険者若しくは被保険者であつた者、石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）第十六条第一項に規定する坑内員（以下「坑内員」という。）若しくは坑内員であつた者若しくは同法第十八条第一項に規定する坑外員（以下「坑外員」という。）若しくは坑外員であつた者、国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第三十条の四の規定による障害基礎年金（以下「障害基礎年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第二十八条の規定により支給される遺族基礎年金（以下「遺族基礎年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者又は同法第一条の規定による改正前の国民年金法による老齢福祉年金（以下「老齢福祉年金」という。）の受給権者若しくは受給権者であつた者（確認又は裁定を受けようとする者を含むものとし、以下単に「被保険者等」という。）の氏名、住所、生年月日並びに被保険者証、日雇特例被保険者手帳若しくは日雇特例被保険者に関する台帳、坑内員若しくは坑内員であつた者若しくは坑外員若しくは坑外員であつた者に関する原簿若しくは国民年金基金の加入員若しくは加入員であつた者に関する原簿の記号及び番号又は基礎年金番号（国民年金法第十四条に規定する基礎年金番号をいう。）（障害基礎年金、遺族基礎年金又は老齢福祉年金に関して審査請求又は再審査請求をする場合においては、国民年金証書の記号及び番号）

一の二（略）

二 被保険者等の死亡に係る保険給付等に関して審査請求又は再審査請求をする場合においては、保険給付等を受けるべき者（保険給付等を受けようとする者を含む。）の氏名、住所、生年

所、生年月日及びその死亡者との関係

三〇七 (略)

八 審査請求人又は再審査請求人の氏名及び住所又は居所（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、審査請求人又は再審査請求人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所又は居所）

九 代理人によつて審査請求又は再審査請求をする場合においては、代理人の氏名及び住所又は居所

十 (略)

十一 法第四条第一項の期間又は法第三十二条第一項若しくは第二項の期間の経過後に審査請求又は再審査請求をする場合においては、法第四条第一項ただし書（法第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に規定する正当な事由

2 文書で保険料、掛金その他の徴収金の賦課若しくは徴収又は滞納の処分に関して審査請求又は再審査請求をするときは、審査請求書又は再審査請求書に次に掲げる事項を記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

一 原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 (略)

三 前項第四号から第九号まで及び第十一号に掲げる事項

四 (略)

3 (略)

（手続の併合又は分離）

第六条の二 審査官又は社会保険審査会（以下「審査会」という。）は、法第十条の二（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により、審査請求又は再審査請求の手續を併合し、又は分離したときは、審査請求人又は再審査請求人及び法第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人又は当

月日及びその死亡者との関係

三〇七 (略)

八 審査請求人又は再審査請求人の氏名及び住所（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、審査請求人又は再審査請求人の名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所）

九 代理人によつて審査請求又は再審査請求をする場合においては、代理人の氏名及び住所

十 (略)

〔新設〕

2 文書で保険料、掛金その他の徴収金の賦課若しくは徴収又は滞納の処分に関して審査請求又は再審査請求をするときは、審査請求書又は再審査請求書に左の各号に掲げる事項を記載し、審査請求人若しくは再審査請求人（審査請求人又は再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

一 原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所

二 (略)

三 前項第四号から第九号までに掲げる事項

四 (略)

3 (略)

（手続の併合又は分離）

第六条の二 審査官又は審査会は、法第十条の二（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により、審査請求又は再審査請求を併合し、又は分離したときは、審査請求人又は再審査請求人及び法第九条第一項の規定により通知を受けた保険者その他の利害関係人又は当事者にその旨を通知しなければならない。



事者にその旨を通知しなければならない。

(審理のための処分の申立て)

第七条 (略)

2 (略)

3 文書で前二項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 法第十一条第一項第一号又は第四十条第一項第一号の処分を申し立てる場合においては、審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人若しくは当事者又は参考人の氏名又は名称及び住所又は居所

四 法第十一条第一項第二号又は第四十条第一項第二号の処分を申し立てる場合においては、提出を命ぜべき文書その他の物件の表示及びその所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称及び住所又は居所

五・七 (略)

八 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

4 (略)

(通話者等の確認)

第八条 審査官又は審査会は、法第十一条の二第二項(法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

(交付の求め)

第八条の二 法第十一条の三第一項(法第四十四条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一 交付に係る法第十一条の三第一項に規定する文書(以下「対

(審理のための処分の申立て)

第七条 (略)

2 (略)

3 文書で前二項の申立てをするときは、申立書に左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一・二 (略)

三 法第十一条第一項第一号又は第四十条第一項第一号の処分を申し立てる場合においては、審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人若しくは当事者又は参考人の氏名又は名称及び住所

四 法第十一条第一項第二号又は第四十条第一項第二号の処分を申し立てる場合においては、提出を命ぜべき文書その他の物件の表示及びその所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称及び住所

五・七 (略)

八 申立人の氏名又は名称及び住所

4 (略)

(文書その他の物件の提出)

第八条 法第十一条第一項又は第四十条第一項の規定により審理のための処分の申立てをすることができる者は、いつでも、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

〔新設〕

象文書」という。)又は交付に係る同項に規定する電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)を特定するに足りる事項

二 対象文書又は対象電磁的記録について求める交付の方法(次条各号に掲げる交付の方法をいう。)

三 対象文書又は対象電磁的記録について第八条の六に規定する送付による交付を求める場合にあつては、その旨

(交付の方法)

第八条の三 法第十一条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてするものとする。

一 対象文書の写しの交付にあつては、当該対象文書を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したもの

三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。次条第二項第三号において「情報通信技術利用法」という。)第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

(手数料の額等)

第八条の四 法第十一条の三第四項(法第四十四条において準用する場合を含む。)の規定により納付しなければならない手数料(以下第八条の六までにおいて「手数料」という。)の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法 用紙一枚につき十円(カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円)。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

[新設]

[新設]

二 前条第三号に掲げる交付の方法 同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によつてするとしたならば、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円

2 手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求又は再審査請求として厚生労働大臣がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合（第三号に掲げる場合を除く。）

二 管轄審査官が属する各地方厚生局（地方厚生支局を含む。）又は審査会の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を厚生労働大臣が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）

三 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十一条の三第一項の規定による交付を求めるときにおいて、厚生労働省令で定める方法により手数料を納付する場合

（手数料の減免）

第八条の五 審査官又は審査会は、法第十一条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人若しくは法第九条第一項の規定による通知を受けた保険者以外の利害関係人又は当事者（原処分をした保険者を除く。）（以下この条及び次条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がなると認めるときは、法第十一条の三第一項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

〔新設〕

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第十一条の三第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査官又は審査会に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第十一条各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

〔送付による交付〕

第八条の六 法第十一条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象文書の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、厚生労働省令で定める方法により納付しなければならない。

〔手続の受継〕

第九条 法第十二条（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により審査請求又は再審査請求の手続を受け継ぐ承継人は、次に掲げる事項を記載した文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

一 三 （略）

四 承継人の氏名及び住所又は居所

2・3 （略）

〔決定書及び裁決書の方式〕

第十条 法第十四条第一項の決定書には、同項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人及び法第九条第一項の規定により通知を受けた保

〔新設〕

〔手続の受継〕

第九条 法第十二条（法第四十四条において準用する場合を含む。）の規定により審査請求又は再審査請求の手続を受け継ぐ承継人は、左の各号に掲げる事項を記載した文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

一 三 （略）

四 承継人の氏名及び住所

2・3 （略）

〔決定書及び裁決書の方式〕

第十条 法第十四条第一項の決定書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 審査請求人及び法第九条第一項の規定により通知を受けた保

険者その他の利害関係人の氏名又は名称及び住所又は居所

二・三 (略)

[削る]

[削る]

四 決定の年月日

2 法第四十三条の裁決書には、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所又は居所

二・三 (略)

四 前項第四号に掲げる事項

(決定及び裁決の更正)

第十一条 (略)

2 文書で前項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

四 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

3・4 (略)

(調書)

第十三条 (略)

2 調書は、審査会の庶務を処理する厚生労働省保険局総務課の職員が作成し、作成年月日を記載した上、作成者及び審理に出席した審査長又は審査員がこれに記名押印しなければならない。

険者その他の利害関係人の氏名又は名称及び住所

二・三 (略)

四 決定の主文

五 決定の理由

六 決定の年月日

2 法第四十三条第一項の裁決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所

二・三 (略)

四 前項第四号から第六号までに掲げる事項

(決定及び裁決の更正)

第十一条 (略)

2 文書で前項の申立てをするときは、申立書に左の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

四 申立人の氏名又は名称及び住所

3・4 (略)

(調書)

第十三条 (略)

2 調書は、審査会の庶務を処理する厚生労働省保険局総務課の職員が作成し、作成年月日を記載した上、作成者及び審理に出席した審査長又は審査員がこれに署名押印しなければならない。

○ 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第一百十号）（第四十一条関係）  
（略）

改 正 案	現 行
<p>（審査請求の経由）</p> <p>第三条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十八条第一項の規定による審査請求は、審査請求人の住所又は居所を管轄する労働基準監督署長又は原処分をした労働基準監督署長を経由してすることができる。</p> <p>2 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十九条第一項の規定による審査請求は、審査請求人の住所又は居所を管轄する公共職業安定所長又は原処分をした公共職業安定所長を経由してすることができる。</p> <p>（審査請求の方式等）</p> <p>第四条 文書で審査請求をするときは、審査請求書に、次に掲げる事項を記載し、審査請求人（審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。</p> <p>一 審査請求人の氏名及び住所又は居所（審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所又は居所）</p> <p>二 代理人によつて審査請求をするときは、代理人の氏名及び住所又は居所</p> <p>三 原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>四 九（略）</p> <p>十 法第八条第一項に規定する期間の経過後において審査請求をする場合においては、同項ただし書に規定する正当な理由</p> <p>2 5（略）</p> <p>（手続の併合又は分離）</p>	<p>（審査請求の経由）</p> <p>第三条 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第三十八条第一項の規定による審査請求は、審査請求人の住所を管轄する労働基準監督署長又は原処分をした労働基準監督署長を経由してすることができる。</p> <p>2 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十九条第一項の規定による審査請求は、審査請求人の住所を管轄する公共職業安定所長又は原処分をした公共職業安定所長を経由してすることができる。</p> <p>（審査請求の方式等）</p> <p>第四条 文書で審査請求をするときは、審査請求書に、次に掲げる事項を記載し、審査請求人（審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。</p> <p>一 審査請求人の氏名及び住所（審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所</p> <p>二 代理人によつて審査請求をするときは、代理人の氏名及び住所</p> <p>三 原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所</p> <p>四 九（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 5（略）</p> <p>（手続の併合又は分離）</p>

第十条 審査官は、法第十四条の二の規定により、審査請求の手續を併合し、又は分離したときは、審査請求人及び法第十三条第一項の規定により通知を受けた者にその旨を通知しなければならない。

## 第十二条 削除

(審理のための処分<sup>の</sup>申立て)

### 第十三条 (略)

2 文書で前項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一・二 (略)

三 法第十五条第一項第一号の処分を申し立てる場合においては、審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人又は参考人の氏名又は名称及び住所又は居所

四 法第十五条第一項第二号の処分を申し立てる場合においては、提出を命ずべき文書その他の物件の表示並びにその所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称及び住所又は居所

#### 五・六 (略)

七 法第十五条第一項第五号の処分を申し立てる場合においては、診断を受けることを命ずべき労働者の氏名及び住所又は居所

#### 八 (略)

九 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

#### 3・5 (略)

(費用の弁償)  
第十四条 (略)

第十条 審査官は、法第十四条の二の規定により、審査請求を併合し、又は分離したときは、審査請求人及び法第十三条第一項の規定により通知を受けた者にその旨を通知しなければならない。

## 第十二条 (文書その他の物件の提出)

第十二条 審査請求人及び法第十三条第一項の規定により通知を受けた者は、決定が行われるまでは、いつでも、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる。

(審理のための処分<sup>の</sup>申立て)

### 第十三条 (略)

2 文書で前項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一・二 (略)

三 法第十五条第一項第一号の処分を申し立てる場合においては、審問し、又は意見若しくは報告を徴すべき審査請求人又は参考人の氏名又は名称及び住所

四 法第十五条第一項第二号の処分を申し立てる場合においては、提出を命ずべき文書その他の物件の表示並びにその所有者、所持者又は保管者の氏名又は名称及び住所

#### 五・六 (略)

七 法第十五条第一項第五号の処分を申し立てる場合においては、診断を受けることを命ずべき労働者の氏名及び住所

#### 八 (略)

九 申立人の氏名又は名称及び住所

#### 3・5 (略)

(費用の弁償)  
第十四条 (略)



(通話者等の確認)

第十四条の二 審査官は、法第十六条の二第二項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

(交付の求め)

第十四条の三 法第十六条の三第一項の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

- 一 交付に係る法第十六条の三第一項に規定する文書(以下「対象文書」という。)又は交付に係る同項に規定する電磁的記録(以下「対象電磁的記録」という。)を特定するに足りる事項
- 二 対象文書又は対象電磁的記録について求める交付の方法(次条各号に掲げる交付の方法をいう。)
- 三 対象文書又は対象電磁的記録について第十四条の七に規定する送付による交付を求める場合にあつては、その旨

(交付の方法)

第十四条の四 法第十六条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてするものとする。

- 一 対象文書の写しの交付にあつては、当該対象文書を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付
- 二 対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付
- 三 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号。次条第二項第三号において「情報通信技術利用法」という。)第四条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法

(手数料の額等)

[新設]

[新設]

[新設]

第十四条の五 法第十六条の三第四項の規定により納付しなければ

ならない手数料（以下第十四条の七までにおいて「手数料」という。）の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前条第一号又は第二号に掲げる交付の方法 用紙一枚につき十円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円）。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

二 前条第三号に掲げる交付の方法 同条第一号又は第二号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によつてするとしなければ、複写され、又は出力される用紙一枚につき十円

2 手数料は、厚生労働省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求として厚生労働大臣がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合（第三号に掲げる場合を除く。）

二 管轄審査官の属する都道府県労働局の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を厚生労働大臣が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合（次号に掲げる場合を除く。）

三 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第十六条の三第一項の規定による交付を求める場合において、厚生労働省令で定める方法により手数料を納付する場合

（手数料の減免）

第十四条の六 審査官は、法第十六条の三第一項の規定による交付

〔新設〕

〔新設〕

を受ける審査請求人又は法第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者（以下この条及び次条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、法第十六条の三第一項の規定による交付の求め一件につき二千元を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第十六条の三第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審査官に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

〔送付による交付〕

第十四条の七 法第十六条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象文書の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、厚生労働省令で定める方法により納付しなければならない。

（手続の受継）

第十五条 法第十七条の規定により審査請求の手続を受け継ぐ承継人は、次に掲げる事項を記載した文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

一 三 （略）

四 承継人の氏名及び住所又は居所

2 4 （略）

〔新設〕

（手続の受継）

第十五条 法第十七条の規定により審査請求の手続を受け継ぐ承継人は、次に掲げる事項を記載した文書を提出し、又はこれらの事項を陳述しなければならない。

一 三 （略）

四 承継人の氏名及び住所

2 4 （略）

(決定書の方式)

第十七条 法第十九条第一項の決定書には、次に掲げる事項を記載し、審査官が記名押印しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 (略)

三 審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所

四 法第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所又は居所

五 (略)

六 事案の概要

七 審査請求人、原処分をした行政庁及び法第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の主張の要旨

八 理由

九 決定の年月日

(決定の更正)

第十八条 (略)

2 文書で前項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

四 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

3 5 (略)

(審査及び仲裁の手續)

第二十条 (略)

2 前項の申立ては、申立人の住所又は居所を管轄する労働基準監督署又は労働基準法第八十五条第一項若しくは第二項の審査若しくは仲裁をした労働基準監督署長を経由してすることができる。

(決定書の方式)

第十七条 法第十九条第一項の決定書には、次に掲げる事項を記載し、審査官が署名押印しなければならない。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所

二 (略)

三 審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所

四 法第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所

五 (略)

〔新設〕

〔新設〕

六 理由

七 決定の年月日

(決定の更正)

第十八条 (略)

2 文書で前項の申立てをするときは、申立書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 三 (略)

四 申立人の氏名又は名称及び住所

3 5 (略)

(審査及び仲裁の手續)

第二十条 (略)

2 前項の申立ては、申立人の住所を管轄する労働基準監督署又は労働基準法第八十五条第一項若しくは第二項の審査若しくは仲裁をした労働基準監督署長を経由してすることができる。

356 (略)

(再審査請求の方式等)

第二十四条 再審査請求をするときは、再審査請求書に、次に掲げる事項（決定を経ない再審査請求の場合においては、第一号、第二号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項並びに審査請求をした年月日）を記載し、再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

一 再審査請求人の氏名及び住所又は居所（再審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所又は居所）

二5八 (略)

二5八 (略)

九 法第三十八条第一項に規定する期間の経過後において再審査請求をする場合においては、同条第二項において準用する法第八条第一項ただし書に規定する正当な理由

2・3 (略)

(参加の申立)

第二十六条 法第四十一条第一項の規定による参加の申立てをするときは、申立書に、次に掲げる事項を記載し、申立人が記名押印しなければならない。

一5三 (略)

四 申立人の氏名又は名称及び住所又は居所

2 (略)

(裁決書の方式)

第三十二条 法第五十条において準用する法第十九条第一項の裁決書には、次に掲げる事項（決定を経ない再審査請求に係る同項の裁決書の場合においては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載し、審査長及び合議に関与した審査員が記名押印しなければならない。審査長又は合議に関与した審査員が記名押印することがで

356 (略)

(再審査請求の方式等)

第二十四条 再審査請求をするときは、再審査請求書に、次に掲げる事項（決定を経ない再審査請求の場合においては、第一号、第二号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項並びに審査請求をした年月日）を記載し、再審査請求人が法人であるときは、代表者）又は代理人が記名押印しなければならない。

一 再審査請求人の氏名及び住所（再審査請求人が法人であるときは、その名称及び住所並びに代表者の氏名及び住所）

二5八 (略)

二5八 (略)

[新設]

2・3 (略)

(参加の申立)

第二十六条 法第四十一条第一項の規定による参加の申立てをするときは、申立書に、次に掲げる事項を記載し、申立人が記名押印しなければならない。

一5三 (略)

四 申立人の氏名又は名称及び住所

2 (略)

(裁決書の方式)

第三十二条 法第五十条において準用する法第十九条第一項の裁決書には、次に掲げる事項（決定を経ない再審査請求に係る同項の裁決書の場合においては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載し、審査長及び合議に関与した審査員が署名押印しなければならない。審査長又は合議に関与した審査員が署名押印することがで

きないときは、合議に関与した審査員又は審査長が、その理由を付記して記名押印しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 再審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所

三 (略)

四 法第四十条の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所又は居所

五 (略)

六 事案の概要

七 当事者の主張の要旨

八 理由

九 裁決の年月日

(準用規定)

第三十三条 第七条、第九条、第十条、第十四条から第十四条の七まで、第十五条(第二項を除く。)、第十五条の二、第十六条、第十七条の二及び第十八条(第四項を除く。)、の規定は、審査会が行う再審査請求の手續について準用する。この場合において、第十四条の五第二項第二号中「管轄審査官の属する都道府県労働局」とあるのは、「労働保険審査会」と読み替えるものとする。

2 (略)

きないときは、合議に関与した審査員又は審査長が、その理由を付記して署名押印しなければならない。

一 当事者の氏名又は名称及び住所

二 再審査請求人が原処分を受けた者以外の者であるときは、原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所

三 (略)

四 法第四十条の規定により通知を受けた利害関係者の氏名又は名称及び住所

五 (略)

〔新設〕

〔新設〕

六 理由

七 裁決の年月日

(準用規定)

第三十三条 第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十五条(第二項を除く。)、第十五条の二、第十六条、第十七条の二及び第十八条(第四項を除く。)、の規定は、審査会が行う再審査請求の手續について準用する。

2 (略)

改 正 案	現 行
<p>（審査請求書の記載事項等）</p> <p>第三十条 保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。第三十七条第一項において同じ。）に係る審査請求においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。</p> <p>一 被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日並びに被保険者証の記号及び番号</p> <p>二 保険給付を受けるべき者が被保険者以外の者であるときは、その氏名、住所又は居所、生年月日及び被保険者との関係</p> <p>（保険者等に対する通知）</p> <p>第三十五条 法第百条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一条第二項に規定する審査請求録取書の写しをもつて行わなければならない。</p> <p>（裁決書の記載事項）</p> <p>第三十七条 保険給付に関する処分に係る審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。次項第一号において同じ。）の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所の所在地</p> <p>二 被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日並びに被保険者証の記号及び番号</p> <p>三 保険給付を受けるべき者が被保険者以外の者であるときは、その氏名、住所又は居所及び被保険者との関係</p>	<p>（審査請求書の記載事項等）</p> <p>第三十条 保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。以下第三十七条第一項において同じ。）に係る審査請求においては、次の各号に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。</p> <p>一 被保険者の氏名、住所、生年月日並びに被保険者証の記号及び番号</p> <p>二 保険給付を受けるべき者が被保険者以外の者であるときは、その氏名、住所、生年月日及び被保険者との関係</p> <p>（保険者等に対する通知）</p> <p>第三十五条 法第百条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十七条第二項に規定する審査請求録取書の写しをもつて行わなければならない。</p> <p>（裁決書の記載事項）</p> <p>第三十七条 保険給付に関する処分に係る審査請求についての裁決書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地</p> <p>二 被保険者の氏名、住所、生年月日並びに被保険者証の記号及び番号</p> <p>三 保険給付を受けるべき者が被保険者以外の者であるときは、その氏名、住所及び被保険者との関係</p>

<p>四 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所又は居所</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 事案の概要</p> <p>八 審理関係人(行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人をいう。次項第六号において同じ。)の主張の要旨</p> <p>九 裁決の理由</p> <p>十 裁決の年月日</p> <p>2 保険料その他法の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所の所在地</p> <p>二 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所又は居所</p> <p>三・四 (略)</p> <p>五 事案の概要</p> <p>六 審理関係人の主張の要旨</p> <p>七 裁決の理由</p> <p>八 裁決の年月日</p>	<p>四 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所</p> <p>五・六 (略)</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>七 裁決の理由</p> <p>八 裁決の年月日</p> <p>2 保険料その他法の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求についての裁決書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地</p> <p>二 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所</p> <p>三・四 (略)</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>五 裁決の理由</p> <p>六 裁決の年月日</p>
---	--



○ 国民年金法施行令（昭和三十四年政令第八十四号）（第四十四条関係）  
（略）

○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）  
 （第四十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（都道府県に交付する事務費の額）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第十四条の規定により毎年度国が各都道府県に交付する事務費の額は、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第二十九条第一項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する処分についての審査請求（当該都道府県知事又は指定都市の長の行った特別児童扶養手当の支給に関する処分についてのものに限る。）又は再審査請求に対する裁決をするために行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十四条の規定（同法第六十六条第一項において準用する場合を含む。）により審理員（同法第十一条第二項に規定する審理員をいう。）が当該年度において陳述を求め、又は鑑定を求めた参考人の旅費、日当及び宿泊料について、当該都道府県の条例の定めるところにより算定した額</p>	<p>（都道府県に交付する事務費の額）</p> <p>第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（以下「法」という。）第十四条の規定により毎年度国が各都道府県に交付する事務費の額は、次の各号に定める額の合計額とする。ただし、当該年度において現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 法第二十九条第一項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する処分についての審査請求（指定都市の長の行った特別児童扶養手当の支給に関する処分についてのものに限る。）<u>異議申立て又は再審査請求に対する裁決又は決定をするために行</u>政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二十七条の規定（同法第四十八条及び第五十六条において準用する場合を含む。）により当該都道府県知事が当該年度において陳述させ、<u>又は鑑定を求めた参考人の旅費、日当及び宿泊料について、当</u>該都道府県の条例の定めるところにより算定した額</p>

改正案	現行
<p>（審査請求書の記載事項等）</p> <p>第四十七条 法第八十三条第一項の審査請求（法第二十二條第三項の規定による徴収金に関する処分に係るものを除く。）においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。</p> <p>一 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日及び被保険者証の番号</p> <p>二（略）</p> <p>（保険者等に対する通知）</p> <p>第四十九条 法第九十三条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一條第二項に規定する審査請求録取書の写しをもって行わなければならない。</p> <p>（裁決書の記載事項）</p> <p>第五十条 法第八十三条第一項の審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項（法第二十二條第三項の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三條第四項に規定する参加人という。）の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所の所在地</p> <p>二 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日及び被保険者証の番号</p> <p>三 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であると</p>	<p>（審査請求書の記載事項等）</p> <p>第四十七条 法第八十三条第一項の審査請求（法第二十二條第三項の規定による徴収金に関する処分に係るものを除く。）においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。</p> <p>一 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号</p> <p>二（略）</p> <p>（保険者等に対する通知）</p> <p>第四十九条 法第九十三条の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十七條第二項に規定する審査請求録取書の写しをもって行わなければならない。</p> <p>（裁決書の記載事項）</p> <p>第五十条 法第八十三条第一項の審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項（法第二十二條第三項の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地</p> <p>二 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号</p> <p>三 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であると</p>

<p>きは、その氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所の所在地及び被保険者との関係</p> <p>四 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所又は居所</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 事案の概要</p> <p>八 行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人の主張の要旨</p> <p>九 裁決の理由</p> <p>十 裁決の年月日</p>	<p>きは、その氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び被保険者との関係</p> <p>四 審査請求が代理人によつてされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所</p> <p>五・六 (略)</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>七 裁決の理由</p> <p>八 裁決の年月日</p>
--	---

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（第四十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（審査請求書の記載事項等）</p> <p>第四十七条 法第八十三条第一項の審査請求（法第二十二條第三項の規定による徴収金に関する処分に係るものを除く。）においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。</p> <p>一 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日及び被保険者証の番号</p> <p>二 （略）</p> <p>（保険者等に対する通知）</p> <p>第四十九条 法第九十三條の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十一條第二項に規定する審査請求録取書の写しをもって行わなければならない。</p> <p>（裁決書の記載事項）</p> <p>第五十条 法第八十三條第一項の審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項（法第二十二條第三項の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第十三條第四項に規定する参加人という。）の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は事務所の所在地</p> <p>二 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所又は居所、生年月日及び被保険者証の番号</p>	<p>（審査請求書の記載事項等）</p> <p>第四十七条 法第八十三條第一項の審査請求（法第二十二條第三項の規定による徴収金に関する処分に係るものを除く。）においては、次に掲げる事項を審査請求書に記載し、又は陳述しなければならない。</p> <p>一 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号</p> <p>二 （略）</p> <p>（保険者等に対する通知）</p> <p>第四十九条 法第九十三條の規定による通知は、審査請求書の副本若しくは写し又は行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第十七條第二項に規定する審査請求録取書の写しをもって行わなければならない。</p> <p>（裁決書の記載事項）</p> <p>第五十条 法第八十三條第一項の審査請求についての裁決書には、次に掲げる事項（法第二十二條第三項の規定による徴収金に関する処分に係る審査請求にあつては、第二号に掲げる事項を除く。）を記載しなければならない。</p> <p>一 審査請求人及び参加人の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地</p> <p>二 原処分の名宛人たる被保険者の氏名、住所、生年月日及び被保険者証の番号</p>

<p>十 九  裁決の理由 裁決の年月日</p>	<p>三 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、その氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所の所在地及び被保険者との関係</p> <p>四 審査請求が代理人によってされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所又は居所</p> <p>五・六 (略)</p> <p>七 事案の概要</p> <p>八 行政不服審査法第二十八条に規定する審理関係人の主張の要旨</p>
<p>八 七  裁決の理由 裁決の年月日</p>	<p>三 審査請求人が原処分の名宛人たる被保険者以外の者であるときは、その氏名又は名称、住所又は事務所の所在地及び被保険者との関係</p> <p>四 審査請求が代理人によってされたとき、又は審査請求人が総代を互選したときは、その代理人又は総代の氏名及び住所</p> <p>五・六 (略)</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成十年政令第四百二十号）（第四十八条関係）  
（略）

○ 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行令（平成十七年政令第五十六号）（第四十九条関係）  
（略）



○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）（第五十条関係）  
（略）

○ 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）（第五十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土地改良事業の遂行のための基礎的な要件）  <b>第三条（略）</b></p> <p>（行政不服審査法施行令の準用）  <b>第三条の二</b> 法第九条第一項（法第四十八条第九項、法第九十五条第三項及び法第九十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の異議の申出には、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）中審査請求に関する規定（同令第十七条を除く。以下同じ。）を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。</p> <p>（換地計画を定めるに当たり意見をきかなければならない者の資格）  <b>第四十八条の四（略）</b></p> <p>（異議の申出に関する規定の準用）  <b>第四十八条の四の二</b> 法第五十二条の三第一項（法第五十三条の四第二項（法第九十六条及び法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）、法第九十六条及び法第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の異議の申出には、<b>第三条の二</b>の規定を準用する。</p> <p>（市町村が行う土地改良事業に係る特別徴収金）  <b>第七十二条の四（略）</b></p>	<p>（土地改良事業の遂行のための基礎的な要件）  <b>第三条（略）</b></p> <p>〔新設〕  <b>〔新設〕</b></p> <p>（換地計画を定めるに当たり意見をきかなければならない者の資格）  <b>第四十八条の四（略）</b></p> <p>〔新設〕  <b>〔新設〕</b></p> <p>（市町村が行う土地改良事業に係る特別徴収金）  <b>第七十二条の四（略）</b></p>

(行政不服審査法施行令の準用)

第七十二条の五 法第九十八条第三項(法第百十一条において準用する場合を含む。)の異議の申出又は法第九十八条第五項(法第百十一条において準用する場合を含む。)の審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法施行令中再調査の請求に関する規定又は審査請求に関する規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

[新設]

第七十二条の六 法第九十九条第七項(法第百条第二項(法第百十一条において準用する場合を含む。)、法第百条の二第二項(法第百十一条において準用する場合を含む。))及び法第百十一条において準用する場合を含む。)の異議の申出には、行政不服審査法施行令中審査請求に関する規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。

[新設]

改正案	現行
<p>（選挙人名簿）            第五条（略）            254（略）            5 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十五条の二（異議の申出に係る行政不服審査法施行令の準用）、第十六条（表示の消除）、第十八条（選挙人名簿登録証明書）、第十九条（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）、第二十一条（選挙人名簿の再調製）及び第二十二條（選挙人の数の報告）第二項の規定は、選挙人名簿の調製に準用する。この場合において、同令第十五条の二中「公職選挙法」とあるのは「漁業法第九十四条において準用する公職選挙法」と、同令第十六条中「法第二十七条第一項」とあるのは「漁業法第八十九条第七項」と、同令第十八条第三項中「、他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該選挙人名簿登録証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは「又は他の市町村の選挙人名簿に登録された場合」と、同条第四項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第十九条第一項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に記載された事項の全部を記載した書類（以下この条において「選挙人名簿記載書類」という。）」。次項及び第三項並びに第三百三十一条第二項において同じ。」とあるのは「選挙人名簿」と、「登録されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、「登録されているもの」と、「登録されているもの」と、同条第二項中「登録されているもの」と、同条第三項中「登録されているもの」と、同条第五項中「登録されているもの」とあるのは「登録されている者」と、同条第五項中</p>	<p>（選挙人名簿）            第五条（略）            254（略）            5 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十六条（表示の消除）、第十八条（選挙人名簿登録証明書）、第十九条（選挙人名簿の移送又は引継ぎ）、第二十一条（選挙人名簿の再調製）及び第二十二條（選挙人の数の報告）第二項の規定は、選挙人名簿の調製に準用する。この場合において、同令第十六条中「法第二十七条第一項」とあるのは「漁業法第八十九条第七項」と、同令第十八条第三項中「、他の市町村の選挙人名簿に登録された場合、在外選挙人名簿に登録された場合又は当該選挙人名簿に登録証明書の交付を受けた市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至つた場合」とあるのは「又は他の市町村の選挙人名簿に登録された場合」と、同条第四項中「総務省令」とあるのは「農林水産省令」と、同令第十九条第一項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、当該選挙人名簿に記載された事項の全部を記載した書類（以下この条において「選挙人名簿記載書類」という。）」。次項及び第三項並びに第三百三十一条第二項において同じ。」とあるのは「選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されているもの）」とあるのは「登録されているもの」と、同条第二項中「登録されているもの」とあるのは「登録されているもの」と、同条第三項中「登録されているもの」と、同条第五項中「登録されているもの」とあるのは「登録されている者」と、同条第五項中</p>

登録されているもの」と、同条第三項中「登録されている者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）」とあるのは「登録されている者」と、同条第五項中「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、選挙人名簿記載書類）」とあるのは「選挙人名簿」と、同条第二十一条第一項中「期間」とあるのは「期間並びに申請の方法及び期間」と読み替えるものとする。

「選挙人名簿（法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、選挙人名簿記載書類）」とあるのは「選挙人名簿」と、同条第二十一条第一項中「期間」とあるのは「期間並びに申請の方法及び期間」と読み替えるものとする。

○ 肥料取締法施行令（昭和二十五年政令第九十八号）（第五十三條關係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（行政不服審査法施行令の準用）</p> <p>第八條 法第三十四條第二項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）第八條の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。</p>	<p>〔新設〕</p>

○ 漁業登録令（昭和二十六年政令第二百九十二号）（第五十四条関係）  
（略）

改正案	現行
<p>（市場再編整備地域の指定に係る最低基準）</p> <p>第一条 家畜取引法（以下「法」という。）第十九条第二項第二号の政令で定める最低基準は、その区域内に開設されている地域家畜市場の最近一年間における一市場当たりの家畜取引の平均頭数が開場日一日当たり次に掲げる頭数を下らないこととする。</p> <p>一 牛、馬、めん羊又は山羊のいずれかが生産される地域内の地域家畜市場については、その生産される家畜の種類二百五十頭</p> <p>二 （略）</p> <p>三 二以上の種類の家畜が生産される地域内の地域家畜市場については、その生産される家畜の種類（その地域内において生産される頭数が僅少で農林水産省令で定める基準に達しない家畜の種類を除く。）の全てにつき、牛、馬、めん羊又は山羊にあつては二百五十頭、豚にあつては五百頭</p> <p>2 前項の一市場当たり及び開場日一日当たりの平均頭数の算出方法については、農林水産省令で定める。</p> <p>（行政不服審査法施行令の準用）</p> <p>第二条 法第三十一条第一項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。</p>	<p>1 家畜取引法第十九条第二項第二号の政令で定める最低基準は、その区域内に開設されている地域家畜市場の最近一年間における一市場当たりの家畜取引の平均頭数が開場日一日当り次の各号に掲げる頭数を下らないこととする。</p> <p>一 牛、馬、めん羊又は山羊のいずれか一が生産される地域内の地域家畜市場については、その生産される家畜の種類二百五十頭</p> <p>二 （略）</p> <p>三 二以上の種類の家畜が生産される地域内の地域家畜市場については、その生産される家畜の種類（その地域内において生産される頭数が僅少で農林水産省令で定める基準に達しない家畜の種類を除く。）のすべてにつき、牛、馬、めん羊又は山羊にあつては二百五十頭、豚にあつては五百頭</p> <p>2 前項の一市場当り及び開場日一日当りの平均頭数の算出方法については、農林水産省令で定める。</p> <p>〔新設〕</p>



○ 農業機械化促進法施行令（昭和四十年政令第二百九号）（第五十六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（行政不服審査法施行令の準用）</p> <p>第五條 法第十三條第二項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）第八條の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。</p>	<p>〔新設〕</p>

○ 農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）（第五十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地）            第八条（略）</p> <p>（行政不服審査法施行令の準用）            第八条の二 法第十一条第三項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出又は法第十一条第五項（法第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立てには、それぞれ、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）中再調査の請求又は審査請求に関する規定（同令第十七条を除く。）を準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。</p> <p>（読替規定）            第十三条（略）</p> <p>（土地改良法施行令の準用）            第十三条の二 法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出には、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条の六の規定を準用する。</p>	<p>（農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地）            第八条（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>（読替規定）            第十三条（略）</p> <p>〔新設〕</p>

○ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）（第五十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（手数料の額）            第九条（略）</p> <p>（行政不服審査法施行令の準用）            第九条の二 法第六十三条第一項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。</p>	<p>（手数料の額）            第九条（略）</p> <p>〔新設〕</p>

○ 集落地域整備法施行令（昭和六十三年政令第二十五号）（第五十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（土地改良法施行令の準用）</p> <p>第十三条 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条の六の規定は法第十二条において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出について、同令第七十四条の規定は法第十二条において準用する土地改良法第二百一十一条第二項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十条第二項の規定による裁決を申請しようとする場合について、それぞれ準用する。</p>	<p>（収用委員会に対する裁決の申請手続）</p> <p>第十三条 法第十二条において準用する土地改良法第二百一十一条第二項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十条第二項の規定による裁決を申請しようとする場合については、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十四条の規定を準用する。</p>

○ 市民農園整備促進法施行令（平成二年政令第二百七十二号）（第六十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（土地改良法施行令の準用）</p> <p>第二条 土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条の六の規定は法第六条において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出について、同令第七十四条の規定は法第六条において準用する土地改良法第二百一十一条第二項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする場合について、それぞれ準用する。この場合において、同令第七十二条の六及び第七十四条中「農林水産省令」とあるのは、「農林水産省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。</p>	<p>（収用委員会に対する裁決の申請手続）</p> <p>第二条 法第六条において準用する土地改良法第二百一十一条第二項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする場合については、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「農林水産省令」とあるのは、「農林水産省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。</p>

○ 漁船法第三十三条第一項の期間等を定める政令（平成十三年政令第三百七号）（第六十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>漁船法施行令</p> <p>（指定認定機関等の指定の有効期間）</p> <p>第一条 漁船法（以下「法」という。）第三十三条第一項（法第四十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。</p> <p>（行政不服審査法施行令の準用）</p> <p>第二条 法第四十八条第一項の意見の聴取については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「農林水産省令」と読み替えるものとする。</p>	<p>漁船法第三十三条第一項の期間等を定める政令</p> <p>漁船法第三十三条第一項（同法第四十七条において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。</p> <p>〔新設〕</p>

○ 外国為替及び外国貿易法第五十六条の規定による意見の聴取の手續に関する政令（昭和二十四年政令第三百七十九号）（第六十二条関係）  
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>〔削る〕</p> <p>〔削る〕</p> <p>（予告及び公告）</p> <p>第二条 審理員（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十一条第二項に規定する審理員をいう。次条において同じ。）は、審査請求があつたときは、意見聴取会の期日及び場所を定め、これを当該審査請求人に予告し、かつ、事案の内容とともに公告しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（意見聴取会）</p> <p>第三条 意見聴取会は、審理員が議長として主宰する。</p> <p>第四条 （略）</p> <p>第五条 （略）</p> <p>第六条 意見聴取会においては、まず審査請求人又はその代理人に審査請求の要旨及び理由を陳述させなければならない。ただし、</p>	<p>第二条 削除</p> <p>（意見の聴取を行わない場合）</p> <p>第三条 意見の聴取は、審査請求又は異議申立てを却下する場合には、行わない。</p> <p>（予告及び公告）</p> <p>第四条 主務大臣（外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）第四条に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）は、審査請求又は異議申立てがあつたときは、これを却下する場合を除き、意見聴取会の期日及び場所を定め、これを当該審査請求人又は異議申立人に予告し、かつ、事案の内容とともに公告しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（意見聴取会）</p> <p>第五条 意見聴取会は、主務大臣又はその指名する職員が議長として主宰する。</p> <p>第六条 （略）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>第八条 意見聴取会においては、まず審査請求人若しくは異議申立人又はその代理人に審査請求又は異議申立ての要旨及び理由を陳</p>

これらの者が出席しないときは、議長は、審査請求書の朗読をもつてその陳述に替えることができる。

第七条 審査請求人又は利害関係人の代理人は、意見聴取会において、証拠を提示し、又は意見を述べることができる。

第八条 「削る」

議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

第九条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合においては、議長は、次の期日及び場所を定め、これを審査請求人又はその代理人に通知し、かつ、公告しなければならない。

(調書)  
第十条 (略)

第十一条 調書には、次の事項を記載し、議長が記名押印しなければならない。

- 一 三 (略)
- 四 審査請求人及び出席したその代理人の氏名
- 五 九 (略)

第十二条 審査請求人及びその代理人は、当該事案の記録を閲覧することができる。書面をもつて当該事案について利害関係のあることを疎明した者及びその代理人も同様とする。

述させなければならない。ただし、これらの者が出席しないときは、議長は、審査請求書又は異議申立書の朗読をもつてその陳述に替えることができる。

第九条 審査請求人若しくは異議申立人、利害関係人又はこれらの代理人は、意見聴取会において、証拠を提示し、又は意見を述べることができる。

第十条 議長は、議事を整理するため必要があるときは、陳述又は証拠の提示を制限することができる。

2 議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があるときは、その秩序を妨げ、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

第十一条 議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合においては、議長は、次の期日及び場所を定め、これを審査請求人若しくは異議申立人又はその代理人に通知し、かつ、公告しなければならない。

(調書)  
第十二条 (略)

第十三条 調書には、次の事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

- 一 三 (略)
- 四 審査請求人又は異議申立人及び出席したその代理人の氏名
- 五 九 (略)

第十四条 審査請求人又は異議申立人及びその代理人は、当該事案の記録を閲覧することができる。書面をもつて当該事案について利害関係のあることを疎明した者及びその代理人も同様とする。



〔削る〕

（事案の記録の送付）

第十五条 議長は、意見聴取会が終了したときは、遅滞なく、当該事案の記録を主務大臣に送付しなければならない。

改正案	現行
<p>(予告登録)</p> <p>第三十六条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。</p> <p>一 鉱業権又は租鉱権に関する許可又は認可について、審査請求若しくは鉱業法第百三十三条の規定による裁定の申請があり、又は訴えが提起されたとき。</p> <p>二 (略)</p>	<p>(予告登録)</p> <p>第三十六条 予告登録は、次に掲げる場合にするものとする。</p> <p>一 鉱業権又は租鉱権に関する許可又は認可について、審査請求若しくは異議申立て若しくは鉱業法第百三十三条の規定による裁定の申請があり、又は訴えが提起されたとき。</p> <p>二 (略)</p>
<p>第三十七条 経済産業大臣は、前条第一号の審査請求があつたときは、<u>経済産業省令で定めるところにより</u>、職権で、予告登録をしなければならず。</p> <p>又は命令書に審査請求書を添付して予告登録を命令しなければならない。</p> <p>2 公害等調整委員会は、前条第一号の裁定の申請があつたときは、職権で、嘱託書に裁定の申請書を添付して、予告登録を嘱託しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第三十七条 経済産業大臣は、前条第一号の異議申立てがあつたときは、<u>職権</u>で予告登録をしなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣又は公害等調整委員会は、前条第一号の審査請求又は裁定の申請があつたときは、<u>職権</u>で、命令書又は嘱託書に審査請求書又は裁定の申請書を添付して、予告登録を命令し、又は嘱託しなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(予告登録の抹消)</p> <p>第三十八条 経済産業大臣は、第三十六条第一号の審査請求について、その却下の裁決をしたとき、その審査請求を棄却する旨の裁決をしたとき、又は審査請求の取下げがあつたときは、<u>職権</u>で、予告登録を抹消し、又は予告登録の抹消を命令しなければならない。</p> <p>2 公害等調整委員会は、第三十六条第一号の裁定の申請について、その却下の決定をしたとき、その申請を棄却する旨の裁定をしたとき、又は申請の取下げがあつたときは、予告登録の抹消を嘱</p>	<p>(予告登録の抹消)</p> <p>第三十八条 経済産業大臣は、第三十六条第一号の異議申立てについて、その却下の決定をしたとき、その異議申立てを棄却する旨の決定をしたとき、又は異議申立ての取下げがあつたときは、<u>職権</u>で予告登録を抹消しなければならない。</p> <p>2 経済産業大臣又は公害等調整委員会は、第三十六条第一号の審査請求又は裁定の申請について、その却下の裁決若しくは決定をしたとき、その審査請求若しくは申請を棄却する旨の裁決若しく</p>

託しなければならない。

は裁定をしたとき、又は審査請求若しくは申請の取下げがあつたときは、予告登録の抹消を命令し、又は嘱託しなければならない。

○ 特定鉱業権関係登録令（昭和五十三年政令第三百八十二号）（第六十四条関係）  
（略）

○ 外国為替及び外国貿易法における主務大臣を定める政令（昭和五十五年政令第二百五十九号）（第六十五条関係）  
（略）

○ 弁理士法施行令（平成十二年政令第三百八十四号）（第六十六条関係）  
（略）

○ 水害予防組合職員賠償責任及身元保証令（明治四十一年勅令第百九十一号）（第六十七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 本条管理者ノ処分ニ不服アル職員ハ都道府県知事ニ審査請求ヲナスコトヲ得此ノ場合ニ於テハ当該都道府県知事ハ行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及第三項並ニ第四十六条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ管理者ノ上級行政庁ト看做ス</p>	<p>第二条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 本条管理者ノ処分ニ不服アル職員ハ都道府県知事ニ審査請求ヲナスコトヲ得</p>

○ 船舶安全法施行令（昭和九年勅令第十三号）（第六十八条関係）  
（略）



○ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（第六十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第百四十七条の三（略）</p> <p>（映像等の送受信による通話の方法による口頭審査）</p> <p>第百四十七条の四 法第九十四条第三項の口頭審査については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）第二条の規定により読み替えられた同令第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第百四十七条の五（略）</p>	<p>第百四十七条の三（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第百四十七条の四（略）</p>

改 正 案			現 行		
<p>（権限の委任） 第十五条（略） 256（略）</p> <p>7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					
（略）	法第六十三条第四項並びに第六十九条第一項及び第二項	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	国土交通大臣	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監視部長又は運輸支局長	（略）	（略）	（略）	（略）
<p>（権限の委任） 第十五条（略） 256（略）</p> <p>7 第二項の場合において、次の表の上欄に掲げる法律の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>					
（略）	法第三十八条第一項、第六十三条第四項並びに第六十九条第一項及び第二項	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	国土交通大臣	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監視部長又は運輸支局長	（略）	（略）	（略）	（略）

○ 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）（第七十一条関係）  
（略）

○ 土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）（第七十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業計画又は規準若しくは施行規程の縦覧についての公告）  <b>第三条（略）</b></p> <p>（意見書の内容の審査の方法）  <b>第三条の二</b> 法第二十条第四項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五十一条の八第四項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）第八条の規定を、法第二十条第四項又は第五十一条の八第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。</p> <p><b>2</b> 法第五十五条第五項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令第八条の規定を、法第五十五条第五項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「都道府県市計画審議会」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。</p> <p><b>3</b> 法第六十九条第四項（同条第十項において準用する場合を含む</p>	<p>（事業計画又は規準若しくは施行規程の縦覧についての公告）  <b>第三条（略）</b></p> <p>〔新設〕</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>〔新設〕</p>	<p>〔新設〕</p>

。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令第八条の規定を、法第六十九条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「国土交通大臣」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

4 法第七十一条の三第九項（同条第十五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令第八条の規定を、法第七十一条の三第九項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「国土交通大臣又は都道府県知事」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

〔新設〕

○ 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）（第七十三条関係）  
（略）

○ 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）（第七十四条関係）  
（略）

○ 領事官の行う船舶法等の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求に関する政令（昭和三十七年政令第三百九十四号）  
（第七十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>領事官の行う船舶法第三十二条第一項、船員法第百三条第一項、船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十八条第一項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十七第三項、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第九条第一項又は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第十三条第三項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。この場合において、不作為についての審査請求は、国土交通大臣に代えて、当該不作為に係る領事官に対してすることもできる。</p>	<p>領事官の行う船舶法第三十二条第一項、船員法第百三条第一項、船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十八条第一項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十七第三項、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第九条第一項又は国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第十三条第三項の事務に係る処分又はその不作為についての審査請求は、国土交通大臣に対してするものとする。</p>



○ ダム使用権登録令（昭和四十二年政令第二号）（第七十六条関係）  
（略）

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 都市計画制限等 第一節 開発行為等の規制（第十九条―第三十六条の二） 第一節の二 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第三十六条の三・第三十六条の四） 第二節～第四節（略） 第四章・第五章（略）</p> <p>第三章 都市計画制限等 第一節 開発行為等の規制</p> <p>第三十六条（略）</p> <p>（映像等の送受信による通話の方法による口頭審理） 第三十六条の二 法第五十条第三項の口頭審理については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）第二条の規定により読み替えられた同令第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。</p> <p>第一節の二 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制</p> <p>第三十六条の三（略）</p>	<p>目次 第一章・第二章（略） 第三章 都市計画制限等 第一節 開発行為等の規制（第十九条―第三十六条） 第一節の二 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制（第三十六条の二・第三十六条の三） 第二節～第四節（略） 第四章・第五章（略）</p> <p>第三章 都市計画制限等 第一節 開発行為等の規制</p> <p>第三十六条（略）</p> <p>〔新設〕 第一節の二 市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の規制</p> <p>第三十六条の二（略）</p>

第三十六条の四 (略)

第二節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制

(施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の許可を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十八条の二 法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二条の二第一項第一号の政令で定める行為は、第三十六条の三各号に掲げる行為とする。

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十八条の三 法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、第三十六条の四に規定する行為とする。

第三十六条の三 (略)

第二節 都市計画施設等の区域内における建築等の規制

(施行予定者が定められている都市計画施設の区域等内における建築等の許可を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為)

第三十八条の二 法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二条の二第一項第一号の政令で定める行為は、第三十六条の二各号に掲げる行為とする。

(都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為)

第三十八条の三 法第五十七条の三第一項において準用する法第五十二条の二第一項第三号の都市計画事業の施行として行う行為に準ずる行為として政令で定めるものは、第三十六条の三に規定する行為とする。

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業計画等の縦覧についての公告）  <b>第三条（略）</b></p> <p>（意見書の内容の審査の方法）  <b>第三条の二</b> 法<b>第十六条第四項</b>（法<b>第三十八条第二項</b>、法<b>第五十条の六及び法第五十条の九第二項</b>において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）<b>第三十一条</b>第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令<b>第 号</b>）<b>第八条</b>の規定を、<b>法第十六条第四項</b>において準用する行政不服審査法<b>第三十七条第二項</b>の規定による意見の聴取については同令<b>第九条</b>の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令<b>第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事」と、同令<b>第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。</b></b></p> <p><b>2</b> 前項の規定は、<b>法第五十三条第二項</b>（法<b>第五十六条</b>において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する<b>法第十六条第四項</b>において準用する行政不服審査法<b>第三十一条第一項本文</b>の規定による意見の陳述及び<b>法第五十三条第二項</b>において準用する<b>法第十六条第四項</b>において準用する行政不服審査法<b>第三十七条第二項</b>の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、前項中「<b>都道府県知事</b>」とあるのは、「<b>地方公共団体</b>」と読み替えるものとする。</p> <p><b>3</b> 第一項の規定は、<b>法第五十八条第三項及び第四項</b>において準用する<b>法第十六条第四項</b>において準用する行政不服審査法<b>第三十一条第一項本文</b>の規定による意見の陳述並びに<b>法第五十八条第三項</b></p>	<p>（事業計画等の縦覧についての公告）  <b>第三条（略）</b></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

及び第四項において準用する法第十六条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、第一項中「都道府県知事」とあるのは、「国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）」と読み替えるものとする。

○ 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）（第七十九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第十六条（略）</p> <p>（口頭審理についての準用）</p> <p>第十六条の二 法第二十条第三項の口頭審理については、行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）第二条の規定により読み替えられた同令第八条の規定を準用する。この場合において、同条中「総務省令」とあるのは、「国土交通省令」と読み替えるものとする。</p>	<p>第十六条（略）</p> <p>〔新設〕</p>

○ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）（第八十条関係）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業計画又は施行規程の縦覧についての公告） 第二十条（略）</p> <p>（意見書の内容の審査の方法） 第二十条の二 法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第四項（法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条本文の規定による意見の陳述及び法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については、土地区画整理法施行令第三条の二第一項の規定を準用する。</p> <p>2 法第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第五項（同条第十三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第五十七条において準用する土地区画整理法第五十五条第五項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については、土地区画整理法施行令第三条の二第二項の規定を準用する。</p> <p>3 法第五十九条第九項（同条第十五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）第八条の規定を、法第五十九条第九項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定</p>	<p>（事業計画又は施行規程の縦覧についての公告） 第二十条（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「国土交通大臣等（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十八条第一項に規定する国土交通大臣等をいう。以下同じ。）は」と、「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と、「審理員」とあるのは「国土交通大臣等」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「国土交通大臣等」と読み替えるものとする。

（土地区画整理法施行令を準用する場合の読替え）  
 第五十条 この政令において次の表の上欄に掲げる土地区画整理法施行令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三条	第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項	第五十五条第一項
第三条の二第一項	法第二十条第四項（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、又は第五十一条の八第四項（法第五十一条	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第四項（大都市地域における住宅

（土地区画整理法施行令を準用する場合の読替え）  
 第五十条 この政令において次の表の上欄に掲げる土地区画整理法施行令の規定を準用する場合には、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）	（略）	（略）
第三条	第五十一条の八第一項（法第五十一条の十第二項において準用する場合を含む。）、第五十五条第一項	第五十五条第一項
〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕



(略)	
(略)	<p>の十第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)</p> <p>法第二十条第四項又は第五十一条の八第四項</p>
(略)	<p>進に関する特別措置法第五十一条において準用する土地区画整理法第三十九条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)</p> <p>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第五十一条において準用する土地区画整理法第二十条第四項</p>
(略)	
(略)	〔新設〕
(略)	〔新設〕

○ 農住組合法施行令（昭和五十六年政令第七十号）（第八十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（都道府県知事に対する異議の申出及び収用委員会に対する裁決の申請についての土地改良法施行令の準用）</p> <p>第六條 法第十一条において準用する土地改良法第九十九条第七項の異議の申出については土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十二条の六の規定を、法第十一条において準用する土地改良法第二百一十一条第二項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする場合については同令第七十四条の規定を、<u>それぞれ準用する。この場合において、同令第七十二条の六及び第七十四条中「農林水産省令」とあるのは、「農林水産省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>（収用委員会に対する裁決の申請手続）</p> <p>第六條 法第十一条において準用する土地改良法第二百一十一条第二項の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条第二項の規定による裁決を申請しようとする場合については、土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十四条の規定を準用する。この場合において、同条中「農林水産省令」とあるのは、「農林水産省令・国土交通省令」と読み替えるものとする。</p>

○ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）（第八十二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 防災街区整備事業</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 施行者</p> <p>第一款 総則（第二十四条―<b>第二十五条の二</b>）</p> <p>第二款～第五款（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>第四章 防災街区整備事業</p> <p>第二節 施行者</p> <p>第一款 総則</p> <p>（事業計画等の縦覧）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>（意見書の内容の審査についての行政不服審査法施行令の準用）</p> <p>第二十五条の二 法第四百四十条第五項（法第五百七十七条第二項、第百六十九条及び第七十二条第二項において準用する場合を含む）以下この項において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）第八条の規定を、法第四百四十条第五項において</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 防災街区整備事業</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 施行者</p> <p>第一款 総則（第二十四条・<b>第二十五条</b>）</p> <p>第二款～第五款（略）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第五章～第七章（略）</p> <p>第四章 防災街区整備事業</p> <p>第二節 施行者</p> <p>第一款 総則</p> <p>（事業計画等の縦覧）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>〔新設〕</p>

準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条及び第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事」と、同令第八条中「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、法第百八十一条第二項（法第百八十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において準用する法第百四十条第五項において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述及び法第百八十一条第二項において準用する法第百四十条第五項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、前項中「審理員」とあるのは「審理員は」と、「都道府県知事」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第百七十九条第一項前段の地方公共団体は」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、法第百八十八条第三項及び第四項において準用する法第百四十条第五項において準用する行政不服審査法第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述並びに法第百八十八条第三項及び第四項において準用する法第百四十条第五項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取について準用する。この場合において、第一項中「都道府県知事」とあるのは、「国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）」と読み替えるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

○ マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）（第八十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業計画の縦覧についての公告）            第一条（略）</p> <p>（意見書の内容の審査の方法）            第一条の二 法第十一条第四項（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）において準用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十一条第一項本文の規定による意見の陳述については行政不服審査法施行令（平成二十七年政令第 号）第八条の規定を、法第十一条第四項において準用する行政不服審査法第三十七条第二項の規定による意見の聴取については同令第九条の規定を、それぞれ準用する。この場合において、同令第八条中「審理員は」とあるのは「都道府県知事等（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第九条第一項に規定する都道府県知事等をいう。以下同じ。）は」と、「総務省令」とあるのは「国土交通省令」と、「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と、同令第九条中「審理員」とあるのは「都道府県知事等」と読み替えるものとする。</p>	<p>（事業計画の縦覧についての公告）            第一条（略）</p> <p>〔新設〕</p>

○ 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）（第八十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（許可を要しない景観重要樹木に係る通常<sup>（略）</sup>の管理行為、軽易な行為）  <b>第十五条</b>（略）</p> <p>（景観農業振興地域整備計画の案に係る異議の申出及び審査の申立て）</p> <p>第十五条の二 法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十一条第三項（法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出及び法第十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十一条第五項（法第五十五条第四項において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立てについては、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第八條の二の規定を準用する。</p>	<p>（許可を要しない景観重要樹木に係る通常<sup>（略）</sup>の管理行為、軽易な行為）  <b>第十五条</b>（略）</p> <p>〔新設〕</p>

改 正 案	現 行
<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 隊員 第一節・第二節（略） 第三節 審査請求（第六十五条―第八十五条） 第四節～第八節（略） 第六章・第七章（略） 附則 第五章 隊員 第三節 審査請求</p> <p>（審査請求の方式） 第六十五条 法第四十九条第一項に規定する審査請求は、書面を提出してしなければならない。 2 審査請求書は、正副二通を提出しなければならない。 3 審査請求書には、履歴書二通を添付するものとする。 4 （略）</p> <p>（審査請求書の記載事項） 第六十五条の二 審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、審査請求人が、これに署名押印しなければならない。</p>	<p>目次 第一章～第四章（略） 第五章 隊員 第一節・第二節（略） 第三節 不服申立て（第六十五条―第八十五条） 第四節～第八節（略） 第六章・第七章（略） 附則 第五章 隊員 第三節 不服申立て</p> <p>（不服申立ての方式） 第六十五条 法第四十九条第一項に規定する審査請求又は異議申立ては、書面を提出してしなければならない。 2 審査請求書又は異議申立書は、正副二通を提出しなければならない。 3 審査請求書又は異議申立書には、履歴書二通を添付するものとする。 4 （略）</p> <p>（不服申立書の記載事項） 第六十五条の二 審査請求書又は異議申立書には、次の各号に掲げる事項（異議申立書にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）を記載し、審査請求人又は異議申立人が、これに署名押印しな</p>

一〇三 (略)

四 審査請求に係る処分

五 (略)

六 審査請求の趣旨及び理由

(当事者)

第六十六条 審査請求に係る事案については、第七十六条第二項に規定する場合を除き、審査請求人と処分者とを当事者とする。

2 (略)

(代理人)

第七十三条 審査請求人は、事案の審理に関し必要があるときは、防衛人事審議会の承認を得て、代理人を選任することができる。

2 代理人は、審査請求人のために、事案の審理に関し必要な行為をすることができる。ただし、審査請求を取り下げることはいかなる場合でもできない。

3 (略)

4 代理人がその資格を失ったときは、審査請求人は、書面でその旨を防衛人事審議会に届け出なければならない。

(補正)

第七十四条 防衛人事審議会は、審査請求が防衛大臣から付議された場合には、速やかに、審査請求書の記載事項、提出の時期、審査請求人の資格その他必要な事項について審査し、当該審査請求が不適法であつて補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

ればならない。

一〇三 (略)

四 審査請求又は異議申立てに係る処分

五 (略)

六 審査請求又は異議申立ての趣旨及び理由

(当事者)

第六十六条 審査請求又は異議申立てに係る事案については、第七十六条第二項に規定する場合を除き、審査請求人又は異議申立人と処分者とを当事者とする。

2 (略)

(代理人)

第七十三条 審査請求人又は異議申立人は、事案の審理に関し必要があるときは、防衛人事審議会の承認を得て、代理人を選任することができる。

2 代理人は、審査請求人又は異議申立人のために、事案の審理に関し必要な行為をすることができる。ただし、審査請求又は異議申立てを取り下げることはいかなる場合でもできない。

3 (略)

4 代理人がその資格を失ったときは、審査請求人又は異議申立人は、書面でその旨を防衛人事審議会に届け出なければならない。

(補正)

第七十四条 防衛人事審議会は、審査請求又は異議申立てが防衛大臣から付議された場合には、速やかに、審査請求書又は異議申立書の記載事項、提出の時期、審査請求人又は異議申立人の資格その他必要な事項について審査し、当該審査請求又は異議申立てが不適法であつて補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、その補正を命ずることができる。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。



〔審理手続の計画的進行〕

第七十四条の二 当事者及び防衛人事審議会は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

〔弁明書の提出〕

第七十四条の三 審査請求が適法であるときは、防衛人事審議会は、審査請求書の副本を処分者に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めるものとする。

2 弁明書には、処分の内容及び理由を記載しなければならない。

3 〔略〕

4 処分者から弁明書の提出があつたときは、防衛人事審議会は、その副本を審査請求人に送付しなければならない。

〔反論書の提出〕

第七十四条の四 審査請求人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、防衛人事審議会が反論書を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 反論書は、正副二通を提出しなければならない。

3 防衛人事審議会は、審査請求人から反論書の提出があつたときは、その副本を処分者に送付しなければならない。

〔審理の方式〕

第七十五条 〔略〕

2・3 〔略〕

〔新設〕

〔弁明書の提出〕

第七十四条の二 審査請求又は異議申立てが適法であるときは、防衛人事審議会は、審査請求書又は異議申立書の副本を処分者に送付し、相当の期間を定めて、弁明書の提出を求めることができる。

〔新設〕

2 〔略〕

3 処分者から弁明書の提出があつたときは、防衛人事審議会は、その副本を審査請求人又は異議申立人に送付しなければならない。ただし、審査請求又は異議申立ての全部を容認すべきときは、この限りでない。

〔反論書の提出〕

第七十四条の三 審査請求人又は異議申立人は、弁明書の副本の送付を受けたときは、これに対する反論書を提出することができる。この場合において、防衛人事審議会が反論書を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔審理の方式〕

第七十五条 〔略〕

2・3 〔略〕

4 書面審理を行う旨の決定をした場合においても、審査請求人の申立てがあつたときは、防衛人事審議会は、申立人に口頭で意見を述べ、防衛人事審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(証拠書類等の提出)  
第七十五条の二 審査請求人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。

2 処分者は、当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件を提出することができる。

3 前二項の場合において、防衛人事審議会が、証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(物件の提出要求)

第七十五条の三 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。この場合において、防衛人事審議会は、その提出された物件を留め置くことができる。

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第七十五条の四 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実の陳述を求め、又は鑑定を求めることができる。

4 書面審理を行なう旨の決定をした場合においても、審査請求人又は異議申立人の申立てがあつたときは、防衛人事審議会は、申立人に口頭で意見を述べ、防衛人事審議会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(証拠書類等の提出)  
第七十五条の二 審査請求人又は異議申立人は、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、防衛人事審議会が、証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

[新設]

[新設]

[新設]

(参考人の陳述及び鑑定の要求)

第七十五条の三 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、適当と認める者に、参考人としてその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることができる。

(物件の提出要求)

〔削る〕

(検証)

第七十五条の五 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(当事者への質問)

第七十五条の六 防衛人事審議会は、審査請求人の申立てにより又は職権で、審査請求に係る事件に関し、当事者に質問することができる。

(審理手続の計画的遂行)

第七十五条の七 防衛人事審議会は、審査請求に係る事件について、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、第七十五条第四項及び第七十五条の二から前条までに定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、当事者を招集し、あらかじめ、これらの審理手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる。

2 防衛人事審議会は、当事者が遠隔の地に居住している場合その他相当と認める場合には、防衛人事審議会及び当事者が音声の送受信により通話を行うことができる方法によつて、前項に規定する意見の聴取を行うことができる。

第七十五条の四 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、書類その他の物件の所持人に対し、その物件の提出を求め、かつ、その提出された物件を留め置くことができる。

(検証)

第七十五条の五 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、必要な場所につき、検証をすることができる。

2 防衛人事審議会は、審査請求人又は異議申立人の申立てにより前項の検証をしようとするときは、あらかじめ、その日時及び場所を申立人に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

(審査請求人又は異議申立人の審尋)

第七十五条の六 防衛人事審議会は、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、審査請求人又は異議申立人を審尋することができる。

〔新設〕

3 防衛人事審議会は、前項の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

4 防衛人事審議会は、第一項又は第二項の規定による意見の聴取を行ったときは、遅滞なく、第七十五条第四項及び第七十五条の二から前条までに定める審理手続の期日及び場所並びに第七十五条の二第一項の規定による審理手続の終結の予定時期を決定し、これらを当事者に通知するものとする。当該予定時期を変更したときも、同様とする。

(委員又は幹事による審理手続)

第七十五条の八 防衛人事審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は幹事に、第七十五条第四項の規定による審査請求人の意見の陳述を聞かせ、第七十五条の四の規定による参考人の陳述を聞かせ、第七十五条の五の規定による検証をさせ、第七十五条の六の規定による当事者に対する質問をさせ、又は前条第一項若しくは第二項の規定による意見の聴取を行わせることができる。

(審査請求人による提出書類等の閲覧)

第七十五条の九 「削る」

審査請求人は、第七十七条の二第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間、防衛人事審議会に対し、提出書類等(第七十五条の二第二項又は第七十五条の三の規定により提出された書類その他の物件をいう。次項において同じ。)の閲覧(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)にあつては、記録された事項を防衛人事審議会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、防衛人事審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その

(委員又は幹事による審理手続)

第七十五条の七 防衛人事審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員又は幹事に、第七十五条第四項の規定による審査請求人若しくは異議申立人の意見の陳述を聞かせ、第七十五条の三の規定による参考人の陳述を聞かせ、第七十五条の五の規定による検証をさせ、又は前条の規定による審査請求人若しくは異議申立人の審尋をさせることができる。

(処分者からの物件の提出及び閲覧)

第七十五条の八 処分者は、当該処分の理由となつた事実を証する書類その他の物件を防衛人事審議会に提出することができる。

2 審査請求人又は異議申立人は、防衛人事審議会に対し、処分者から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができる。この場合において、防衛人事審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

2 防衛人事審議会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る提出書類等の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、防衛人事審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 防衛人事審議会は、第一項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審理の併合及び分離)

第七十六条 防衛人事審議会は、二以上の審査請求が次の各号のいずれかに該当する場合には、審査請求人の請求に基づき、又は職権により、決定をもつて、これらの事案を併せて審理することができる。

一 同一の審査請求人からなされたものである場合

二 (略)

2 前項第二号に掲げる場合に該当して審理が併合された場合には、審査請求人は、防衛人事審議会の承認を得て、それらの者のうちから代表者一人を選定することができる。この場合には、それらの事案については、代表者と処分者とを当事者とする。

3 (略)

(口頭審理の終了に際し執るべき措置)

第七十七条 防衛人事審議会は、口頭審理を終了させる前に、審査請求人に対し、最終陳述をする機会を与えなければならない。

(審理手続の終結)

第七十七条の二 防衛人事審議会は、必要な審理を終えたと認める

〔新設〕

3 防衛人事審議会は、前項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(審理の併合及び分離)

第七十六条 防衛人事審議会は、二以上の審査請求又は異議申立てが次の各号の一に該当する場合には、審査請求人又は異議申立人の請求に基づき、又は職権により、決定をもつて、これらの事案をあわせて審理することができる。

一 同一の審査請求人又は異議申立人からなされたものである場合

二 (略)

2 前項第二号に掲げる場合に該当して審理が併合された場合には、審査請求人又は異議申立人は、防衛人事審議会の承認を得て、それらの者のうちから代表者一人を選定することができる。この場合には、それらの事案については、代表者と処分者とを当事者とする。

3 (略)

(口頭審理の終了に際し執るべき措置)

第七十七条 防衛人事審議会は、口頭審理を終了させる前に、審査請求人又は異議申立人に対し、最終陳述をする機会を与えなければならない。

〔新設〕

ときは、審理手続を終結するものとする。

2 前項に定めるもののほか、防衛人事審議会は、次の各号のいずれかに該当するときは、審理手続を終結することができる。

一 次のイからニまでに掲げる規定の相当の期間内に、当該イからニまでに定める物件が提出されない場合において、更に一定の期間を示して、当該物件の提出を求めたにもかかわらず、当該提出期間内に当該物件が提出されなかつたとき。

イ 第七十四条の三第一項 弁明書

ロ 第七十四条の四第一項後段 反論書

ハ 第七十五条の二第三項 証拠書類若しくは証拠物又は書類

その他の物件

ニ 第七十五条の三前段 書類その他の物件

二 審査請求人が、正当な理由なく、口頭審理又は第七十五条第四項の規定による意見の陳述に出頭しないとき。

3 防衛人事審議会が前二項の規定により審理手続を終結したときは、速やかに、当事者に対し、審理手続を終結した旨を通知するものとする。

(審査請求の取下げ及び処分の変更)

第七十八条 審査請求人は、審査請求に係る事案に関する判決があるまでは、防衛大臣の承認を得て、審査請求の全部又は一部を取り下げることができる。

2 (略)

(議決)

第七十九条 審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、防衛人事審議会は、当該審査請求を却下すべき旨を議決する。ただし、その不適法が補正することができるものであるときは、審査請求人が第七十四条の規定による補正命令に応じなかつたときでなければ、却下すべき旨を議決

(不服申立ての取下げ及び処分の変更)

第七十八条 審査請求人又は異議申立人は、審査請求又は異議申立てに係る事案に関する判決又は決定があるまでは、防衛大臣の承認を得て、審査請求又は異議申立ての全部又は一部を取り下げることができる。

2 (略)

(議決)

第七十九条 審査請求又は異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、防衛人事審議会は、当該審査請求又は異議申立てを却下すべき旨を議決する。ただし、その不適法が補正することができるものであるときは、審査請求人又は異議申立人が第七十四条の規定による補正命令に応じ

することができない。

2 審査請求が理由がないときは、防衛人事審議会は、当該審査請求を棄却すべき旨を議決する。

3 処分についての審査請求が理由があるときは、防衛人事審議会は、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更すべき旨を議決する。

4 前項の場合において、防衛人事審議会は、審査請求人の不利益に当該処分を変更すべき旨を議決することはできない。

5 第一項から第三項までの議決には、理由を付さなければならない。

#### (裁決の方式)

第八十条 審査請求に対する裁決は、次に掲げる事項を記載し、防衛大臣が記名押印した裁決書によりしなければならない。

一 主文

二 事案の概要

三 当事者の主張の要旨

四 理由

#### (裁決の効力発生)

第八十一条 裁決は、審査請求人に送達された時に、その効力を生ずる。

2 裁決の送達は、送達を受けるべき者に裁決書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知らないうち、その他裁決書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

なかつたときでなければ、却下すべき旨を議決することができない。

2 審査請求又は異議申立てが理由がないときは、防衛人事審議会は、当該審査請求又は異議申立てを棄却すべき旨を議決する。

3 処分についての審査請求又は異議申立てが理由があるときは、防衛人事審議会は、当該処分の全部又は一部を取り消すべき旨を議決する。

4 前項の場合においては、防衛人事審議会は、当該処分を変更すべき旨を議決することもできる。ただし、審査請求人又は異議申立人の不利益に当該処分を変更すべき旨を議決することはできない。

5 前各項の議決には、理由を付さなければならない。

#### (裁決又は決定の方式)

第八十条 審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定は、書面で行なう。かつ、理由を附し、防衛大臣がこれに記名押印しなければならない。

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

〔新設〕

#### (裁決又は決定の効力発生)

第八十一条 裁決又は決定は、審査請求人又は異議申立人に送達することによつて、その効力を生ずる。

2 裁決又は決定の送達は、送達を受けるべき者に裁決書又は決定書の謄本を送付することによつて行なう。ただし、送達を受けるべき者の所在が知らないうち、その他裁決書又は決定書の謄本を送付することができないときは、公示の方法によつてすることができる。

3 公示の方法による送達は、防衛大臣が裁決書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を防衛省の掲示場に掲示してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 (略)

(再審)

第八十三条 防衛大臣は、裁決を行つた後において次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、当該事案を再審に付することができる。この場合において職権で再審に付したときは、防衛大臣は、速やかにその旨を当事者に通知しなければならない。

一 第六十九条各号のいずれかに掲げる者が委員として審査に關与したことが判明した場合  
二 裁決の基礎となつた証拠が偽造され、若しくは変造されたものであること又は虚偽のものであることが判明した場合

三 (略)

四 裁決に影響を及ぼすような重要な事実について、判断の遺漏があつた場合

2 前項の再審の申立ては、裁決があつた日の翌日から起算して六月以内になければならない。

3 再審については、その性質に反しない限り、この節で定める審査請求に関する規定を準用する。

(委任規定)

第八十五条 この節に定めるもののほか、法第四十九条第一項に規定する審査請求の手續に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

3 公示の方法による送達は、防衛大臣が裁決書又は決定書の謄本を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を防衛省の掲示場に掲示してするものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して二週間を経過した時に裁決書又は決定書の謄本の送付があつたものとみなす。

4 (略)

(再審)

第八十三条 防衛大臣は、裁決又は決定を行なつた後において次の各号の一に該当すると認める場合には、審査請求人若しくは異議申立人の申立てにより又は職権で、当該事案を再審に付することができる。この場合において職権で再審に付したときは、防衛大臣は、すみやかにその旨を当事者に通知しなければならない。

一 第六十九条各号の一に掲げる者が委員として審査に關与したことが判明した場合  
二 裁決又は決定の基礎となつた証拠が偽造され、若しくは変造されたものであること又は虚偽のものであることが判明した場合

三 (略)

四 裁決又は決定に影響を及ぼすような重要な事実について、判断の遺漏があつた場合

2 前項の再審の申立ては、裁決又は決定があつた日の翌日から起算して六月以内になければならない。

3 再審については、その性質に反しない限り、この節で定める審査請求又は異議申立てに関する規定を準用する。

(委任規定)

第八十五条 この節に定めるもののほか、法第四十九条第一項に規定する審査請求又は異議申立ての手續に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。



○ 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（附則第七条関係）  
（略）

- 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（附則第七条関係）  
（略）

○ 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（附則第七条関係）  
（略）

○ 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（附則第七条関係）  
（略）

○ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（附則第七条関係）  
（略）

○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（附則第七条関係）  
（略）

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（附則第七条関係）  
（略）

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（附則第七条関係）  
（略）



○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（附則第七条関係）  
（略）

○ 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）（附則第八条関係）  
（略）